



秦野市 中心市街地活性化基本計画



令和 7 年 4 月
(令和 7 年 3 月 14 日認定)
(令和 7 年 10 月 30 日軽微な変更)

神奈川県秦野市

はじめに

本市では、小田急線 4 駅周辺をはじめとした都市基盤と表丹沢に代表される豊かな自然が調和した環境の中、平成 11 年（1999 年）に秦野市まちづくり条例を制定し、本市ならではの持続可能なまちづくりを推進してきました。

現在、人口減少・超高齢社会の到来に加え、デジタル化の進展など、私たちを取り巻く環境や生活様式、価値観は大きく変化しています。このような大きな時代の流れに対応し、子どもからお年寄りまで、あらゆる世代が安全・安心・快適に暮らすとともに、個人や団体、企業等の活発な活動の場として中心市街地を再生し、持続的な発展の礎を築くため、秦野市中心市街地活性化基本計画を策定しました。

本計画では、まちに関わる多様な方々のご意見を基に、令和 5 年（2023 年）に策定した「秦野駅北口周辺まちづくりビジョン」で描く将来像の実現を目指し、地域の歴史や文化を引き継ぎながら、多様な視点や新たな価値観を取り入れ、持続可能なまちづくりを進めてまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定に当たりご尽力いただきました秦野駅北口周辺にぎわいのあるまちづくり会議の皆様、ご協力いただきました関係者の皆様、多くの貴重なご意見をいただきました市民の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和 7 年 3 月

秦野市長 高橋昌和



目次

○ 基本計画の名称.....	1
○ 作成主体.....	1
○ 計画期間.....	1
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針.....	1
[1] 地域の概況	1
[2] 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析	5
[3] 地域住民のニーズ等の把握	36
[4] これまでの中心市街地活性化に関する取組	39
[5] 中心市街地活性化の課題	45
[6] 中心市街地活性化の方針（基本的方向性）	46
2. 中心市街地の位置及び区域	47
[1] 位置	47
[2] 区域	48
[3] 中心市街地に適合していることの説明	49
3. 中心市街地の活性化の目標	59
[1] 中心市街地活性化の目標	59
[2] 計画期間の考え方	60
[3] 目標指標の設定の考え方	60
[4] フォローアップの方針	74
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項.....	75
[1] 市街地の整備改善の必要性	75
[2] 具体的事業の内容	75
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項.....	81
[1] 都市福利施設の整備の必要性	81
[2] 具体的事業の内容	81
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項	89
[1] 街なか居住の推進の必要性	89

[2] 具体的事業の内容	89
7. 中小・小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項	91
[1] 経済活力の向上の必要性	91
[2] 具体的事業の内容	91
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利用者の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項	103
[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	103
[2] 具体的事業の内容	103
◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施個所	105
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	107
[1] 市町村の推進体制の整備等	107
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項	107
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等	114
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	117
[1] 都市機能の集積の促進の考え方	117
[2] 都市計画手法の活用	117
[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	117
[4] 都市機能集積のための事業等	118
11. その他中心市街地の活性化に資する事項	119
[1] 基本計画に掲げる事業などの推進上の留意事項	119
[2] 都市計画等との調和	120
[3] その他の事項	120

- 基本計画の名称：秦野市中心市街地活性化基本計画
- 作成主体：神奈川県秦野市
- 計画期間：令和7年4月～令和12年3月（5年0月）

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1] 地域の概況

(1) 秦野市の位置・地勢

秦野市は、神奈川県央の西部に位置し、人口は約16.2万人（2020年国勢調査より）、市域は面積103.76km²で、東部は伊勢原市、西部は松田町と大井町、南部は中井町と平塚市、北部は山北町、清川村及び厚木市に接している。市の中心部は、東京駅から約60km、横浜駅から約37kmの距離にあり、都心部からのアクセス性に優れているうえ、豊かな自然に囲まれている。

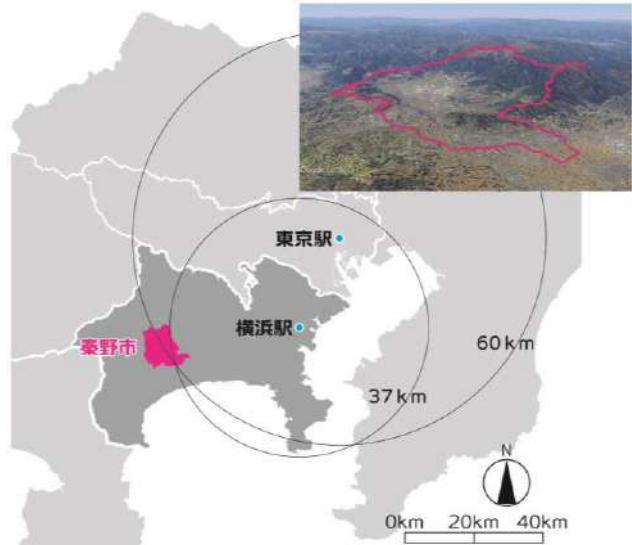


図 秦野市の位置

北方には丹沢連峰がひかえ、南方には渋沢丘陵と呼ばれる台地が東西に走り、県内で唯一の典型的な盆地を形成している。市内を流れる河川の多くは、丹沢連峰の稜線から発しており、なかでも塔ノ岳からの水無川、春嶽山からの金目川は、盆地に入って扇状地地帯を形成し、これが今日の市街地となっている。また、扇状地は、丹沢山地から搬出され堆積した砂礫層と、箱根火山等から飛来した火山灰が互層構造を形成している。

このような地形特性から、地形を生かしたお茶、ソバ、落花生などの生産を行っているほか、秦野盆地には、約7.5億トンと推定される豊富な地下水が蓄えられている。これらの地下水は盆地内の各所で湧き出し、これが秦野盆地湧水群として、昭和の名水百選の一つに選ばれている。

産業では、昭和30年代以降、工場や事務所の誘致を図り、電子部品や情報機器などの生産拠点が立地している。

秦野盆地湧水群と弘法の清水



出典：(一社)秦野市観光協会 <https://www.kankou-hadano.org/touristguide/water.html>

秦野の特産物



出典：秦野市資料

(2) 市町村全体及び中心市街地の沿革（まちの成り立ち）

■秦野のはじまり～大正時代まで

秦野市域では、およそ2万年前から人々の生活が営まれてきた。近世に、矢倉沢往還と羽根尾通り大山道が交わる本町四ツ角を中心に、市場（十日市場）が開かれ、幹線道路が交差する交通の要衝として、経済の中核を担うようになった。

江戸時代に起こった富士山大噴火を転機に、火山灰の土地で育ちやすいタバコの生産が始まる。育てたタバコをタバコ葉として加工し、地区内で生産から販売までを一貫して行っていた。現在のイオン秦野店の敷地に「秦野葉煙草専売所（後のJT秦野工場）」が整備され、専売所に隣接して「湘南馬車鉄道（後の湘南軽便鉄道）」の（旧）秦野駅が開設された。

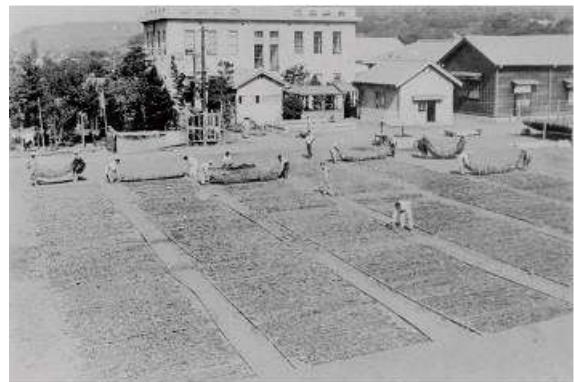
■昭和～現在まで

昭和の時代に入ると、小田急線の開通により、大秦野駅（現在の秦野駅）が開業し、交通の中心が本町四ツ角から南側の駅付近に移った。第二次世界大戦後、水無川沿いにサクラマーケットという市場ができた。サクラマーケットには、日常雑貨店や駄菓子屋などが立ち並び、1981（昭和56）年頃まで賑わった。

その後、産業の変化により、タバコ畑から工業用地へと土地利用転換が進んだことから、住宅需要が生まれ、あわせて中規模なスーパーマーケットなどが建ち始めた。

昭和60年代以降には、衣料品などの買い物便利に調達できる商業施設がないことから、市の主導で複合商業施設を誘致する「シビックマート構想」が提唱されたものの、近傍の大型商業店舗の出店や社会状況の変化の影響を受け、事業が白紙撤回され、現在に至る。

日本専売公社秦野たばこ試験場における葉タバコの地干し



出典：秦野市資料

サクラマーケットの様子



出典：秦野駅北口周辺まちづくりビジョン(令和5年11月)

■秦野市中心市街地の移り変わり

秦野市の中心市街地は、歴史的にはタバコ産業を背景とした経済の中核的な役割を果たしていた。その後、1988（昭和63）年頃になると、駅西側に建つ西武ビル（ボウリング場）一帯以外は、戸建て住宅を主体とした市街地となり、2007（平成19）年には、駅南側の土地区画整理事業が進み、秦野駅が橋上化され、北口周辺の市街地にも、中高層の建物が目立つようになる。その後、駅側の県道705号の拡幅が始まり、西武ビルが解体されたほか、大秦ハイツマンションが複合機能の区分所有マンションに建替えられ、JAはだの本町支所が建替えられた。

2019（令和元）年になると、西武ビル跡地にはドラッグストアや分譲マンションが開発された。

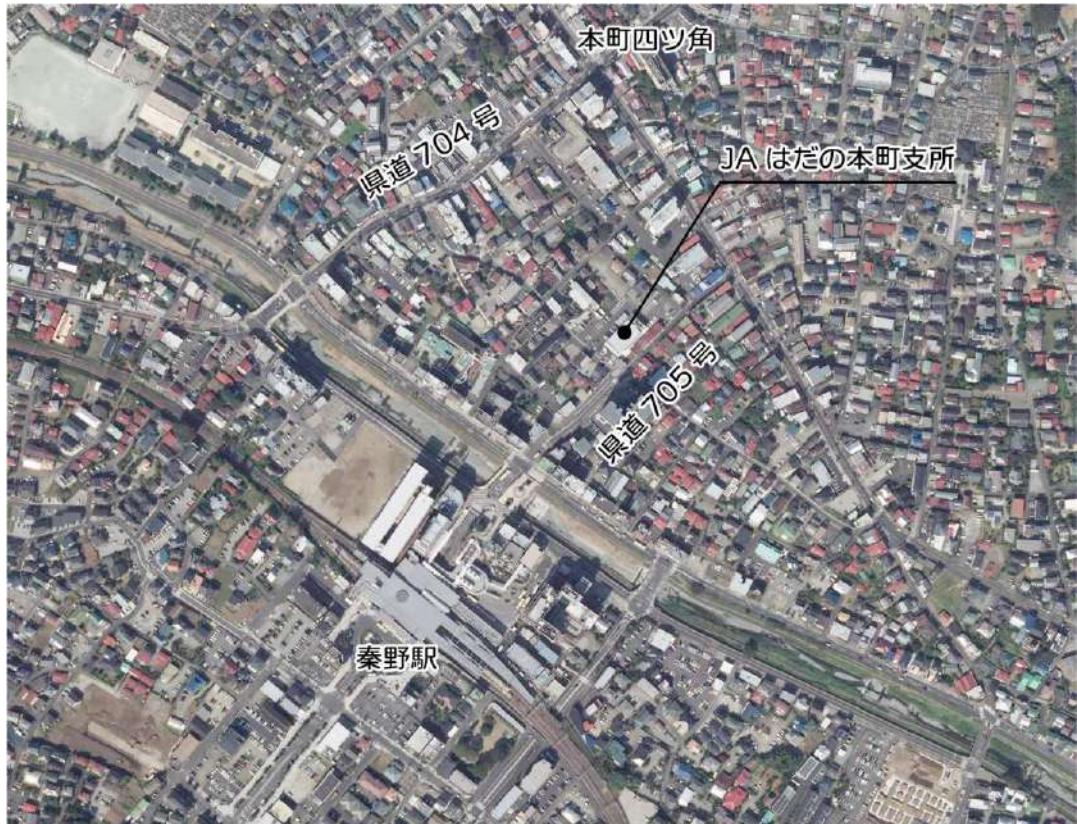
1988(昭和63)年



2007(平成19)年



2019(令和元)年



出典：国土地理院

(3) 秦野市における中心市街地の歴史的・文化的役割

近世より本町四ツ角周辺には市場（十日市場）が開かれ、江戸時代以降は、市域の特産品であるタバコが東海道の脇往還である矢倉沢往還などを通して流通するなど、経済の中核として発展してきた。その後、1955（昭和30）年の市制施行を機に工場誘致が図られると、タバコ葉などを生産する農地から工業用地へと土地利用の転換が進むとともに、住宅需要が生まれ、中心市街地においても日常生活に必要な小売店舗が立ち並ぶようになり、市の商業の中心として栄えてきた。

駅前通り商店街の様子



出典：秦野市資料

【2】地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析

(1) 人口動態

① 秦野市及び中心市街地の人口構成・人口推移

秦野市の総人口は、2020（令和2）年時点で162,439人となっており、2010（平成22）年の170,145人を境に減少に転じており、この10年間で7,706人減少（-4.5%）している。

中心市街地の人口も同様に、2010（平成22）年の1,951人から減少傾向にあり、2020（令和2）年には1,668人へと283人も減少（-14.5%）している。

人口構成については、市全体及び中心市街地ともに、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の減少が続いている。老人人口（65歳以上）は年々増加し、2020年には市全体及び中心市街地ともに30%を超えている。

それぞれを比較すると、市全体よりも中心市街地の人口減少率の割合が高く、高齢化率も高いことから、より高齢化が進んでいる状況である。

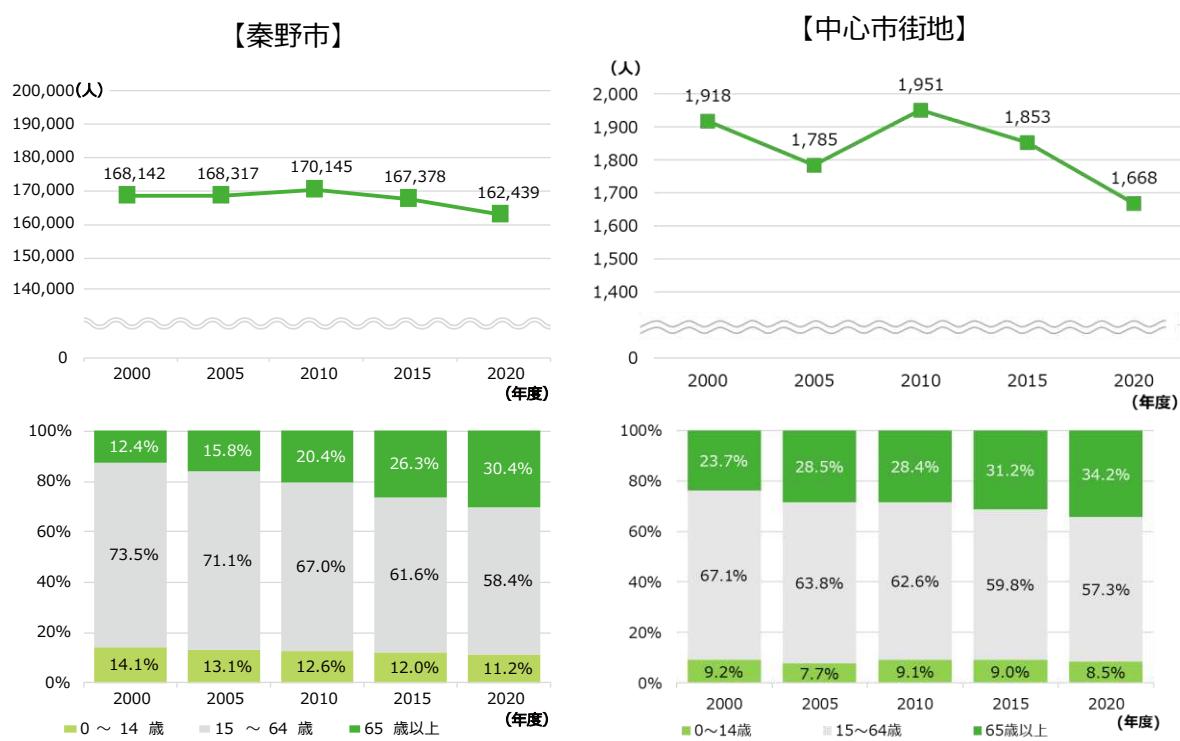


図 秦野市の人口推移・人口構成

出典：j-STAT MAP（国勢調査）

② 世帯数推移

秦野市の世帯数は、1965（昭和 40）年に約 1.2 万世帯であったが、その後、急速な増加傾向が続き、平成の時代に入ると 5 万世帯を超え、2020（令和 2）年時点では 72,737 世帯となっている。

中心市街地においては、2005（平成 17）年から 2015（平成 27）年にかけては 766 世帯から 906 世帯まで増加したが、近年は減少に転じ、2020 年には 859 世帯となっている。

また、1 世帯当たりの人員は、市全体、中心市街地ともに減少傾向にあるが、中心市街地の 1 世帯当たりの人員は市全体に比べて低く、2020 年には 1.94 人／世帯となっており、核家族や単身世帯が多い地域と考えられる。

※中心市街地において 2005 年から 2010（平成 22）年にかけて人口と世帯数が急増しているが、これは県道 705 号沿道に立地する民間マンション（総戸数 91 戸）の竣工による。

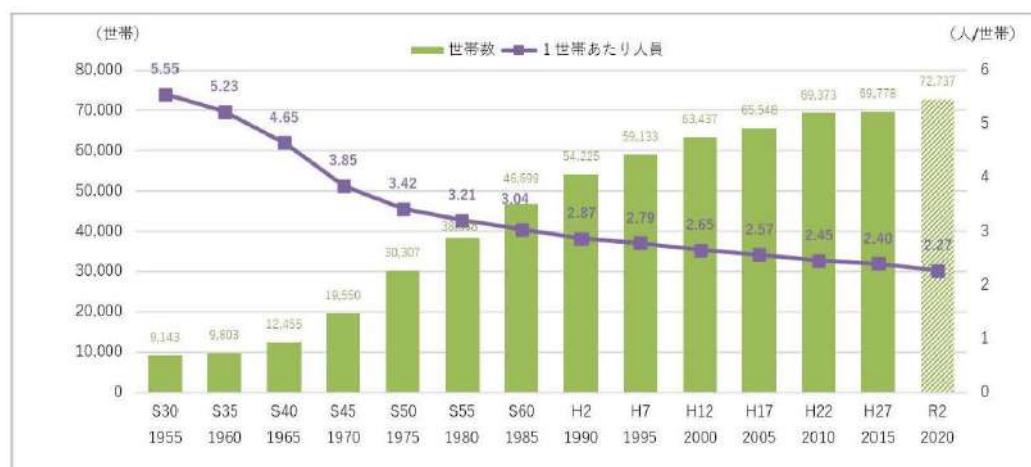


図 秦野市の総世帯数・1世帯あたり人員の推移

出典：秦野市人口ビジョン（平成 28 年 3 月（令和 3 年 3 月改定））

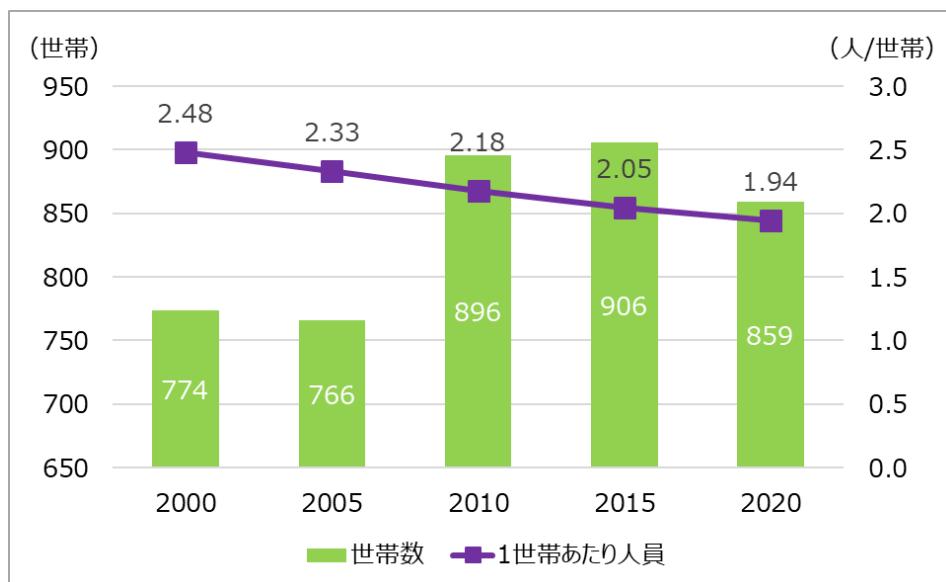


図 中心市街地の総世帯数・1世帯あたり人員の推移

出典：国勢調査

③ 人口流動

ア. 昼夜間人口

秦野市全体の昼間人口は、2000（平成12）年以降増加が続き、約14万人から約14.5万人まで増加したが、2020（令和2）年には減少に転じ、約14.2万人となっている。

昼夜間人口比率については上昇が続いているが、2000（平成12）年からの20年間で5.6ポイント上昇し、2020（令和2）年には87.7%となっているが、依然として100%以内であり、流出超過が続いている。

令和2年国勢調査によると、通勤・通学では東京都へ向かう人が最も多く、次いで厚木市、平塚市の順となっている。

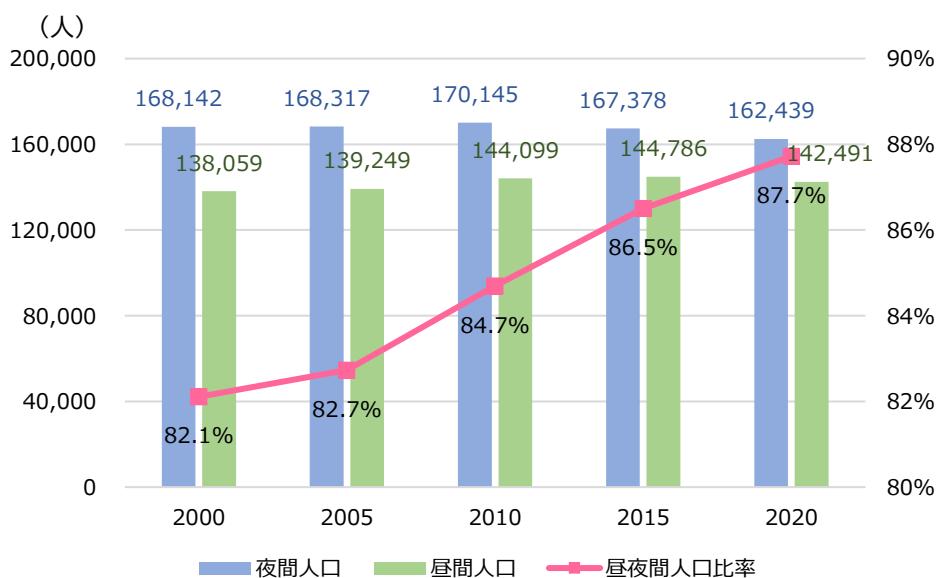


図 秦野市の昼夜間人口・昼夜間人口比率

出典：RESAS（国勢調査）

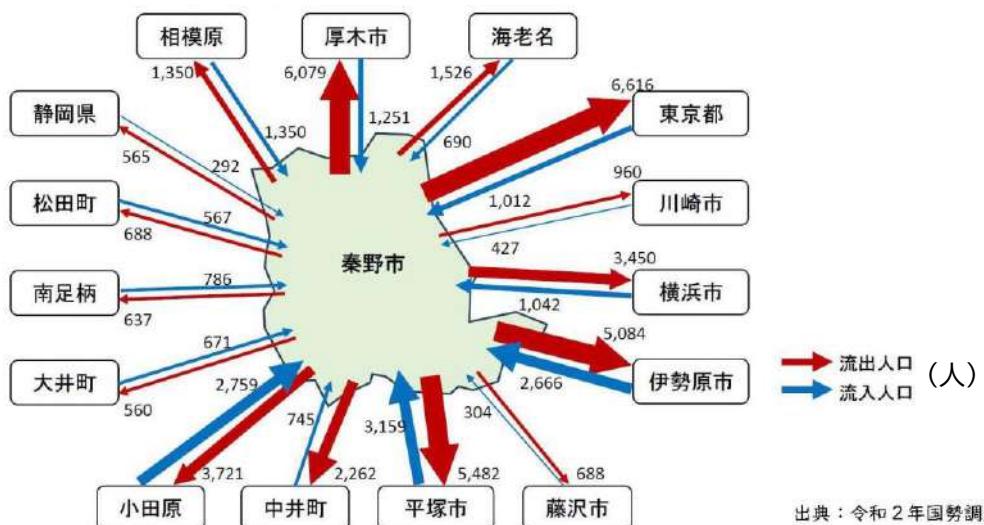


図 秦野市の通勤・通学流動人口（2020（令和元）年）

出典：秦野市地域公共交通計画（令和6年3月）

イ. 社会増減・自然増減

2010(平成 22)年頃までは出生数が死亡数を上回っていたが、その後死亡数が出生数を上回り、出生数は減少が続いている。2021 (令和 3) 年の死亡数は出生数の約 2 倍となった。

社会増減については、2000 (平成 12) 年頃から減少の傾向が強まっているが、近年は転出入の変動が比較的穏やかになっており、2021 (令和 3) 年には転入が転出を 411 人上回った。

転出入の市町村別の内訳をみると、転入先・転出先ともに横浜市が最も多く、約 10% を占める。2 位以下は、伊勢原市、平塚市、川崎市、相模原市の順となっている。

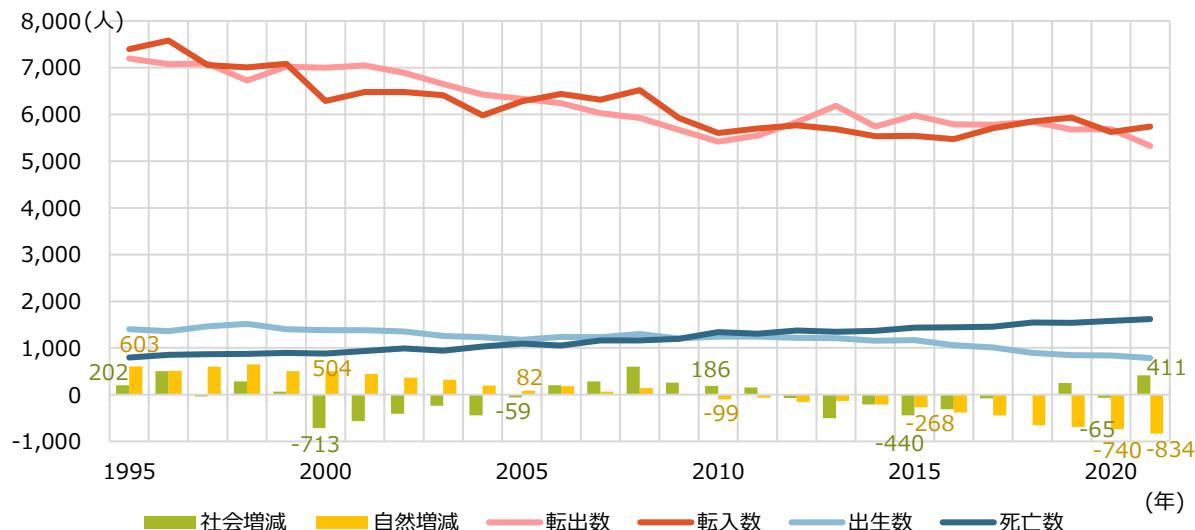


図 秦野市の社会増減数・自然増減数の推移

出典：RESAS（住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査）

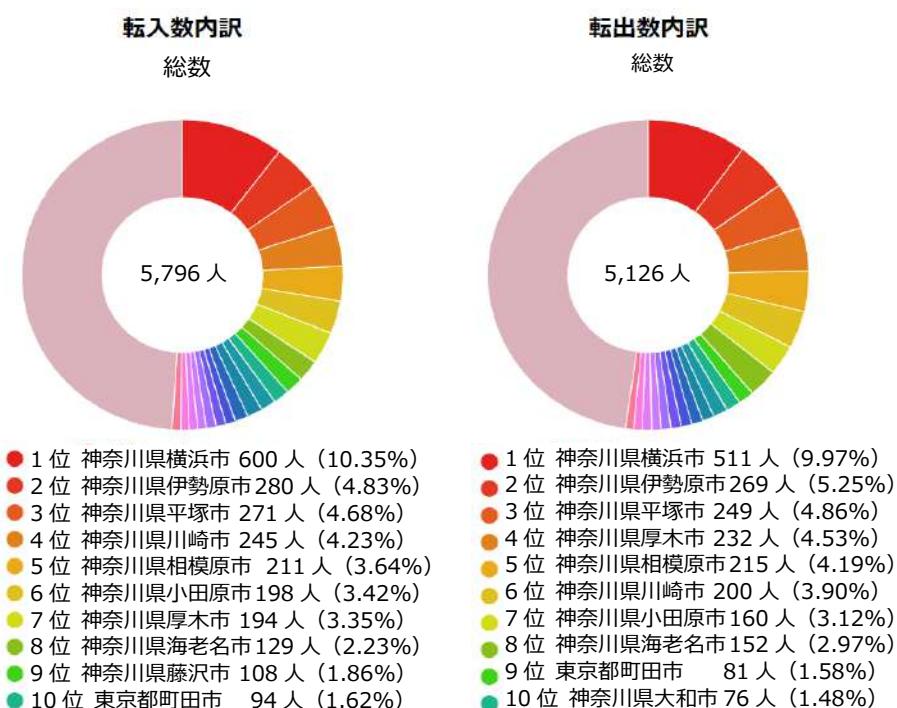


図 秦野市の転出入の市町村別内訳（2022 年）

出典：RESAS（総務省「住民基本台帳人口移動報告」）

④ DID 人口密度

秦野市の DID (人口集中地区) は、1965 (昭和 40) 年頃は秦野駅を中心に広がっていた。その後、渋沢駅、東海大学前駅、鶴巻温泉駅の 3 駅周辺、市街化区域北側等の順で拡大し、2020 (令和 2) 年には約 2,316ha となり、1985 (昭和 60) 年の約 1.7 倍まで広がった。

その一方で、DID 人口密度は減少傾向にあり、1985 年の 71.8 人/ha から、2020 (令和 2) 年には 62.3 人/ha へと 9.5 人/ha も減少 (約-13%) し、市街地の低密度化が進行している。

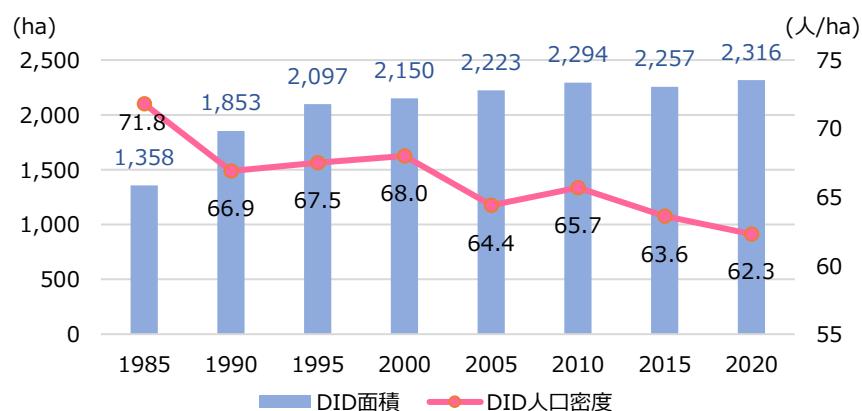


図 秦野市の DID 面積と DID 人口密度の推移

出典：統計はだの

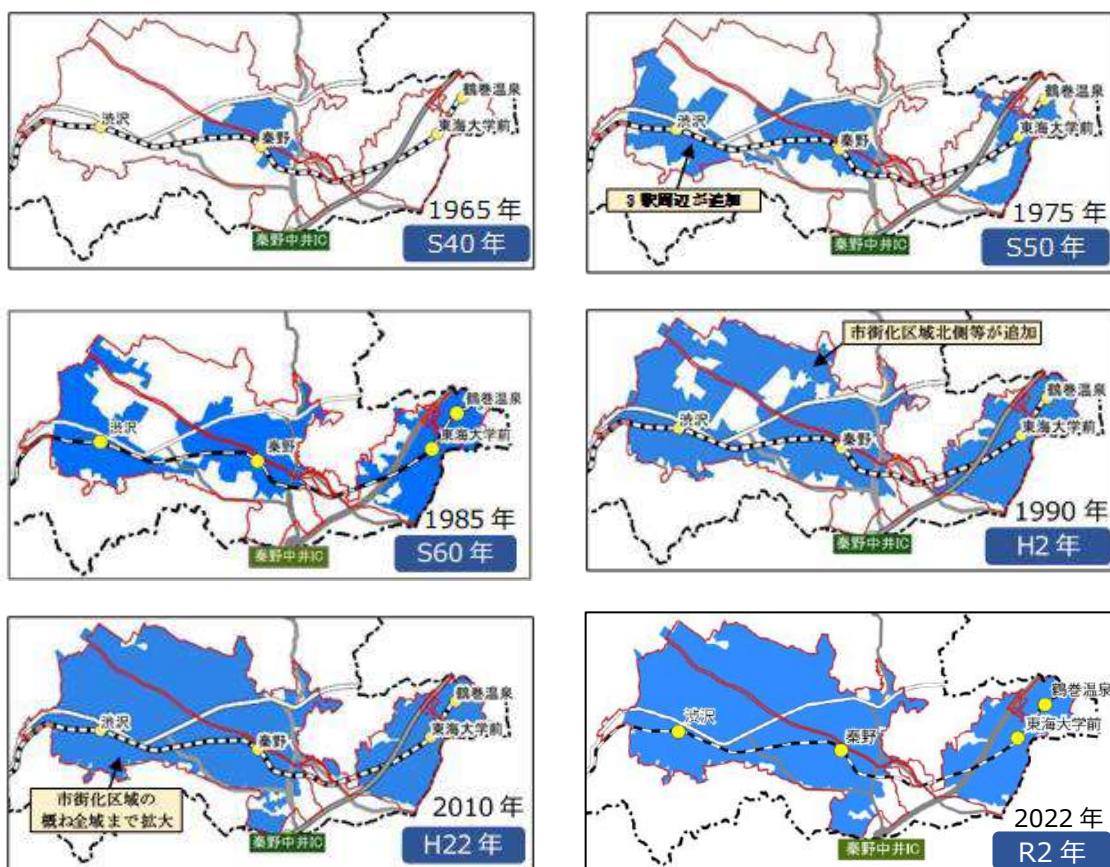


図 秦野市の DID の変遷

出典：秦野市立地適正化計画（令和 2 年 4 月）、国土数値情報をもとに作成

⑤ 人口分布

秦野駅周辺の人口分布は、駅南側では人口が増加しているエリアがいくつか見られるが、駅北側の中心市街地周辺では多くのエリアで人口が減少している。

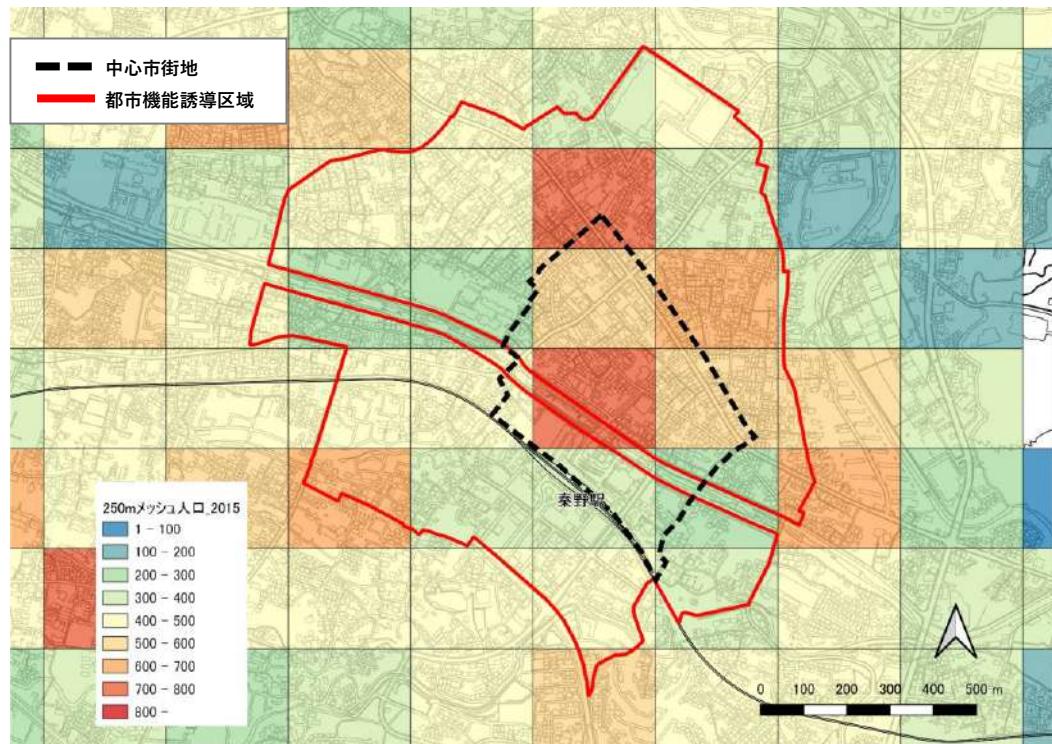


図 中心市街地の 250mメッシュ人口 (2015(平成 27)年)

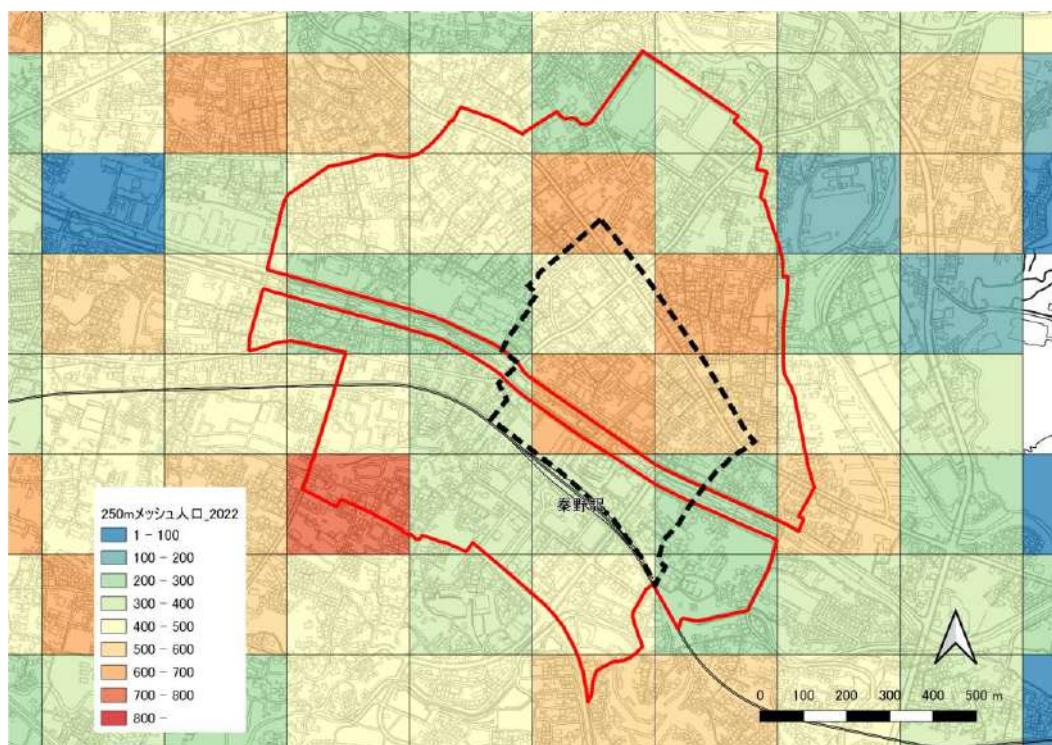


図 中心市街地の 250mメッシュ人口 (2022(令和 4)年)

出典：国土数値情報

(2) 経済活力関係

① 産業全般の状況

ア. 秦野市の産業集積状況

秦野市における全産業（うち公務を除く）の事業所は、小田急4駅周辺に多く分布している。特に秦野駅北口周辺で250件以上となっており、もっとも立地数が多い。

従業者数については、小田急4駅周辺及び市中心部の工業地周辺に多く分布している。

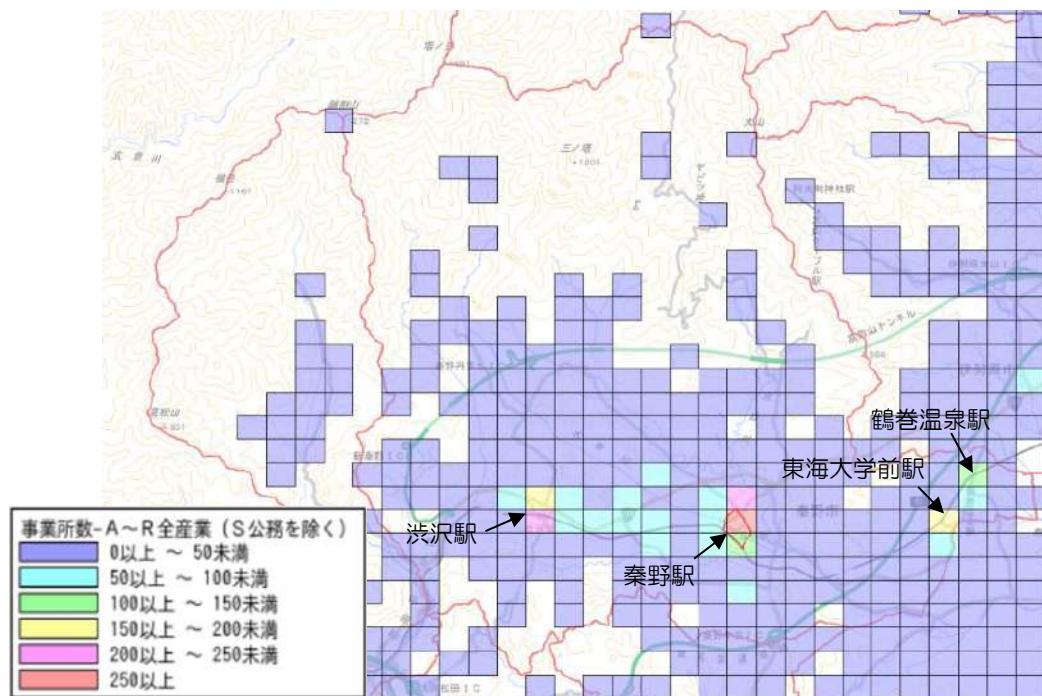


図 秦野市の事業所数の分布 (2016(平成 28)年)

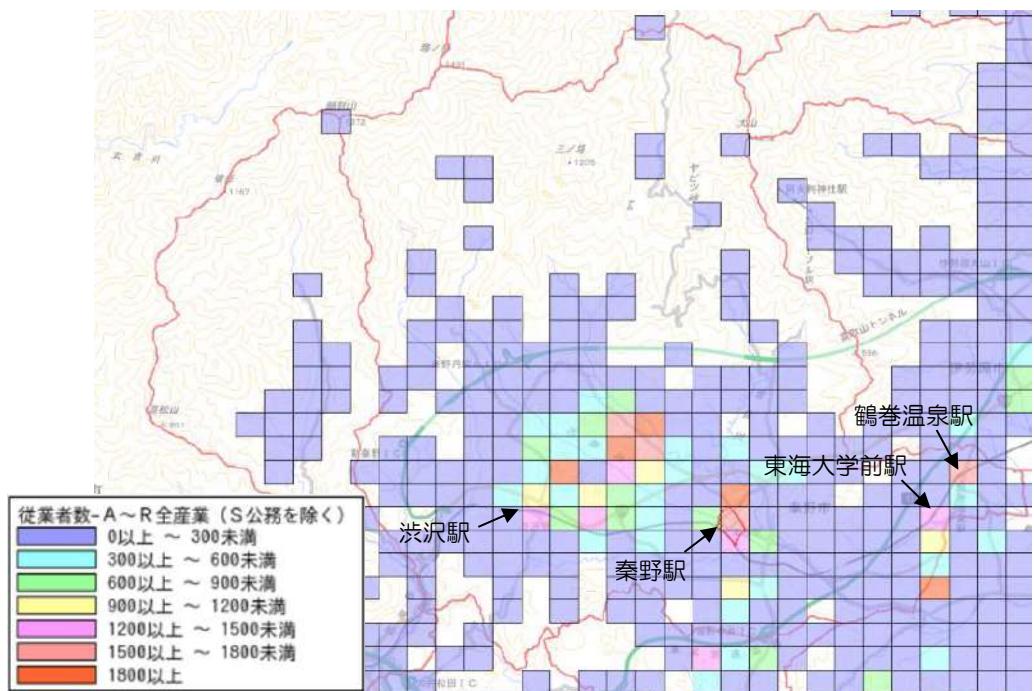


図 秦野市の従業員数の分布 (2016 (平成 28) 年)

出典：j-STAT MAP(平成 28 年経済センサス活動調査)

イ. 全産業の事業所数、従業員数

市全体の事業所数は、2016（平成28）年で4,609事業所あり、そのうち中心市街地には392事業所が立地しており、市全体の約8.5%を占める。

事業所数の年次変化をみると、市全体の事業所数は2012（平成24）年から2014（平成26）年まで若干増加したものの、基本的には減少傾向にあり、2009（平成21）年から7年間で688件減少した。従業員数についても同様の傾向にある。

中心市街地の事業所数については2009年から減少が続き、2016年までに71件減少した。

中心市街地の従業員数は市全体の約6%前後を占め、2012年から2016年にかけては横ばいとなっている。

（中心市街地：今川町、栄町、大秦町、本町一丁目、本町二丁目の合計）

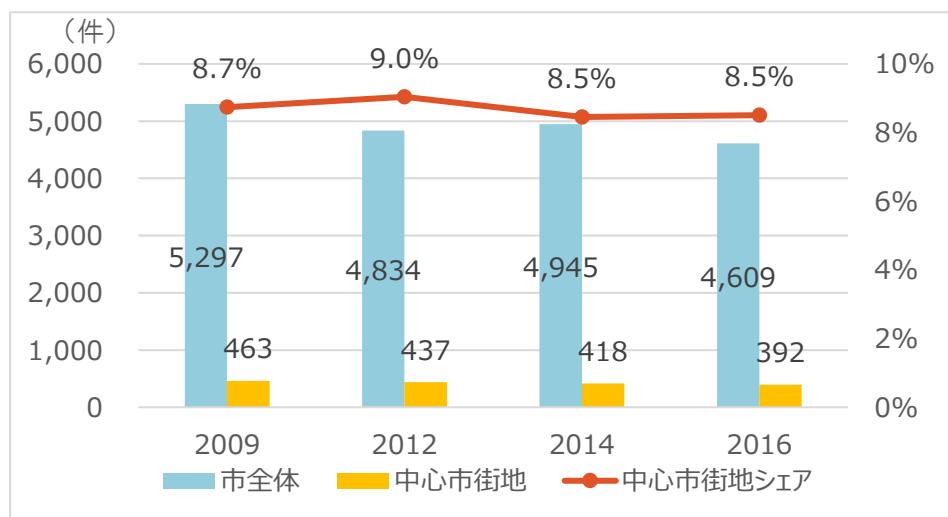


図 全産業の事業所数（うち公務を除く）の推移

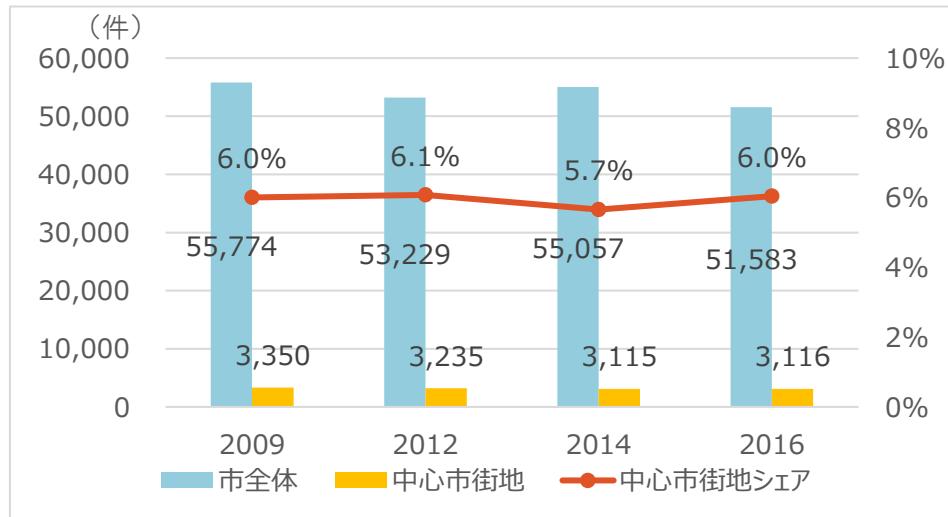


図 全産業従業員数（うち公務を除く）の推移

出典：経済センサス基礎調査・活動調査

ウ. 産業大分類別事業所数、従業員数

中心市街地で最も多くの事業所が立地している産業は「卸売業、小売業（129 件）」で、「宿泊業、飲食サービス業（65 件）」「生活関連サービス（47 件）」と続く。市全体の事業所数に対して占める割合は「金融業、保険業（9 件、16.7%）」「情報通信業（4 件、16.0%）」が高い。

中心市街地の従業員数については、「卸売業、小売業（710 人）」が最も多く「宿泊業、飲食サービス業（601 人）」「医療、福祉（511 人）」と続く。市全体に対して占める割合は「金融業、保険業（177 人、22.7%）」「教育、学習支援（205 人、21.5%）」が高い。

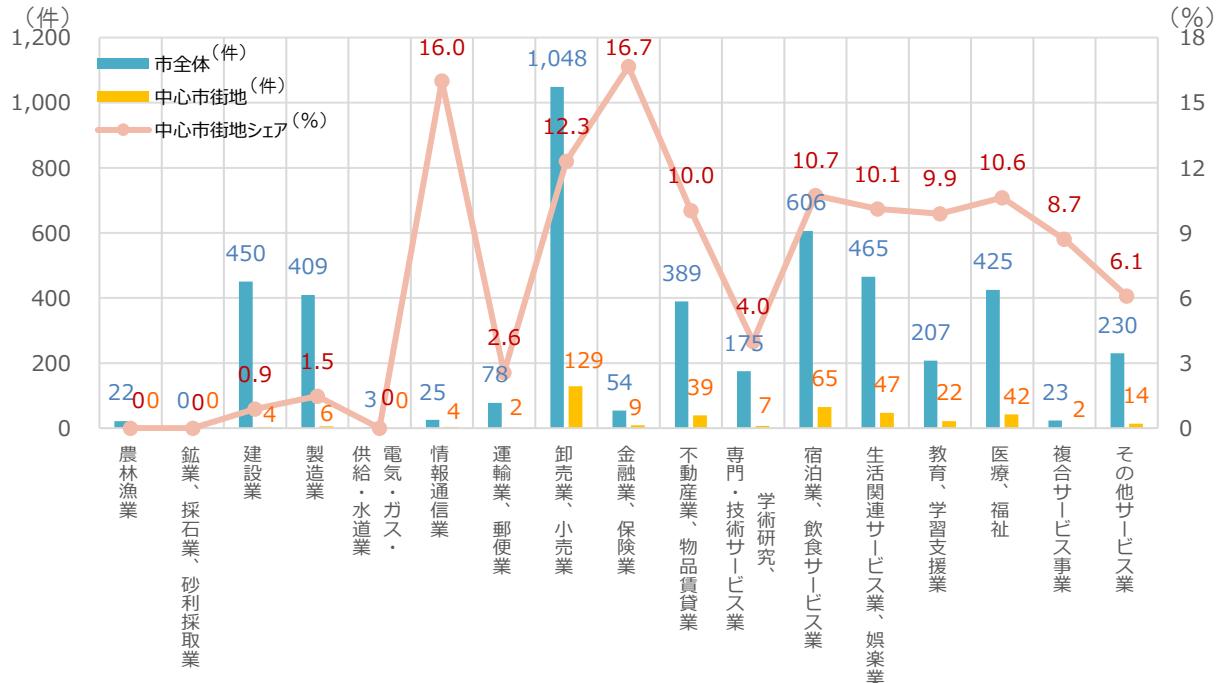


図 産業大分類別事業所数（2016（平成 28）年）

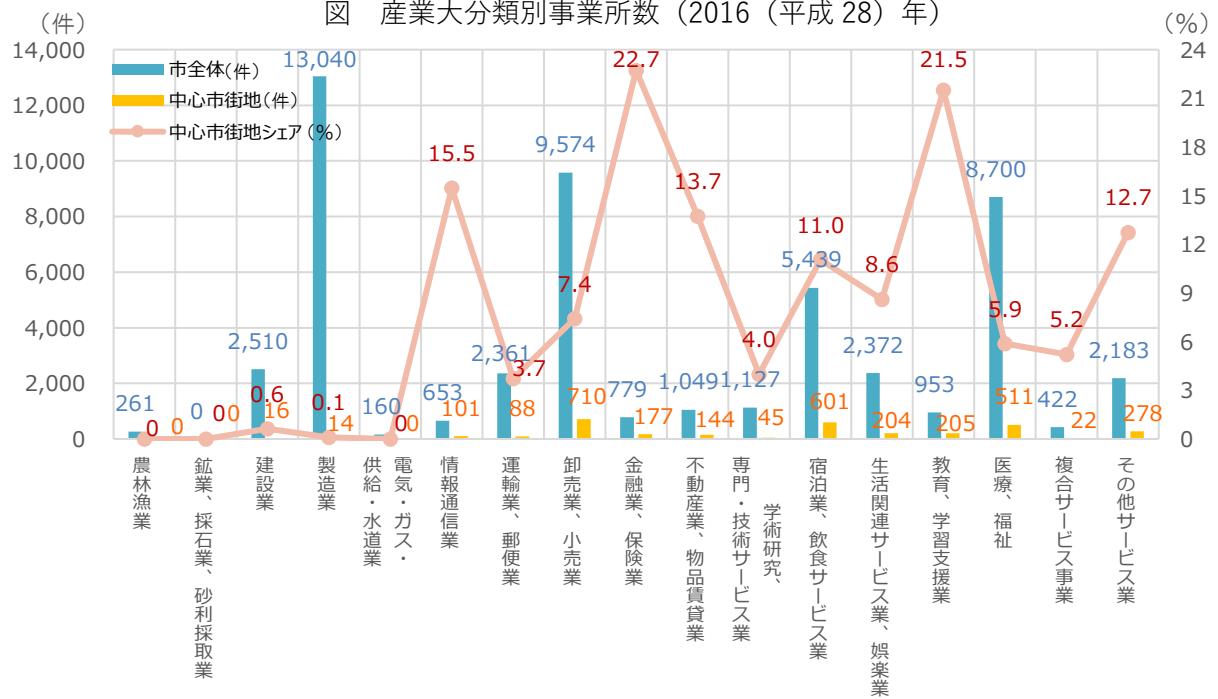


図 産業大分類別従業員数（2016（平成 28）年）

出典：経済センサス基礎調査・活動調査

② 卸売・小売業の状況

卸売・小売業の事業所数は、市全体及び中心市街地において年々減少傾向にあり、2016（平成28）年までの7年間で、市全体では192件減少（-15%）、中心市街地では37件減少（-22%）となった。

従業員数については、市全体では2012（平成24）年から2014（平成26）年にかけてやや増加したが、2016年までの7年間で1,135人減少（-11%）した。中心市街地も減少傾向にあり、173人減少（-20%）となった。

市全体に対して中心市街地が占める割合についても、事業所数、従業員数ともに減少が続いている。



図 卸売・小売業の事業所数の推移

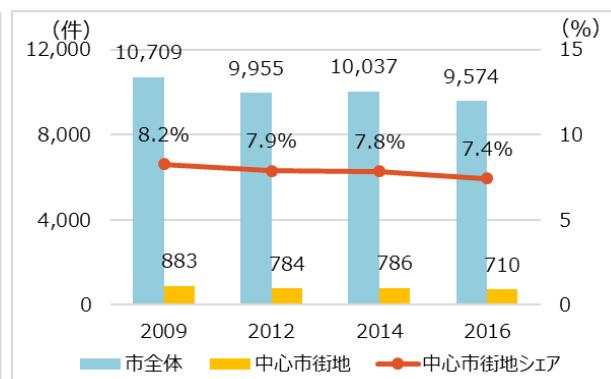


図 卸売・小売業の従業員数の推移



図 卸売・小売業の年間販売額（市全体）

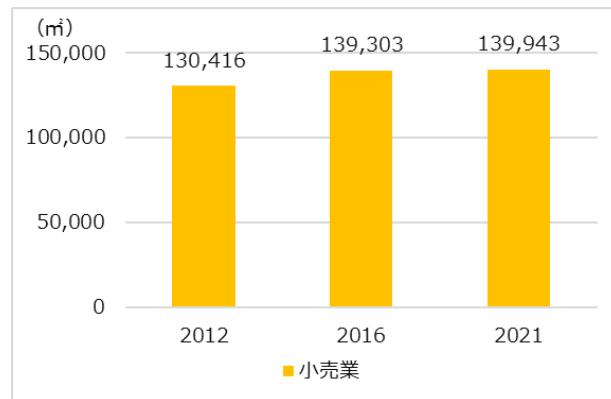


図 小売業の売り場面積

出典：経済センサス基礎調査・活動調査

③ 商店街の立地状況

秦野駅北口周辺には複数の商店街が形成され、対象区域内の商店街団体は、「上宿商栄会」「秦野駅前通り商店街」「仲宿商店会」「片町第一商店街」「花みずき通り商店会」の5つがある。古くからの中心的な商業地として市民等の生活を支えてきたが、近年は空き店舗が増加している。

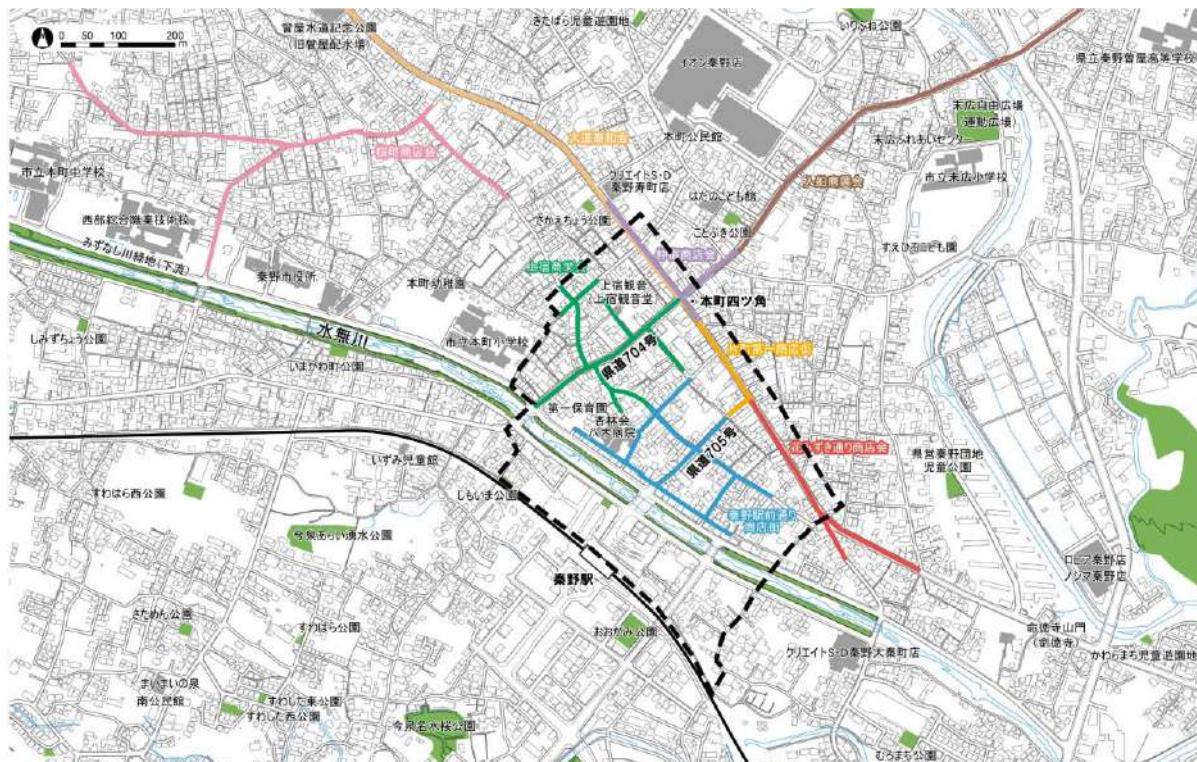


図 秦野駅北口周辺の商店街の位置

1971（昭和 46）年頃の秦野駅前通り商店街



現在の様子



④ 大規模小売店舗等の立地状況

中心市街地内に店舗面積1,000m²以上の大規模小売店は立地していない。近隣では、駅から800mの位置に市内で最も売り場面積の大きい「イオン秦野店」が立地する。その他、薬局やスーパーは駅徒歩圏内に立地するが、大型の複合商業施設が市内にないため、買い物回り品などの購入には平塚や海老名など、近隣都市のショッピングモールに赴く傾向がある。

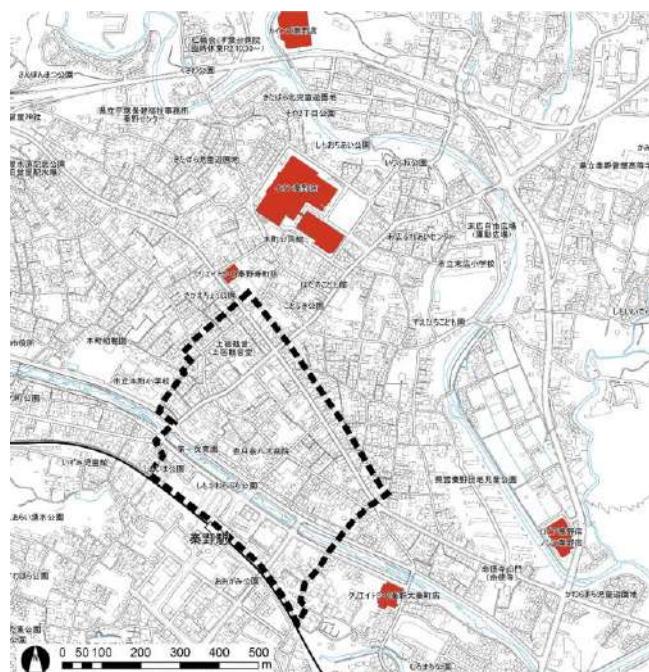


図 秦野駅周辺の小売店舗の立地状況



図 近隣の大規模商業施設の位置

表 秦野市内の大規模小売店舗一覧

	店舗名	業態	店舗面積 (m ²)	開店日
10,000m ² 以上	イオン秦野店	ショッピングセンター	29,967	1995.11
5,000m ² 以上 10,000以下	カインズ秦野店	ホームセンター	7,765	1999.7
	フォルテ秦野	食品スーパー	6,899	2020.9
	ノジマ秦野店	専門店	6,237	1997.11
3,000m ² 以上 5,000m ² 以下	ニトリ秦野店	専門店	4,996	1997.10
	ヤオコー秦野店	食品スーパー	4,547	2014.6
	ケーヨーデイツー秦野店	ホームセンター	4,500	2000.11
	ロピア渋沢店	食品スーパー	4,459	1978.4
	マックスバリュ秦野店	食品スーパー	3,646	1996.6
	MEGAドン・キホーテ秦野店	総合スーパー	3,029	2019.4
	三和フードワン鶴巻町	食品スーパー	3,012	1991.6
1,000m ² 以上 3,000m ² 以下	ヤマダテックランド秦野店	専門店	2,998	2000.3
	DCM渋沢店	ホームセンター	2,521	1998.10
	ビーバートザン秦野店	ホームセンター	2,044	1997.4
	小田原百貨店渋沢店	食品スーパー	1,811	1989.9
	ユーロープミアクチーナ秦野曾屋店	食品スーパー	1,659	2010.10
	ヨークフーズ西大竹店	食品スーパー	1,653	1997.4
	ヨークフーズ秦野線町店	食品スーパー	1,630	2010.11
	クリエイト・エスディー秦野大秦町店	専門店	1,431	2020.3
	ファッショングセンターシマムラ堀川店	専門店	1,207	2002.11
	COMBOX246秦野	専門店	1,126	1987.3

出典：全国大型小売店総覧 2023

⑤ 空家・空き店舗の状況

秦野駅周辺の本町地区及び南地区には 344 軒の空家が点在している。特に本町地区では、208 軒の空家が存在する。また、県道 704 号沿いと片町通りを中心に空き店舗等が多くみられる。

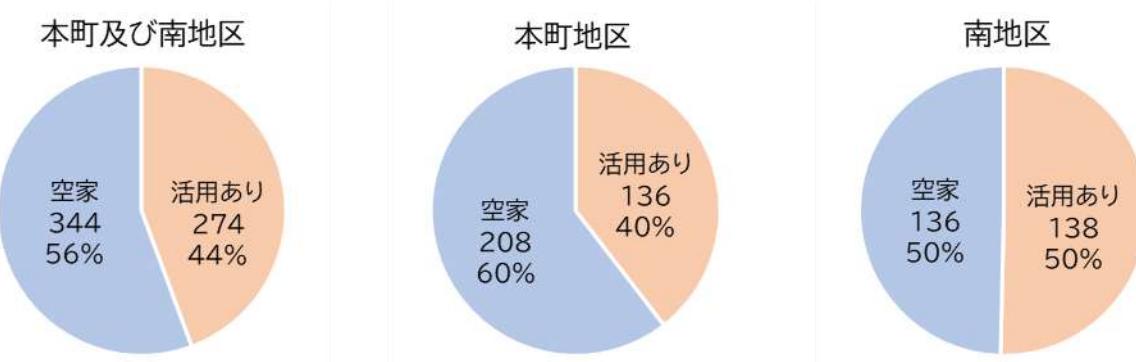


図 空家軒数

出典：空家実態調査（令和元年 5 月）

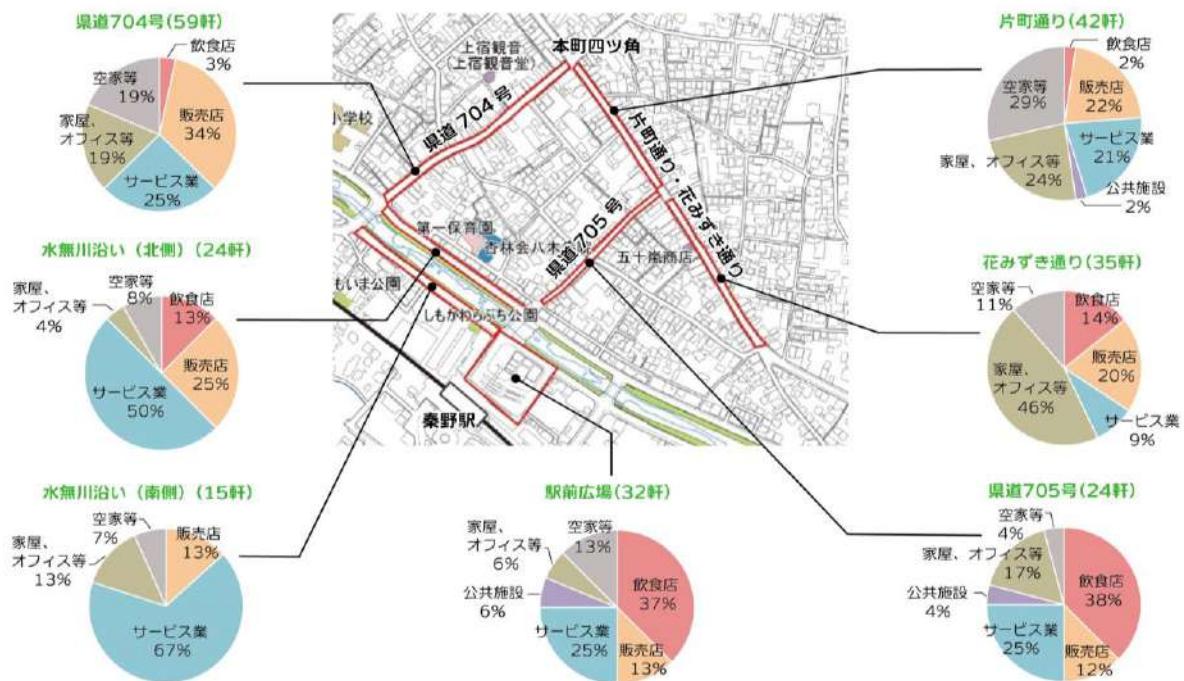


図 主要な通りの沿道建物の状況

出典：秦野駅北口周辺まちづくりビジョン（令和 5 年 11 月）

⑥ 観光資源、観光入込数

秦野市の北部には、表丹沢や県立秦野戸川公園、表丹沢野外活動センター等の自然を生かしたアクティビティやキャンプの出来る観光資源が多く立地している。このため、秦野駅北口周辺は市民だけでなく、観光スポットに訪れる人々の拠点となっており、休日には登山客等の来街者が訪れる。

特に、秦野駅北口周辺で毎年9月に開催される「秦野たばこ祭」は、30万人以上の観光客の動員を誇る。

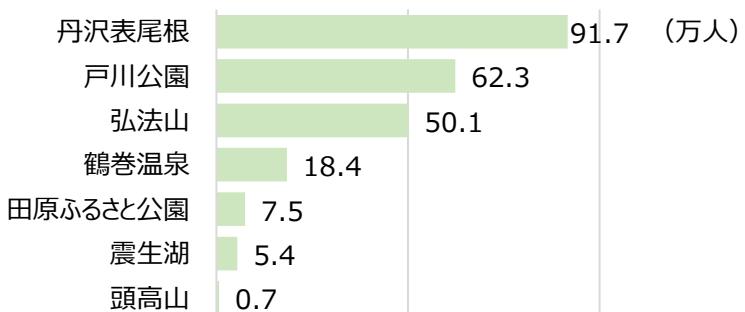


図 秦野市内の観光拠点の年間観光客数 (2023(令和5)年)

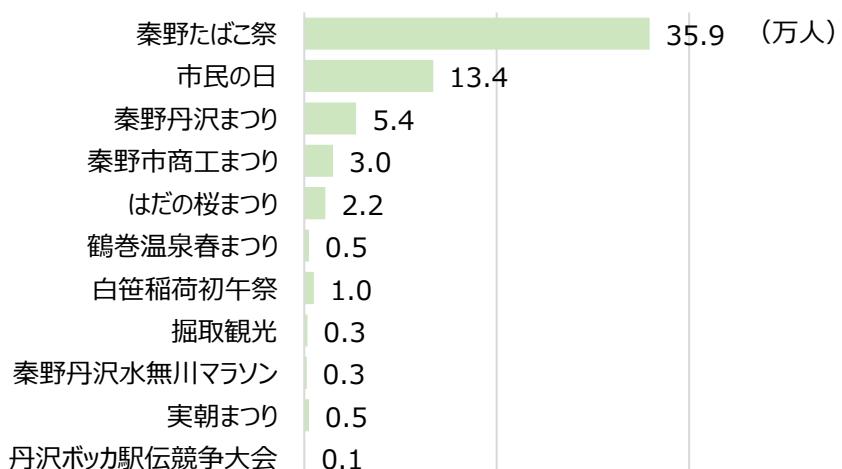


図 まつり・イベントごとの観光客数 (2023 (令和5) 年)

出典：主要観光地等観光客数（年次別・観光地点別）（令和5年度）

⑦ 宿泊業の状況

中心市街地内の宿泊施設は「グランドホテル神奈中・秦野（部屋数：102、1990（平成2）年オープン）」の1か所のみとなっている。

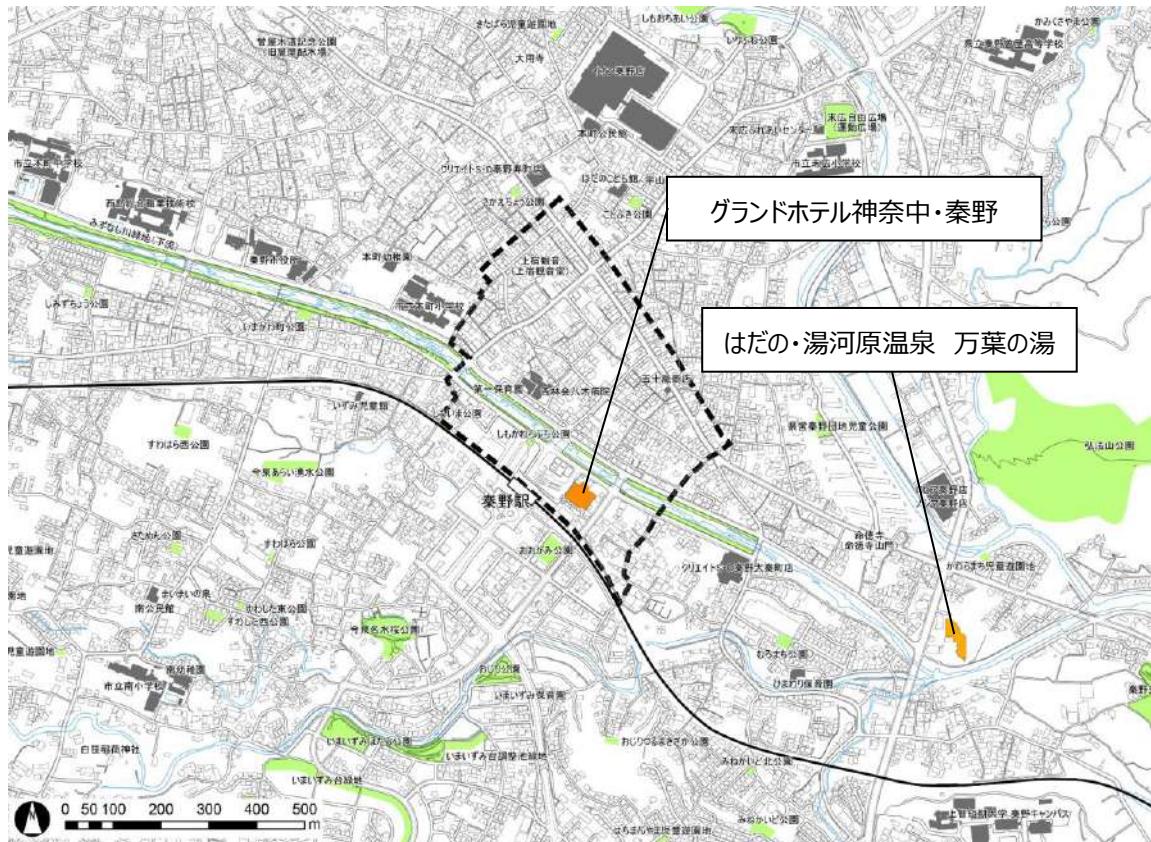


図 秦野駅周辺の宿泊施設

(3) 都市機能関係

① 法規制（用途地域、建ぺい率・容積率、地区計画）

秦野駅北口周辺は商業系用途地域に指定されている。

中心市街地内は、商業地域／防火地域（容積率400%、建ぺい率80%又は容積率500%、建ぺい率80%）及び近隣商業地域／準防火地域（容積率200%、建ぺい率80%又は容積率300%、建ぺい率80%（市道25号線沿道））に指定されている。

地区計画については、中心市街地では策定されていない。

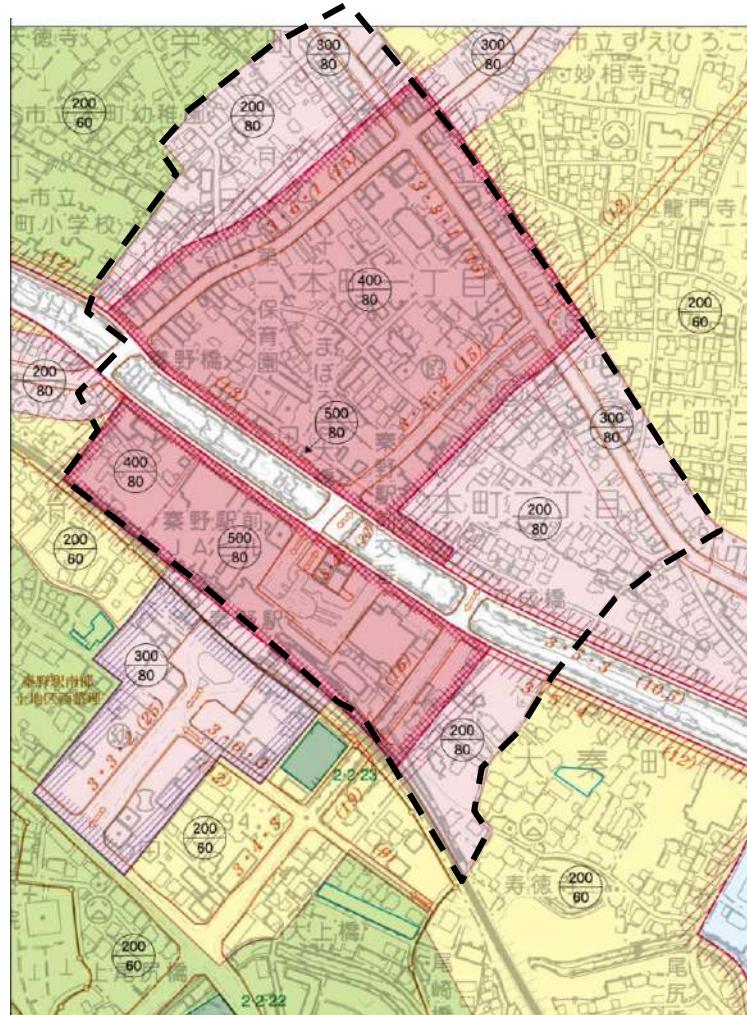


図 秦野市都市計画図

凡 例	面 積	最終決定年月日・告示番号
都市計画区域	10,370ha	昭和32年3月26日 告示第227号
区域区分	市街化区域 2,459ha 市街化調整区域 7,917ha	令和6年3月29日 告示第220号

都市計画用途地域（令和6年3月29日 告示第31号）

凡 例	面 積	容積率 の 建ぺい率 の 基準	最 終 決 定 年 月 日
第一種低層住居専用地域	約 612ha	200 80	10m
第二種低層住居専用地域	約 1.9ha	200 80	10m
第一種中高層住居専用地域	約 662ha	300 80	—
第二種中高層住居専用地域	約 8.5ha	300 80	—
第一種住居地域	約 446ha	300 80	—
第二種住居地域	約 129ha	300 80	—
準住居地域	約 28ha	200 60	—
近隣商業地域	約 35ha	200 80	—
近隣商業地域	約 20ha	200 80	—
商業地域	約 25ha	200 80	—
商業地域	約 2.6ha	200 80	—
準工業地域	約 107ha	200 80	—
工業地域	約 147ha	200 80	—
工業専用地域	約 235ha	200 80	—

市街化調整区域における建築形態制限（建築基準法の規定による指定）

区 域	面 積 (ha)	建築基準法第 52条 第1項 第6号の規定 に基づく数値	建築基準法第 53条 第1項 第6号の規定 に基づく数値	建築基準法第 53条 第1項 第6号の規定 に基づく数値	建築基準法第 53条 第1項 第2号の規定 に基づく数値
用途地域の 指定のない 区域全般	約7,917	10分の11	10分の5	1.25	1.25

防火地域及び準防火地域

凡 例	面 積	最終決定年月日・告示番号
防火地域	約 26ha	平成30年2月9日 告示第13号
準防火地域	約 1,326ha	

② 土地利用状況

市全体の市街化区域内における土地利用は、住宅用地が約 42.6%、商業系用地が約 4.4%、空き地が約 8.2%を占める。

中心市街地内の土地利用は、住宅用地が約 25.9%と最も多く、次いで空き地が約 18.6%、商業・娯楽施設用地が約 10.3%と続く。（道路用地 26.0%除く）

市全体の土地利用と比べると、中心市街地は商業系用地と空き地等の低未利用地が多い状況となっている。

表 中心市街地内の土地利用状況と各占有率

土地利用分類	面積 (ha)	中心市街地内 の割合 (%)
中心市街地面積	25.745	—
住宅用地	6.664	25.9%
商業・娯楽施設用地	2.635	10.3%
業務用地	1.911	7.4%
文教厚生用地	1.229	4.8%
公共用地	0.017	0.1%
運輸施設用地	1.307	5.1%
工業用地	0.083	0.3%
道路	6.688	26.0%
空き地	4.778	18.6%
河川等	0.431	1.7%
その他	0.003	0.0%

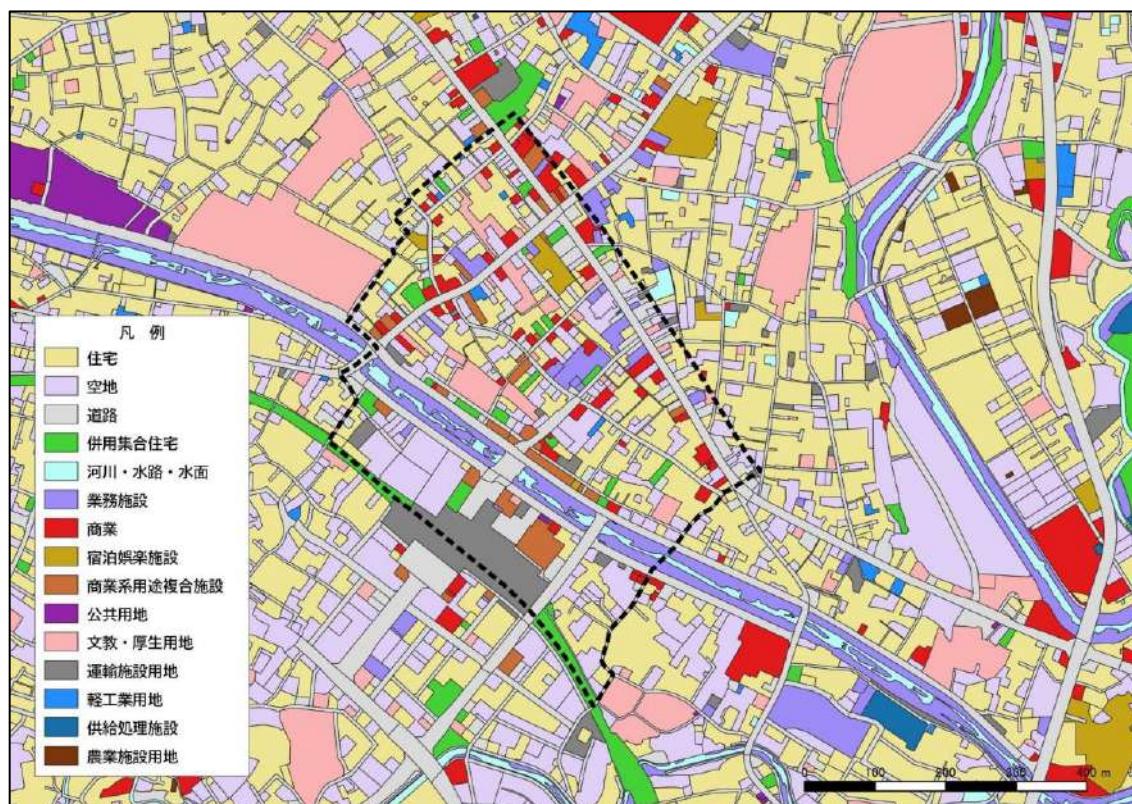


図 中心市街地周辺の土地利用

出典：令和 4 年度都市計画基礎調査

③ 建物利用状況

中心市街地内の建物の利用状況は、住宅系（住宅+店舗併用住宅）が48.2%と最も多く、次いで商業系が約27.6%となっている。

表 中心市街地内の建物利用状況と各占有率

建物利用分類	面積 (ha)	中心市街地内の割合 (%)
住宅	2.563	37.0%
店舗併用住宅	0.776	11.2%
商業・娯楽施設	1.912	27.6%
業務施設	0.381	5.5%
文教厚生施設	0.494	7.1%
公共施設	0.005	0.1%
鉄道施設	0.796	11.5%
その他	0.002	0.0%

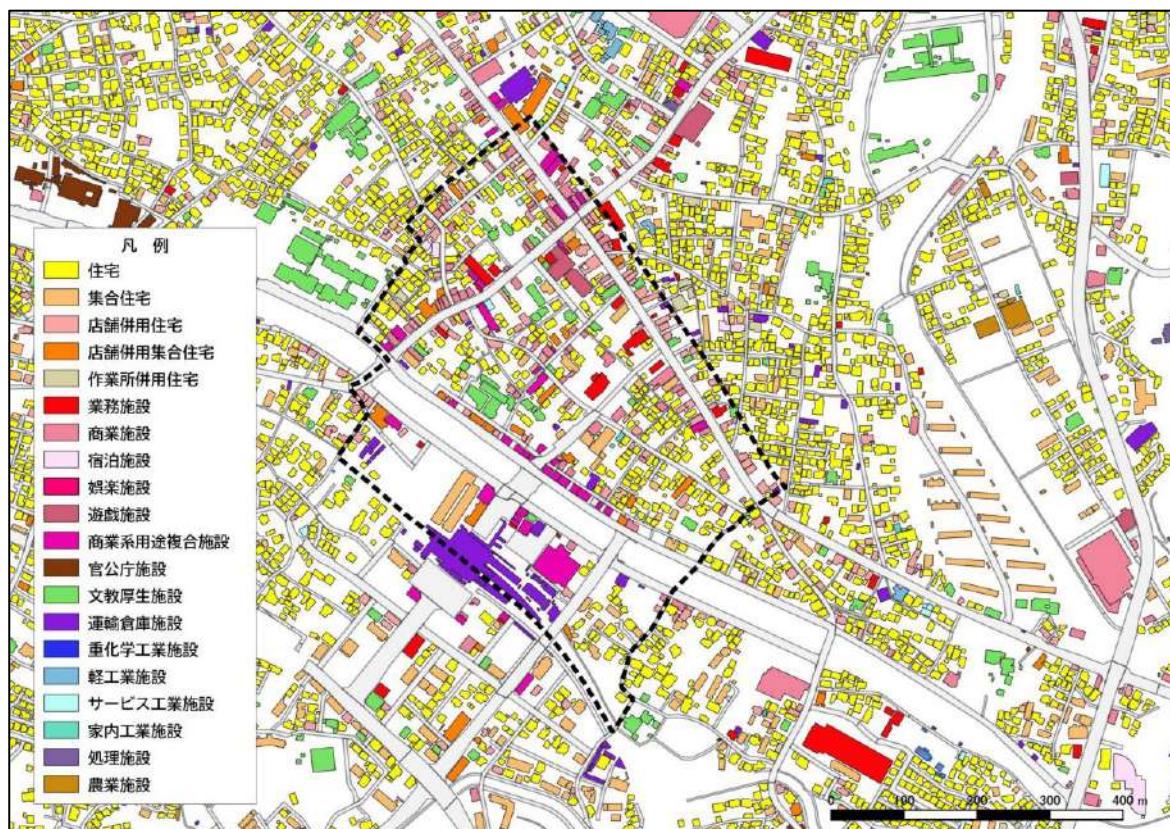


図 中心市街地区域周辺の建物利用

出典：令和4年度都市計画基礎調査

④ 建物構造状況

中心市街地内の建物構造の状況は、木造 39.4%、非木造 60.6%であるが、県道などの主要な都市計画道路に囲まれた市街地内部は、木造の建物が多く密集している区域もある。

表 中心市街地内の建物利用状況と各占有率

建物構造分類	面積 (ha)	中心市街地内 の割合 (%)
木造	2.731	39.4%
非木造	4.199	60.6%



図 中心市街地区域周辺の建物構造

出典：令和4年度都市計画基礎調査

⑤ 中心市街地における主な都市機能の立地状況

秦野駅周辺には、駅から 800m 圏内に市役所、病院、文化施設、教育施設、児童施設、福祉施設の都市機能が集積している。

一方、中心市街地内に立地するのは保育園と病院で、市民が交流・活動できる公共施設等が少ない状況にある。

また、駅北側は街区公園が少なく、対象地区においては水無川河川敷が唯一まとまった規模の緑地となっている。

はだのこども館については老朽化が進み、建物の更新時期が迫っている。

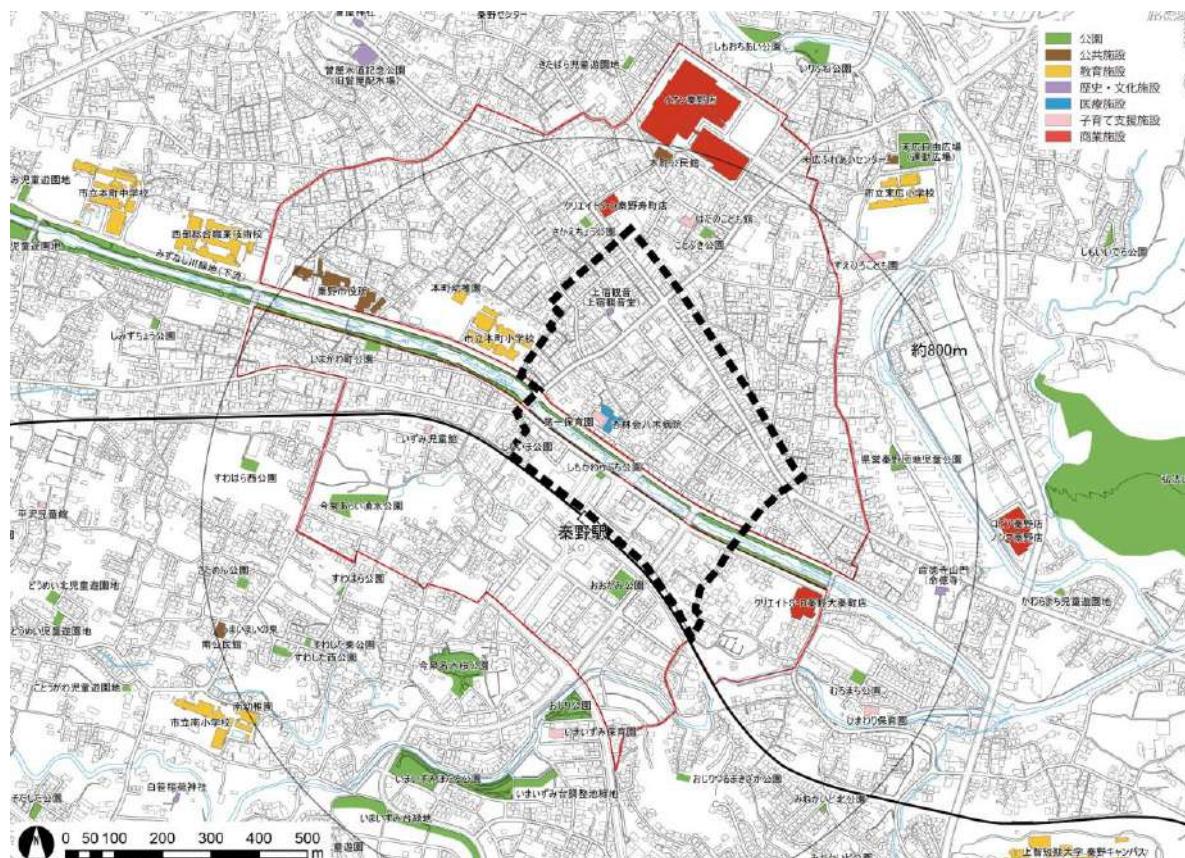


図 秦野駅周辺の施設立地状況

表 秦野駅から約800m圏に立地する都市機能施設

行政機関	秦野市役所	医療機関	杏林会八木病院
文化・教育施設	市立本町小学校 はだのこども館 本町公民館 南公民館	児童・福祉施設	第一保育園 すえひろこども園 本町幼稚園 いずみ児童館 ひまわり保育園 南幼稚園

：対象地区内の施設



図 秦野駅から約 800m 圏に立地する公共施設の利用者推移

出典：統計はだの

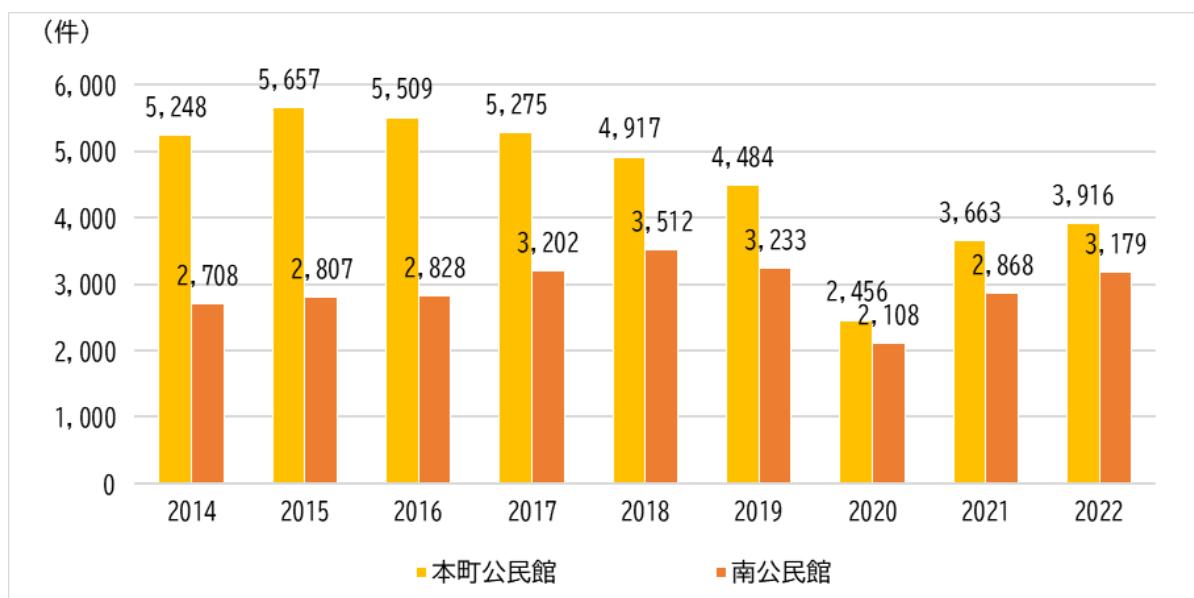


図 秦野駅から約 800m 圏に立地する公共施設の利用件数

出典：統計はだの

⑥ 都市計画公園の状況

秦野市全体に立地する公園は 213 力所あり、総面積は 1,082,900 m²、1 人当たりの面積は約 6.66 m²である。中心市街地内には公園 2 か所と水無川の河川敷緑地が立地し、総面積は 5,104.53 m²、1 人当たりの面積は約 3.45 m²であり、市全体の 1 人当たり面積の約半分である。

都市公園法施行令においては、市街地の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は5m²以上とされているため、現在の中心市街地の都市公園の面積は少ないと考えられる。なお、弘法山公園（約20.1ha）は神奈川県立自然公園指定のため都市公園に算入されない。

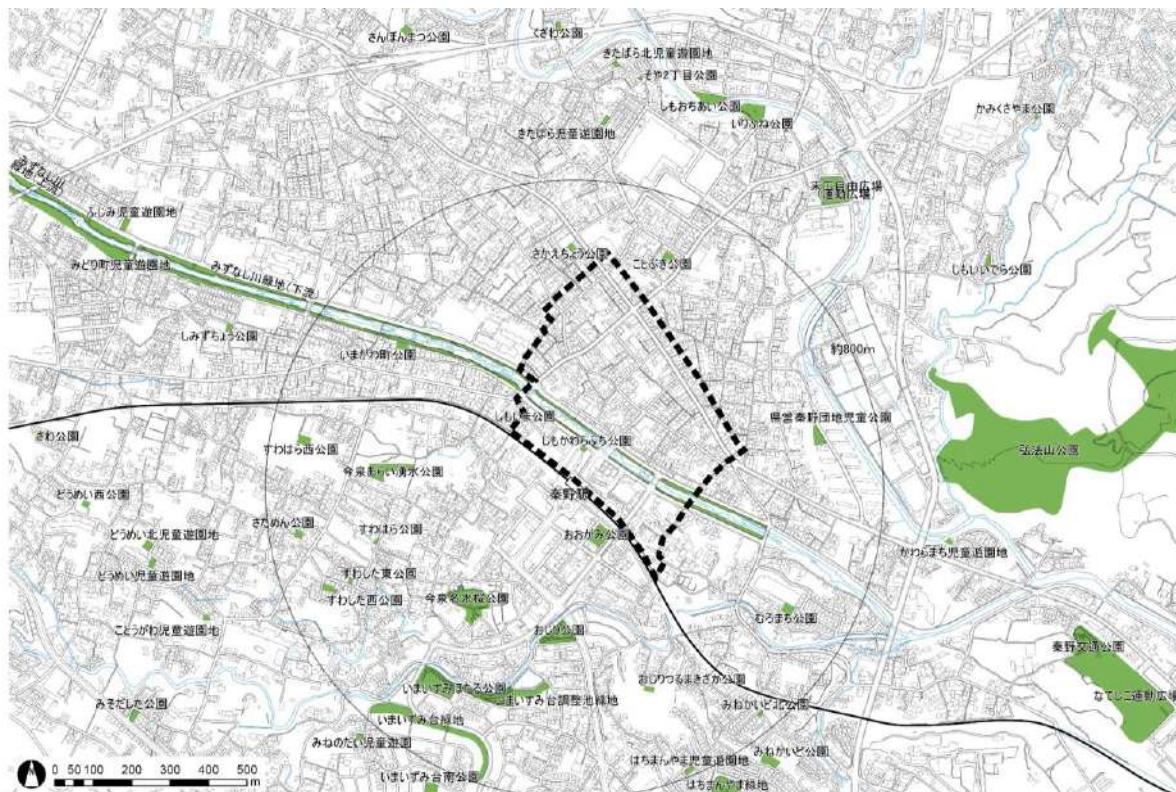


図 秦野駅周辺に立地する公園

表 中心市街地内に立地する公園

※水無川緑地は中心市街地内の範囲を CAD 上で計測

名称	種別	公園面積 (m ²)
しもかわらぶち公園	街区公園	111.28
しもいま公園	街区公園	164.90
水無川緑地	その他緑地	4,828.35
	合計 (m ²)	5,104.53

表 秦野市と中心市街地の1人当たり公園面積

表 東野市を中心市街地の人口当たり公園面積			
	公園面積 (m ²)	人口 (R2年時点)	1人当たり面積 (m ² /人)
市全体	1,082,900	162,439	6.66
中心市街地	5,104.53	1,479	3.45

出典：秦野市公園・緑地名一覧表（令和4年3月31日時点）

⑦ 道路と交通手段の状況

本町地区の代表交通手段移動分担率をみると、自動車が50%と半数を占めており、次いで徒歩が24%となっている。

秦野市の自動車登録台数は約9.1万台、1世帯当たりの乗用車数（軽自動車含む）は1.17～1.2台で推移しているが、軽自動車数については増加が続き、8年間で約3,000台増加した。

また、秦野駅周辺の骨格となる道路は国道246号及び県道71号、県道705号、県道704号である。県道705号では、現在拡幅工事が進められている。



図 代表交通手段移動分担率
(本町地区)

出典：秦野市立地適正化計画
(令和2年4月)

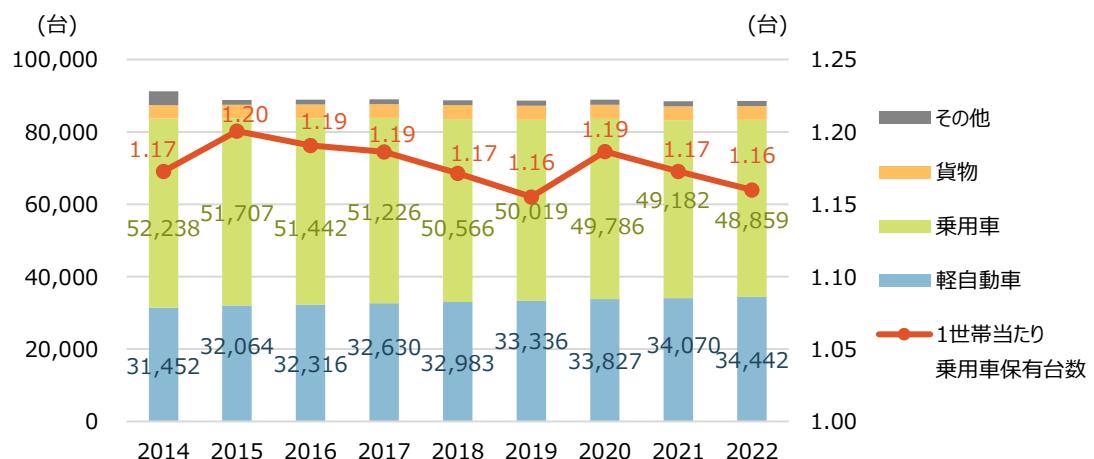


図 秦野市の自動車登録台数・1世帯当たりの乗用車保有台数

出典：統計はだの

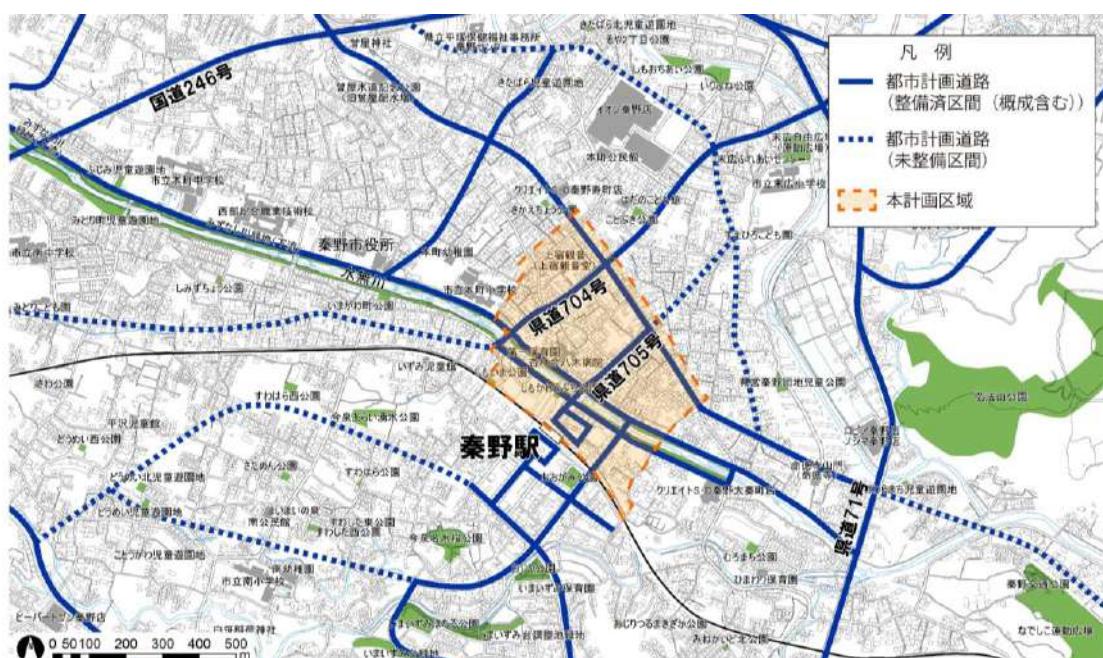


図 秦野駅北口周辺の道路の状況

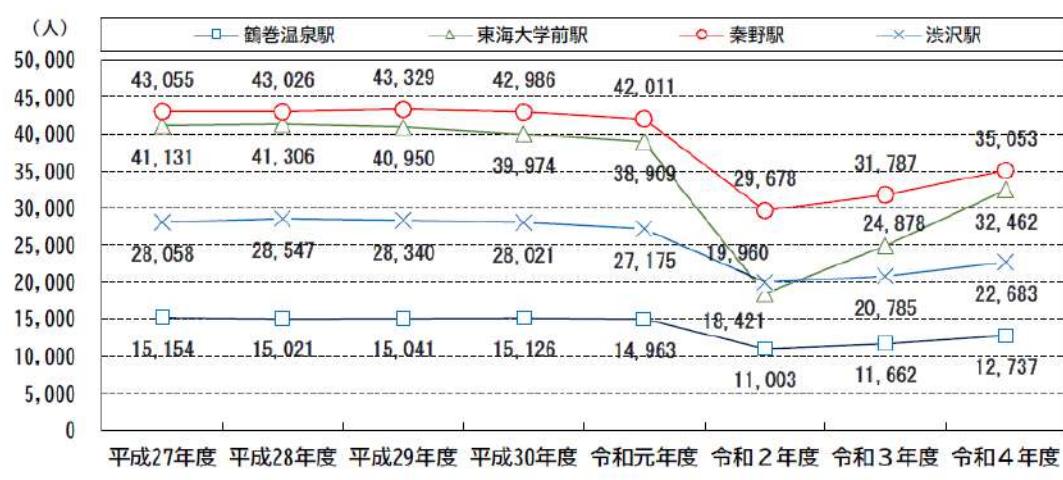
⑧ 鉄道駅の乗降客数

鉄道駅は、小田急小田原線の鶴巻温泉駅、東海大学前駅、秦野駅、渋沢駅の4駅が市内に立地している。市内4駅の中で、中心市街地に立地する秦野駅の利用者数が最も多い。

1日の平均乗降人員の推移は、2015（平成27）年度から2019（令和元）年度にかけて横ばいであったものの、2019（令和元）年度から2020（令和2）年度にかけて新型コロナウィルス感染症拡大の影響に伴い大幅に減少した。その後、2021（令和3）年度から2022（令和4）年度にかけては、外出機会の増加や、リモートワークなどの働き方の変化などにより微増傾向となっている。

鉄道4駅合計の5年間の1日平均乗降人員を見ると、2018（平成30）年度の126,107人から、令和4年度は102,935人へと約18%減少している。

また、定期利用者比率が高いことから、主に通勤・通学の利用が多いことが分かる。



出典：統計はだの、小田急電鉄HP

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
鉄道4駅合計	127,398	127,900	127,660	126,107	123,058	79,062	89,112	102,935

図 小田急4駅の1日平均乗降客数の推移

出典：秦野市地域公共交通計画（令和6年3月）

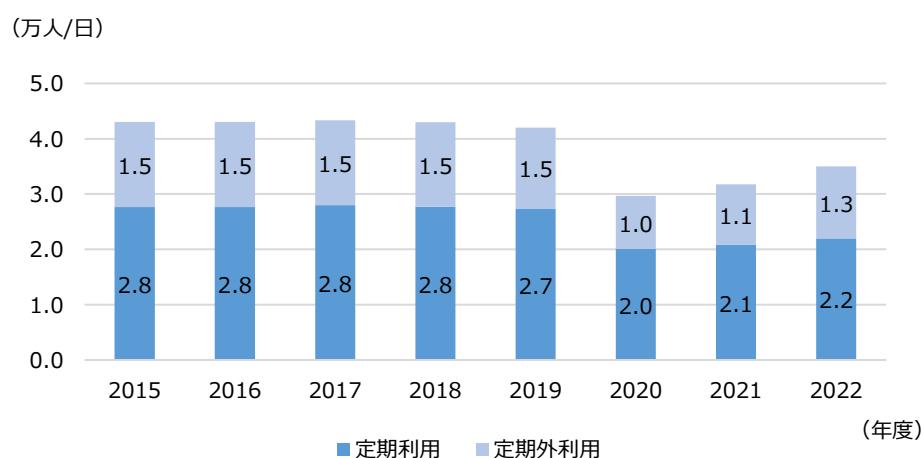


図 秦野駅の定期・定期外利用者数の推移

出典：統計はだの

⑨ バス路線の状況

路線バスは、神奈川中央交通（株）と神奈川中央交通西（株）により、主に鉄道4駅を起終点に市内区間、市内外区間が運行されている。秦野駅周辺では運行本数1日30本以上のバスが運行している。

年間輸送人員は、2015（平成27）年度から2019（令和元）年度にかけて横ばいで、2020（令和2）年度で新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により大幅に減少し、直近5年間の年間輸送人員を見ると、2017（平成29）年度が9,683千人/年に対し、2021（令和3）年度が7,230千人/年と約25%減少している。

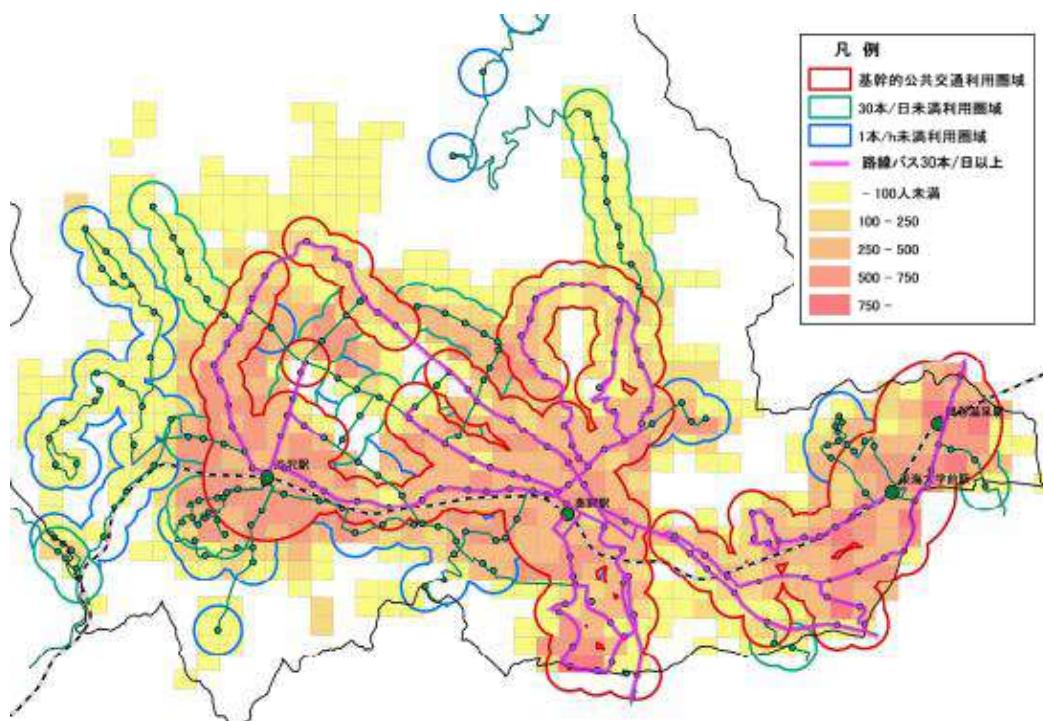


図 路線バス運行状況・公共交通利用圏域

※基幹的公共交通利用圏域：鉄道駅より半径700m以内、1日当り30本以上（概ねピーク時片道3本以上に相当）のバス停より半径300m以内

出典：地域公共交通計画（令和6年3月）

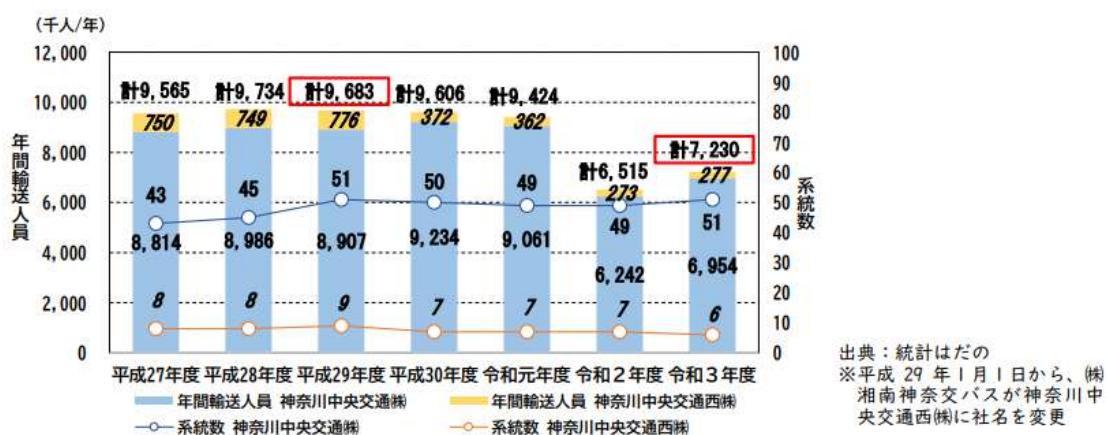


図 路線バス年間輸送人員の推移

出典：地域公共交通計画（令和6年3月）

平成 30 年東京都市圏パーソントリップ調査による代表交通手段は、鉄道の分担率が 16.6%、バスの分担率が 2.1%、自動車交通手段分担率が 49.3%と自動車依存度が高い状況である。

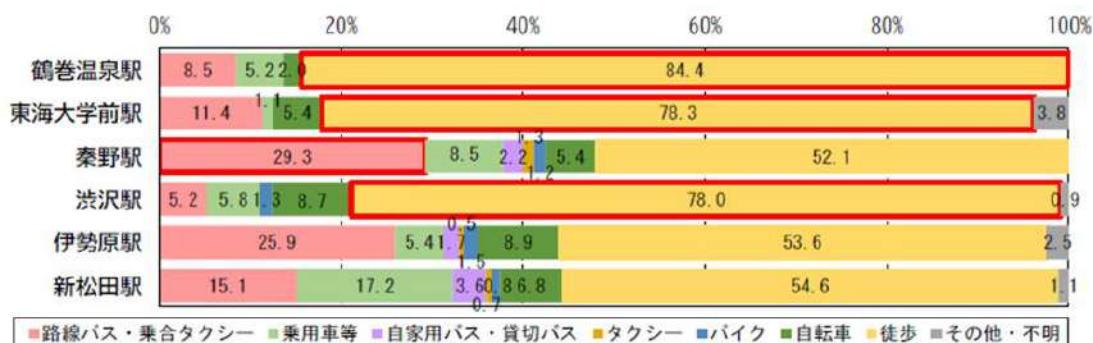
駅端末交通手段をみると、路線バス・乗合タクシーの分担率は、市内鉄道 4 駅の中で秦野駅が 29.3%と最も高くなっている。



出典：平成 30 年東京都市圏パーソントリップ調査

図 代表交通手段別分担率（発生集中交通量）

出典：地域公共交通計画（令和 6 年 3 月）



出典：平成 30 年東京都市圏パーソントリップ調査

図 駅端末交通手段別分担率（発生集中交通量）

出典：地域公共交通計画（令和 6 年 3 月）

※代表交通手段：1 つのトリップの中で幾つかの交通手段を乗り換えた場合、そのトリップの中の主な交通手段

※駅端末交通手段：出発地・目的地と代表交通手段をつなぐ交通手段のうち、最も優先順位の高い交通手段

⑩ 道路空間の利用状況

ア. 歩行者通行量

2022（令和4）年の秦野駅北口周辺の歩行者通行量は、2014（平成26）年、2020（令和2）年よりも少なく、減少傾向である。

2022（令和4）年10月平日、休日の計測地点aからfにおける通行量をみると、休日よりも平日の方が通行量は多く、特に地点aや地点cなど、駅や市役所等に向かう地点では、平日と休日の差が大きい。

また、地点aの時間帯別歩行者通行量をみると、朝の7・8時台、夕方の15～18時台が多く、平日は通勤・通学による通行が大部分を占めると推測される。休日のピークはなく、どの時間帯も100～200人程度の歩行者が確認される。

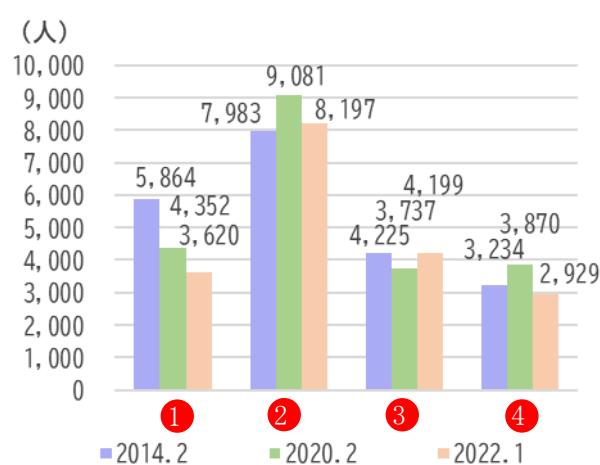


図 歩行者通行量の推移

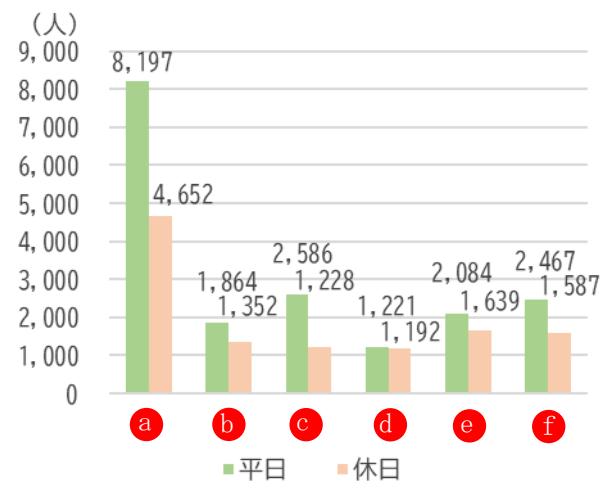


図 計測地点別歩行者通行量（2022（令和4）年10月時点）

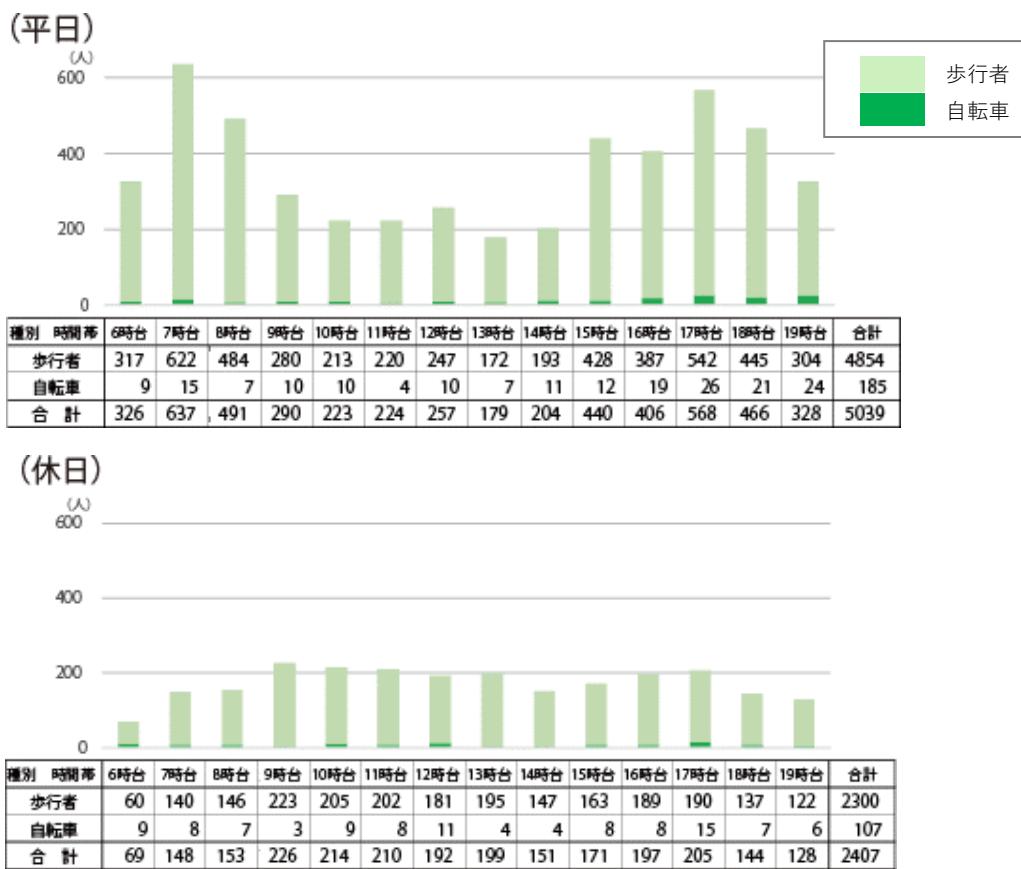


図 時間帯別歩行者通行量（まほろば大橋）（2022（令和4）年10月時点）

出典：秦野駅北口周辺まちづくりビジョン（令和5年11月）

イ. 滞在者数

秦野駅北口周辺の主要な通りの滞在者数※は、北口駅前広場では平均すると4～7人であるのに対し、その他の通りでは滞在者数が少ないとことから、通り沿いに滞在できる場所が少ないと考えられる。

※滞在者数：3分以上通りにとどまっていた人数の平均（調査1回あたりの人数）

国土交通省「まちなかの居心地の良さを測る指標」調査要領に基づき、2022（令和4）年10月に調査を実施

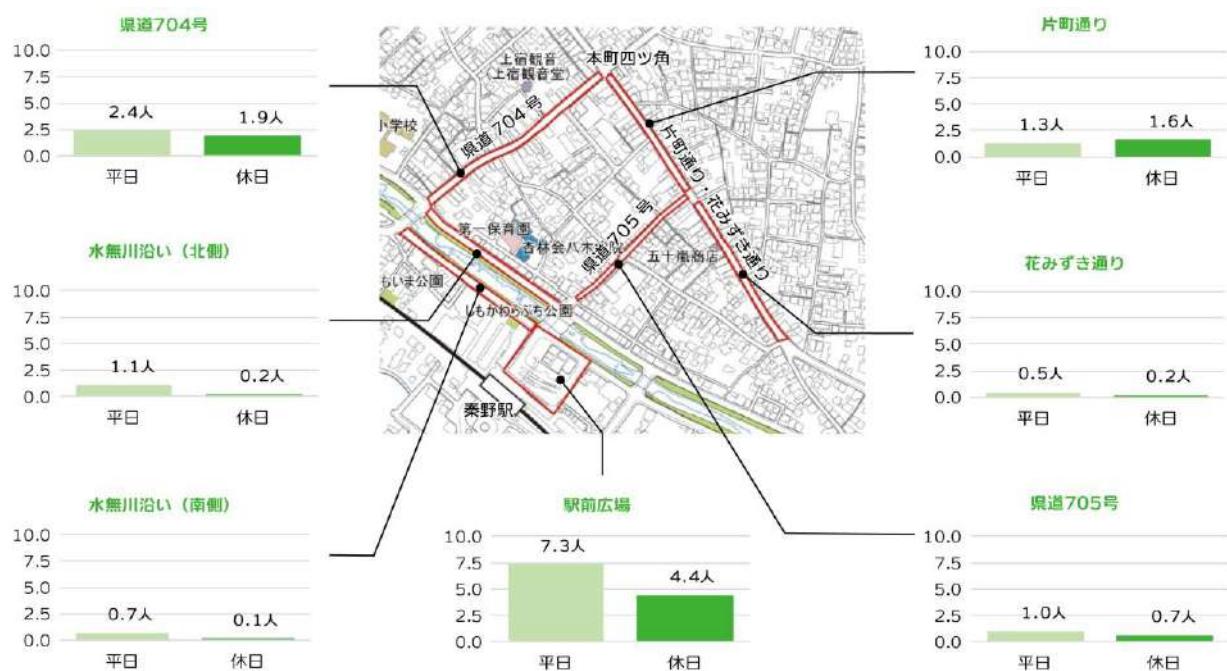


図 沿道の滞在者数

出典：秦野駅北口周辺まちづくりビジョン（令和5年11月）

⑪ 地価の状況

秦野駅周辺の地価は下落傾向にある。特に駅北側の下落が大きく、地点②③④では2024(令和6)年までの9年間で平均24%下落している。特に、県道705号沿い本町二丁目の地点②は最も下落率が高く、39%下落した。

住宅系地域の地価は4年間で-3%と変化は小さいが、下落が続いている。

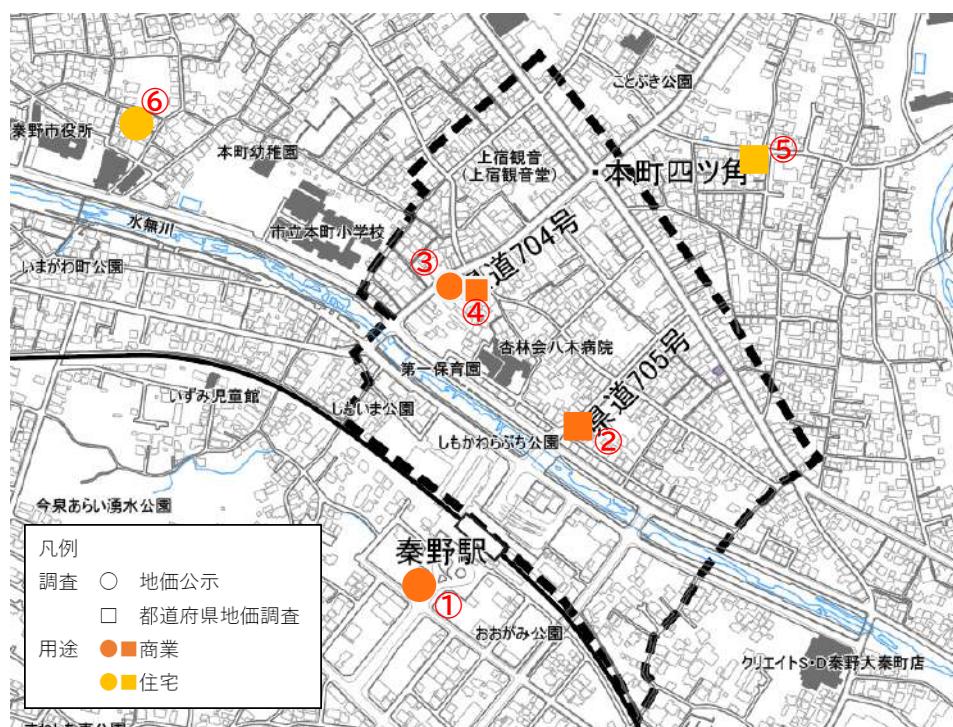
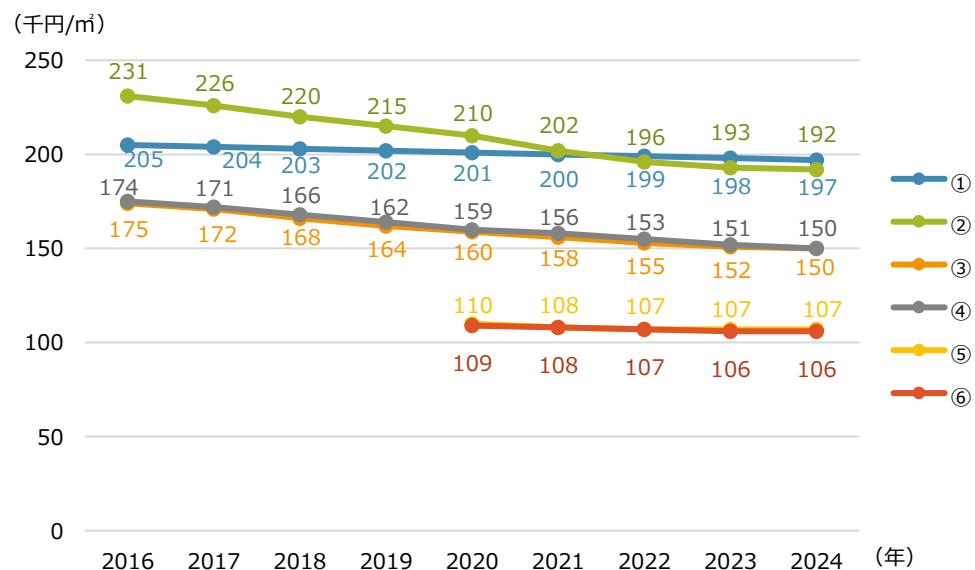


図 秦野駅周辺の地価の推移

⑫ 駐車場・空き地の状況

秦野駅周辺の大規模な駐車場は、主に秦野駅南口に多く存在している。古い建築物が多い市街地は、建替えがされずに駐車場や空き地になっているケースが多く、低未利用地が広く点在している状況にある。

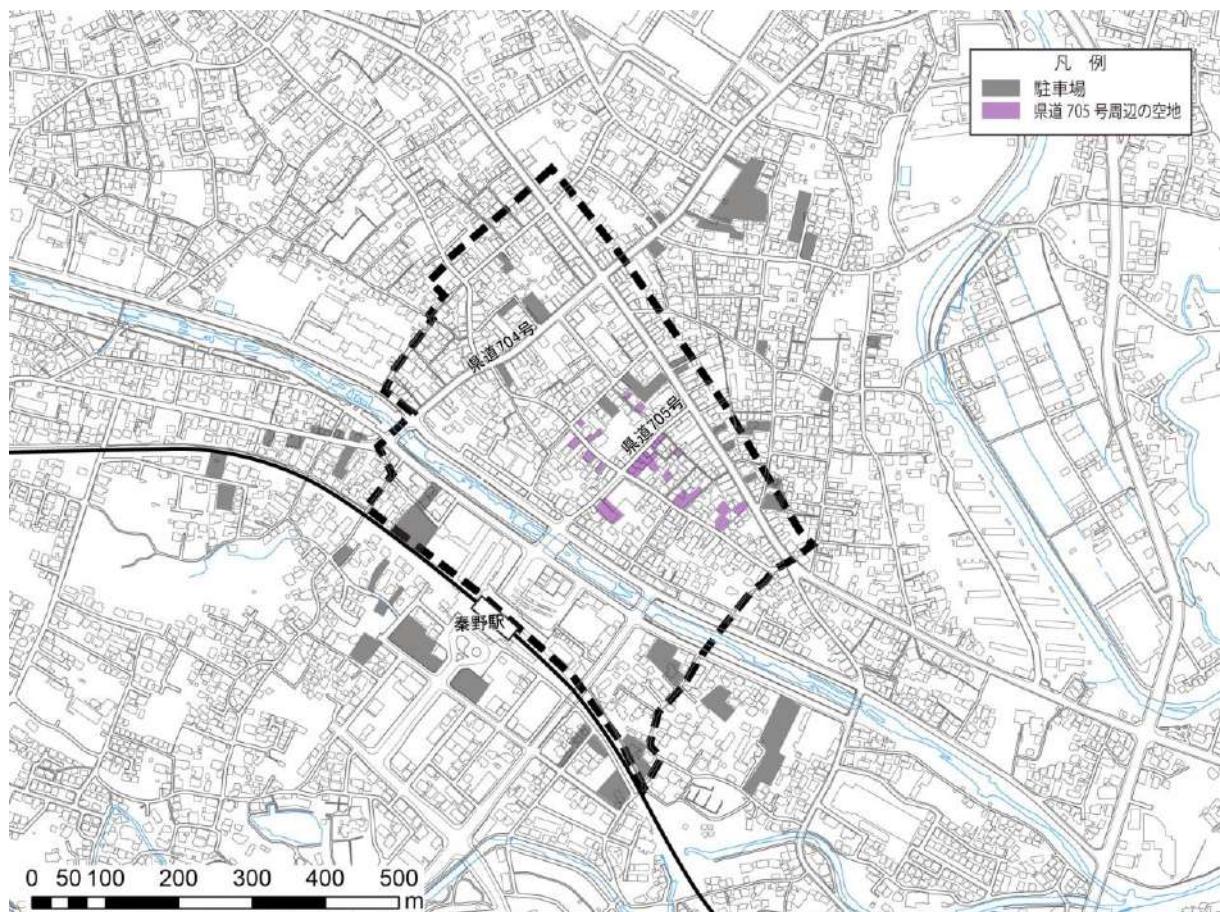


図 秦野駅周辺の駐車場・空き地

【3】地域住民のニーズ等の把握

(1) 令和4年度 秦野駅北口周辺にぎわい創造検討懇話会第1回ワークショップ結果

2022（令和4）年度は、まちづくりビジョンの策定に向け、市民や商店街、企業の従業員や学生らによる懇話会を開催し、第1回では秦野駅北口周辺の地域資源と課題の発掘を目的にワークショップを行った。

その結果、古くからの街並みや歴史的な場所、水無川沿いの空間等が魅力として挙がったが、一方で秦野駅北口周辺には特徴や魅力がないという意見もあった。

秦野駅北口周辺に足りないものとしては、飲食店や商業施設、交流・滞留空間等の意見が挙がった。

【実施概要】

日時：2022（令和4）年9月11日（日） 14:00～16:00

参加人数：25名

ワークショップテーマ：

- ①秦野駅北口周辺の特徴や魅力を見る化するマップづくり
- ②これから“はだの”に住みたい人・お店を出したい人・ぶらりと訪れたい人に向け、魅力ある場所としてどんなところを紹介しますか？

【実施結果のまとめ】

秦野駅北口周辺の特徴・魅力

- ・ 明治・昭和初期の街並み（五十嵐商店、宇山商事、路地空間 等）
- ・ 歴史・文化資産や歴史ある場所（上宿観音、四ツ角 等）
- ・ 新しい素敵な家
- ・ 水無川
- ・ 駅に近い、交通の便が良い
- ・ お茶・水が美味しい（湧き水等）

秦野駅北口周辺に足りないもの

- ・ オープンカフェやお酒が飲める等の昼夜楽しめる飲食店
- ・ 人々が集まれる、交流できる、憩える場所
- ・ アミューズメントやエンターテイメントなどの娯楽施設
- ・ 魅力的な集客施設（マーケット、個人商店が集積する商業施設 等）
- ・ 十日市場の頃のにぎわい
- ・ 宿泊施設や魅力的なお土産などの観光資源
- ・ 多様な移動手段（コミュニティバス、レンタサイクル、電動バイク 等）
- ・ 防災広場や電柱の地中化などの防災性の向上
- ・ 散歩道のネーミング
- ・ 非日常なまちの雰囲気
- ・ 商店街の後継者、若者を呼び込む力

(2) 令和5年度 社会実験時アンケート結果

2023（令和5）年度に実施した社会実験（県道705号沿い及び市道6号線道路空間）においてアンケート調査を行った。

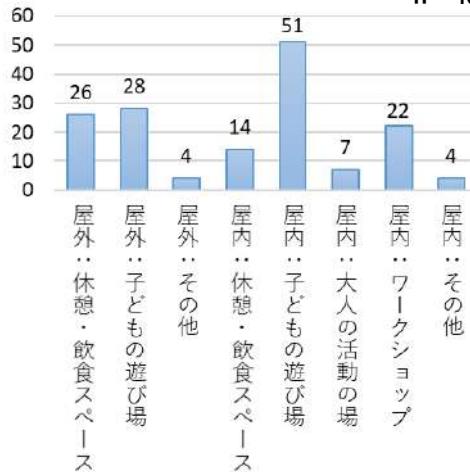
社会実験で良かったものを問う設問の最多回答は、屋内子どもの遊び場で、次いで屋外子どもの遊び場、休憩飲食スペース、ワークショップが同等の回答であった。

秦野駅周辺にあったら行ってみたい施設としては、飲食店・カフェ、公園・広場、商業施設へのニーズが高く、それに合わせて駐車場の整備を望む意見が多くかった。

秦野駅北口周辺の魅力については、安全・安心に通行や利用ができる（88%）という意見が多い一方で、子供と過ごす場所がない（50.9%）、行きたい場所・お店がない（45.5%）という回答が多い。

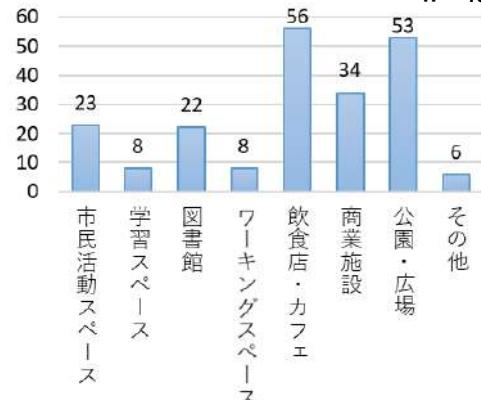
Q.社会実験で良かったもの・満足したもの

（令和5年7月（県道705号沿い）社会実験時）
n = 105



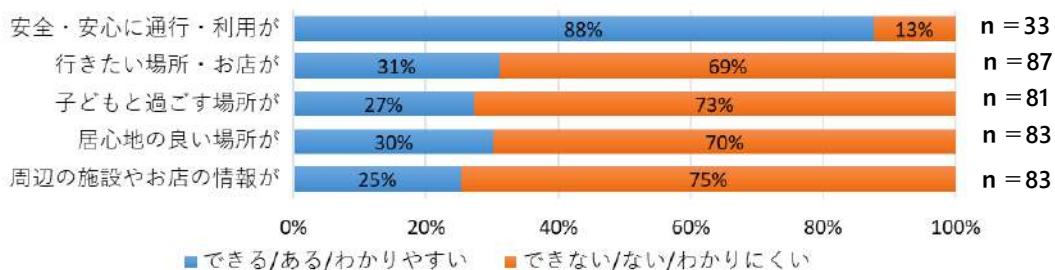
Q.秦野駅周辺にあつたら行きたい施設

（令和5年7月（県道705号沿い）社会実験時）
n = 105



Q.秦野駅北口周辺の魅力

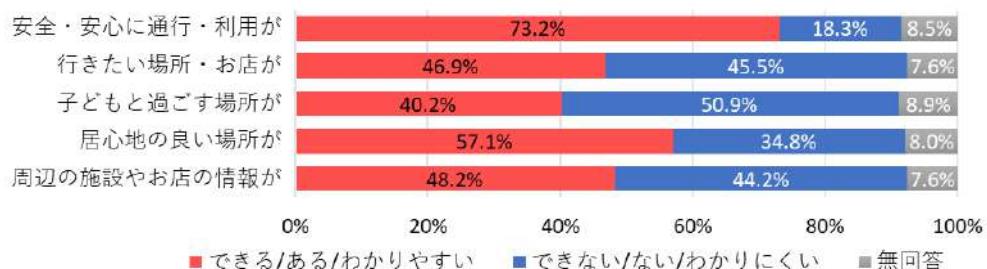
（令和5年7月（県道705号沿い）社会実験時）



（令和5年11月（市道6号線道路空間））

現在の秦野駅北口周辺の魅力や問題点だと思うところは何ですか

n = 224



(3) 総合計画市民意識調査結果

2023（令和5）年度に実施した市民意識調査の結果によると、当地区に「住み続けたい」、「どちらかといえば住み続けたい」の合計は、本町地区 84.6%、南地区 86.0% となっている。

住み続けたい理由としては、「自分の土地だから」（本町地区 74.5%、南地区 83.8%）、「豊かな自然がある」（本町地区 50.9%、南地区 47.5%）、「買い物がしやすい」（本町地区 34.5%、南地区 28.8%）のほか、本町地区では「地域に愛着がある」（29.1%）、南地区では「交通が便利である」（22.5%）といった回答が多い。

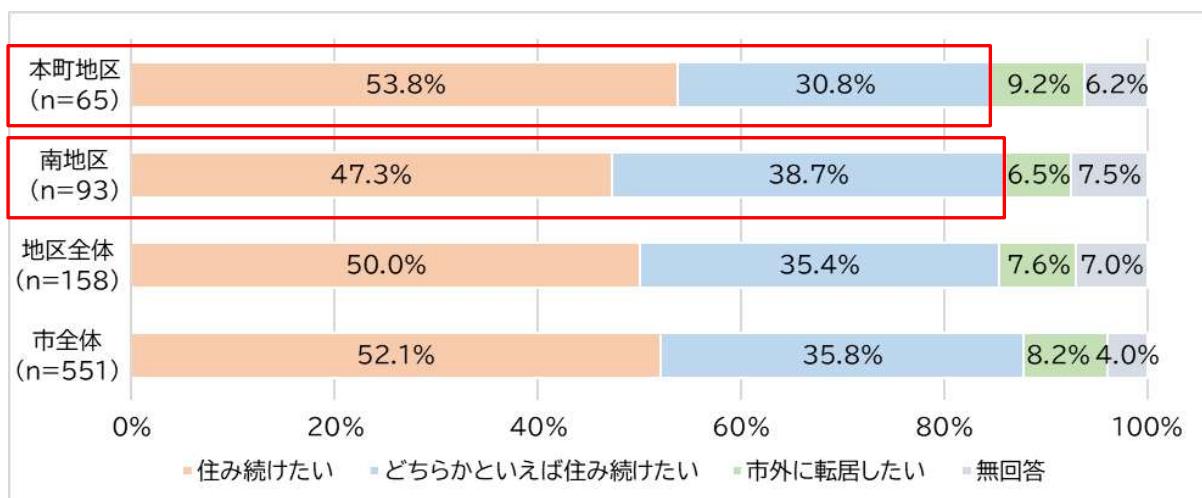
【実施概要】

実施期間：2023（令和5）年12月8日（金）から12月25日（月）

調査対象：秦野市内在住の満16歳以上の市民より2,000人を無作為抽出

実施方法：郵送配布後、郵送回収・Web回収を併用

■定住意向について



出典：基礎調査（市民等意識調査）報告書（令和6年3月）

【4】これまでの中心市街地活性化に関する取組

(1) 地区にかかる主な既往のまちづくり活動

秦野市の中心市街地におけるこれまでの取組は、1985（昭和 60）年度に総合計画において「シビックマート構想※」を提唱したことを契機に、様々なまちづくりの検討・活動が行われてきたが、近傍への商業施設の出店や社会情勢の変化から、にぎわい・交流を生む拠点となる機能を整備するには至らなかった。（※1999（平成 11）年度に白紙撤回）

2010（平成 22）年に県道 705 号の拡幅事業が着手され、まちづくりへの機運が徐々に高まり、2022（令和 4）年のまちづくりビジョン策定に向けたシンポジウムを機に、2023（令和 5）年に「秦野駅北口周辺まちづくりビジョン」が公表され、その中で優先的・短期的に取り組む重点プロジェクトを位置付けた。県道 705 号沿いに地域と秦野を訪れる人との交流を生む拠点の形成を目指すなど、中心市街地活性化の取組を公民で連携し、推進している。

年度	主な出来事
1985(昭和 60)年	総合計画でシビックマート構想※の提唱
1986(昭和 61)年	秦野駅北口周辺整備計画を策定
1990(平成 2)年	秦野市本町一丁目地区まちづくり研究協議会の発足
1995(平成 7)年	シビックマート構想事業推進協議会の発足・ジャスコ（現イオン）秦野店が専売公社跡地にオープン
1996(平成 8)年	協議会によりまちづくりビジョンを策定
1997(平成 9)年	具体化策「施設計画案」を策定
1998(平成 10)年	シビックマート計画推進を断念（同時に協議会は解散）
1999(平成 11)年	シビックマート構想の白紙撤回を表明
1999(平成 11)年	秦野市まちづくり条例を制定（平成 12 年度施行）
2000(平成 12)年	秦野市本町四ツ角周辺地区まちづくり促進協議会の発足
2003(平成 15)年	協議会でまちづくり全体構想を策定
2007(平成 19)年	本町上宿まちづくり協議会の発足
2008(平成 20)年	本町上宿地区まちづくり基本構想を策定
2010(平成 22)年	県道 705 号（第 1 工区）の着手 秦野駅前通り整備検討協議会発足 平塚土木事務所長宛に「秦野駅前通り（県道 705 号）堀山下秦野停車場線）の拡幅整備にあたっての要望書」を提出し、解散
2013(平成 25)年	秦野駅前通り周辺まちづくり検討会の発足
2016(平成 28)年	県道 705 号（第 2 工区）の着手・本町 705 周辺整備検討会の発足
2020(令和 2)年	県道 705 号の供用開始が 2026 年度（令和 8 年度）と示される
2022(令和 4)年	まちづくりビジョン策定に向けてシンポジウム、懇話会、協議会を地域住民らと実施
2023(令和 5)年	県道 705 号及び市道 6 号線において社会実験を実施
2023(令和 5)年	秦野駅北口周辺まちづくりビジョン公表

※シビックマート構想：1985（昭和 60）年頃に提唱された本町地区における商業施設の誘致を含めた組合施行による市街地再開発事業

(2) 近年の中心市街地活性化の動き

① 市街地整備

■ 県道 705 号本町地区 道路整備及び電線地中化事業

県道 705 号は、秦野駅北口につながる主要な幹線道路でありながら、幅員 6.2m の歩道のない一方通行道路となっており、歩行者の安全面や駅周辺の道路ネットワーク形成上の課題があった。そのため県により、災害に強く安全快適な歩行空間の確保と、良好な都市景観の形成を図ることを目的に、2026（令和 8）年度の供用開始を目指し、道路の拡幅と電線地中化の整備が進められている。

【事業概要】

事業箇所：秦野市本町一丁目～本町三丁目地内

事業延長：商店街工区：L=約 250m 交差点工区：L=約 145m

計画幅員：商店街工区：W=16m 交差点工区：L=12～15m

車線数：2 車線

供用目標：2026（令和 8）年度



出典：神奈川県平塚土木事務所/秦野市建設部

(<https://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1484879746754/simple/kendo705.pdf>)

■大秦ハイツマンション建替事業

築約 50 年が経過し、老朽化していた秦野駅前の共同住宅兼店舗は、優良建築物等整備事業制度を活用し、建替組合によって建替えられた。建替え後の区分所有マンションは住宅、商業、公共公益の機能を集積した複合施設となり、ペデストリアンデッキの増設により秦野駅へ接続され、駅前に新たな空間が形成された。

【事業概要】

施工者：大秦ハイツマンション建替組合
敷地面積：688.60 m² (道路区域 14.10 m²含む)
建築面積：569.56 m² (道路区域内建築物 13.10 m²含む)
延床面積：3,749.57 m²
主要用途：共同住宅 27 戸、店舗、保育所
構造・規模：鉄筋コンクリート造地上 10 階 地下 1 階建
竣工工：2018 (平成 30) 年 5 月



②秦野駅北口周辺にぎわい創造に向けた取り組み

秦野駅北口周辺にぎわい創造に向け、市民・商業者・企業・関連事業者・行政等が連携して取り組んでいくための指針として、「秦野駅北口周辺まちづくりビジョン」が 2023 (令和 5) 年 11 月に策定された。

地域住民のまちづくり機運醸成やまちづくりビジョン内容の検討のため、2022 (令和 4) 年度には関係者や住民との意見交換やシンポジウムが実施された。令和 5 年度には社会実験を 2 回実施し、まちづくりビジョンの具現化に向けた検討を行っている。

■協議会等の実施

①秦野市4駅にぎわい創造検討懇話会（秦野駅）

- ・まちに関わる様々な人のまちに対する思い、アイディアを引き出し、形にする場
- ・メンバーは自治会、商店街の会員、地区周辺に立地する企業の従業員、地元の大学生、対象地区の活性化に意欲を有する方々などを中心に構成
- ・2022 (令和 4) 年度より、延べ 6 回のグループワークと意見交換を開催



②秦野駅北口周辺にぎわいのあるまちづくり協議会

- ・市民等の思いやアイディアの実現のための検討を行い、ブラッシュアップする場
- ・メンバーは学識経験者、地域経済団体、交通事業者、地元金融機関、秦野市を中心に構成
- ・2022 (令和 4) 年度より開催し、延べ 5 回の会議を実施



③秦野駅北口周辺にぎわいのあるまちづくり会議

- ・「秦野駅北口周辺にぎわいのあるまちづくり協議会」から、まちづくりビジョンの実現に取り組むエリアプラットフォームへと組織を位置づけ
- ・2024（令和6）年3月に組織改編し、これまでに2回会議を開催



④秦野駅北口周辺にぎわいのあるまちづくりシンポジウム

- ・秦野駅北口周辺のにぎわいづくりに向け、市民の方々にまちづくりへ興味・関心を持ってもらい、今後の参画を促す目的に開催
- ・まちづくりに知見のあるゲストの登壇とパネルディスカッション、社会実験と合わせたトークセッションを開催



⑤はだのミライラボ（社会実験）

- ・まちづくりビジョンの実現に向けた空間整備の検証や担い手の育成を目的に「できるところから始める」社会実験を実施
- ・2023（令和5）年度は、県道705号沿いの市有地及び施設内、及び市道6号線において、交流・滞留の場を創出し、効果を検証

■はだのミライラボ（社会実験）の実施

交流拠点整備に向けた社会実験

目的	・県道 705 号沿いの交流拠点に必要な機能の検証 ・将来的な県道 705 号沿いの屋外空間の活用策の検証
実施日	2023（令和 5）年 7 月 12 日（水）から 16 日（日）まで
時間	各日 10:00～16:00
場所	秦野市農業組合本町支所 2 階多目的ホール、JA さわやか館及び市有地
実施項目	①室内：多様な属性、幅広い世代に求められる空間を設定 ・子どもの屋内遊び場、幼児体操、ヨガ教室、市民講座、ワークショップ ②屋外：人工芝やベンチ、テーブル等の設置による、休憩・会話、飲食等ができる空間を創出（土日に音楽演奏）
来場者数	275 人

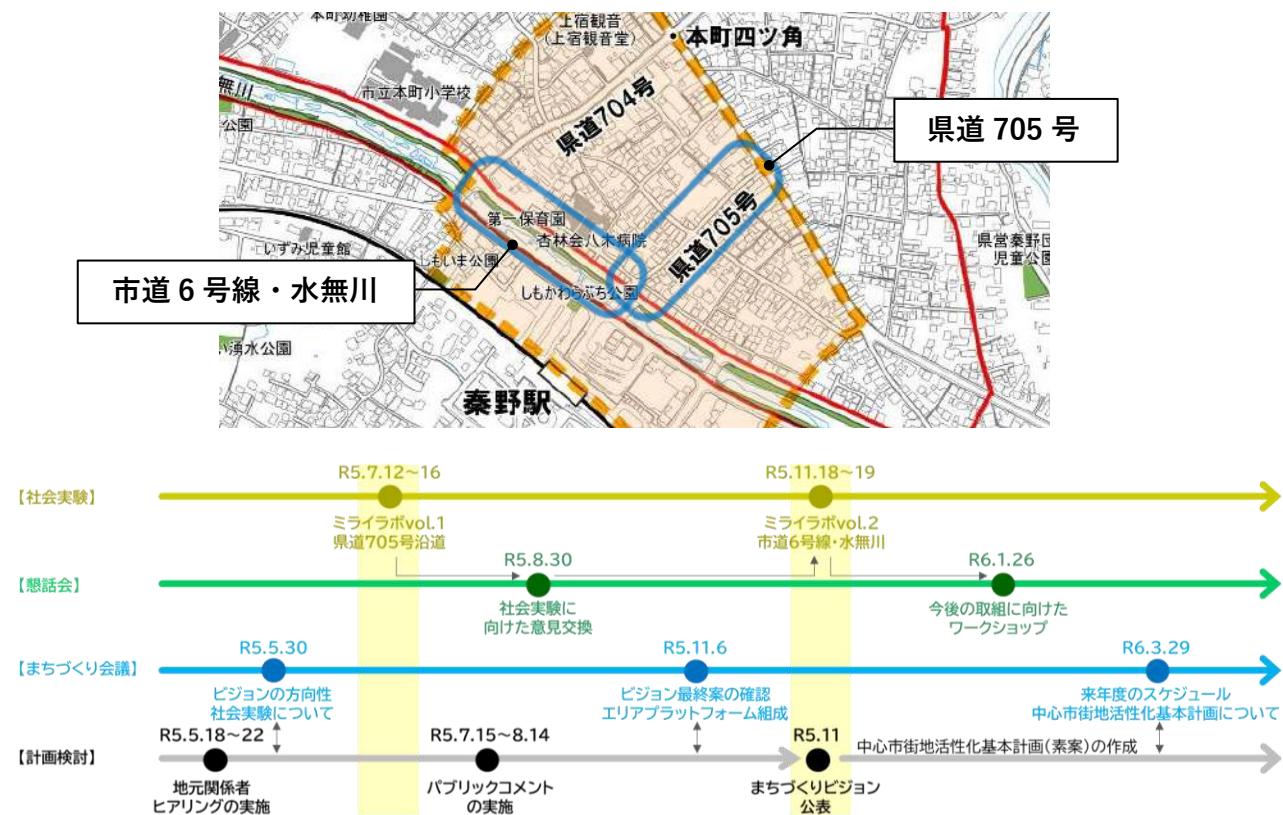


水無川沿いの活用に向けた社会実験

目的	まちづくりビジョンの重要なキーワード「水辺や景観を楽しめる街」「人を中心の街」を実現するために必要な『居場所の在り方』と『環境の在り方』の検証
実施日	2023（令和 5）年 11 月 18 日（土）・19 日（日）
時間	11:00～15:00 ※交通規制は 9:00～16:00
場所	市道 6 号線・水無川（秦野橋～まほろば大橋間）
実施項目	①市民が、心地よい空間を経験し魅力を知ってもらう機会の提供（空間創出 + イベントの実施） ・当該箇所の車両通行止め、車両通行止めサインの設置、川への階段を知らせる路面サイン、イス・テーブルの設置、パラソルの設置、階段テーブルの設置、欄干テーブルの設置、店先空間や道路空間でのコンテンツ展開（出店者数 19 店舗） ②当該箇所を通行止めすることでの周辺への交通の影響調査 ・周辺交差点での目視調査
来場者数	約 2,800 人（18 日（土）：1,200 人、19 日（日）：1,600 人）



■2023（令和5）年度における秦野駅北口周辺にぎわい創造に向けた取組み概要



はだののミライラボvol.1 <県道705号沿道>

多世代が交流・滞留する場の創出に求められる機能や活用策の検証を目的に、地域の協力により、秦野市農業組合本町支所2階多目的ホール、JAさわやか館及び市有地にて、社会実験を実施した。

ワークショップやヨガ・体操教室、音楽ライブ等を開催するとともに、子供の遊び場や休憩の場の提供を行い、人流調査やアンケート調査を実施し、効果検証を行った。



第1回懇話会 社会実験に向けた 意見交換

はだのミライラボvol.1の実施結果を振り返るとともに、次回の社会実験で懇話会メンバーが協力・連携できることについて、意見交換を行った。



第2回懇話会 今後の取組に向けた ワークショップ

はだのミニラボvol.2の実施結果を振り返るとともに、今後県道705号沿いや市道6号線などで、どんなことが出来たらよいかについて、4つのグループに分かれて意見交換を行った。



はだののミライラボvol.2 <市道6号線・水無川>

居心地の良い居場所や、アクセス・巡りやすさなどの環境の在り方の検証を目的に、市道6号線（車両通行止め）及び水無川河川敷にて、社会実験を実施した。

令和4年度のシンボルジャムに登壇頂いたゲストを迎えてのオープニングトークの他、フォトウォークやミュージックフェス、商店会の協力によるストリートマーケットを開催するとともに、テーブルベンチ、ハンモック等の休憩スポットや水無川への眺望を意識した視点場を設け、居心地の良い場の提供を行い、通行止めの影響を測る交通調査と来場者へのアンケート調査による効果検証を行った。



秦野駅北口周辺まちづくり ビジョンの公表

令和4年度に作成した素案をもとに、地元事業者・商店会等の関係者へのヒアリング、パブリックコメントの実施を経て、令和5年11月に「秦野駅北口周辺まちづくりビジョン」を策定した。



【5】中心市街地活性化の課題

課題1 中心都市拠点としての都市機能の強化

かつてにぎわいの中心であった県道705号・市道6号線等の通りを中心に空き地や低未利用地、空家・空き店舗等の遊休不動産や公共空間等の空間資源が多く存在しており、これらを活用し、市の中心都市拠点として都市機能の強化を図ることが求められている。



課題2 人々の暮らし・活動の中心となる通りの再生

県道705号・市道6号線等の通りを中心に、道路空間を歩いて楽しい居心地の良い公共空間への改変などにより、市民や来街者の交流・活動の機会を創出するなど、通りを再生することが求められている。



課題3 まちなか暮らしの推進

駅周辺においては商業施設等が立地し、交通利便性も良く、居住環境が整備されているが、空き店舗の増加等による活力の低下や、建物の老朽化による防災・防犯機能の低下等も懸念される。

まちなかに安心かつ充実して暮らすという視点から、生活サービス機能の充実、魅力的な景観・環境の形成、及び防災・防犯機能の強化が求められている。



課題4 地域資源の活用による持続可能なまちの実現

豊富な地下水を湛えた秦野名水のある環境や駅前から臨む水無川や丹沢の景観、地域の歴史を残す場所・建造物等、固有の地域資源や歴史・文化の活用を図るとともに、空家・空き店舗等を積極的に活用する等、既に地域にあるものを生かした持続的なまちづくりが求められている。



【6】中心市街地活性化の方針（基本的方向性）

近世より秦野市の中心市街地は、市の商業の中心として栄えてきた歴史を有しているものの、近年では、人々のライフスタイルの変化とともに求められる商品も変化し、そういった品々が豊富に揃う近隣の大規模施設へと人が流れ、かつての活気を失いつつある。

中心市街地の活性化にあたっては、地域の核となる交流拠点を創出し都市機能の強化を図るとともに、地域資源やこれまでの活動を生かしながら、公民が連携し、にぎわいが持続する中心市街地の再生に取り組むこととする。

「秦野駅北口周辺まちづくりビジョン」では、丹沢で育まれる名水と、その恩恵を受け、発展を続ける街の歴史を礎として、未来に向け、更なる発展を目指すとともに、社会の変化に適応する柔軟性、多様な価値観を受け入れる寛容性、災害から速やかに回復する弾力性をさらに高めていく「しなやかさ」を備え、この地域が駅前の都会的な利便性と、水辺や緑に包まれ、調和のとれた、心地よい生活を送るための優雅な舞台として、より多くの人が暮らすところとなることを表現した『一名水と歴史がつなげる未来—しなやかな街なか暮らし』を、地区の目指す将来像として掲げている。

中心市街地の将来像においても、このテーマを踏襲するとともに、実現に向けた3つの基本方針を定め、推進する。

中心市街地の将来像

—名水と歴史がつなげる未来—
しなやかな街なか暮らし

中心市街地の基本方針

基本方針1 人の交流・活動が生まれるまち

地区内の沿道に多様な交流の場を創出し、地域のまちにかかわる人々と訪れる人々との交流・活動を促進するとともに地域経済の活性化を図る。

基本方針2 “はだの”ならではの楽しみがあり、歩きたくなるまち

秦野ならではの景観資源を生かした安全で安心な歩行空間を創出することで、誰もが訪れたい、歩きたくなる中心市街地の形成を図る。

基本方針3 便利で快適で住み続けられるまち

居心地が良く、誰もが住み続けたくなるまちなか空間を形成するとともに、生活サービス機能の充実を図ることで、地区内や地区周辺への居住・定住促進を図る。

2. 中心市街地の位置及び区域

〔1〕 位置

秦野市都市マスタープランでは、市内の小田急4駅周辺を都市拠点として位置付けており、中でも秦野駅周辺については、中心都市拠点として高次都市機能の誘導を図ること等が位置付けられている。

また、秦野駅は市内4駅の中で最も乗降客数が多く、主要な交通拠点となっているほか、特に駅の北口から徒歩圏内に市役所や病院、複数の商店街が立地することから、本市にとって都市機能が集まる中心的なエリアとなっている。

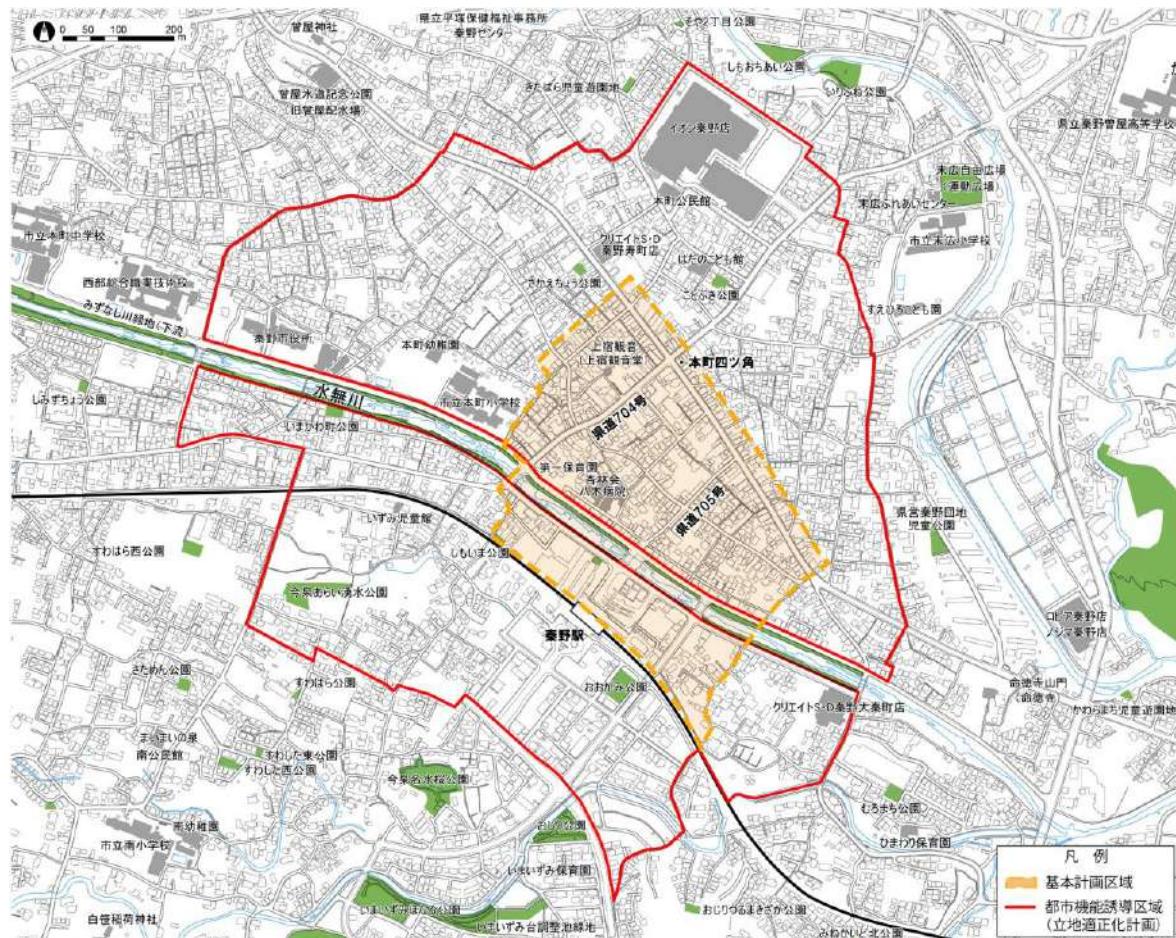
以上のことから、このうち、より主要となる地域を本市の中心市街地として設定する。



図 中心市街地の位置

[2] 区域

本計画における中心市街地の区域は、秦野市立地適性化計画に定める都市機能誘導区域内、かつ、秦野市の玄関口である小田急小田原線秦野駅からの徒歩圏内であり、用途地域の指定区域や、秦野駅北口の中心市街地の活性化として必要な商業・居住・観光・行政などの主要となる都市機能の繋がりのほか、この計画を集中的に実施し、その効果を早期に獲得していくことを考慮した、下図に示す通りの約 26ha の区域とする。



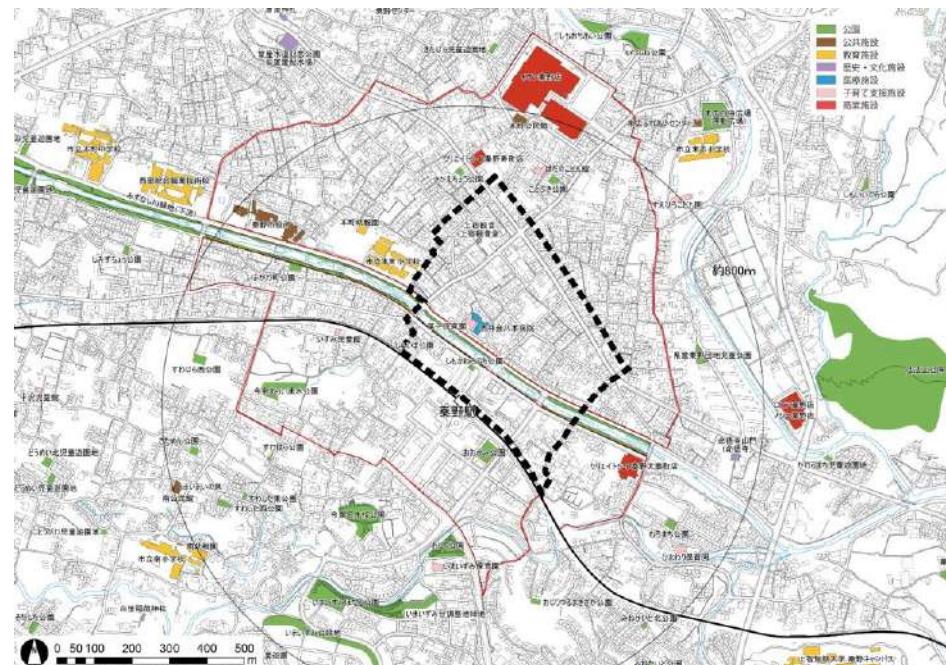
四 計画区域

[3] 中心市街地に適合していることの説明

要件	説明																																																
第1号要件 (当該市街地 に、相当数の小 売商業者が集積 し、及び都市機 能が相当程度集 積しており、そ の存在している 市町村の中心と しての役割を果 たしている市街 地であること)	<p>本市の中心市街地には、商業や事業所、都市機能が相当程度集積し、様々な都市活動が展開されており、本市の中心としての役割を担っている。</p> <p>【産業の集積状況】</p> <p>事業所の分布図をみると、秦野駅北口周辺に最も事業所が分布している。</p> <p>また、中心市街地は本市全体の0.21%の面積に過ぎないものの、全事業所の約8.5%、従業者の約6.0%が集積している。</p> <p>卸売・小売業の事業所は12.3%が集積しており、特に金融・保険業は16.7%が集積している。</p> <p>図 全産業の事業所分布（出典：j-STAT MAP）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>中心市街地</th> <th>秦野市</th> <th>占有率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積</td> <td>26ha</td> <td>10,380ha</td> <td>0.21%</td> </tr> <tr> <td>事業所数</td> <td>392 件</td> <td>4,609 件</td> <td>8.5%</td> </tr> <tr> <td>従業者数</td> <td>3,116 人</td> <td>51,583 人</td> <td>6.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（出典：平成 28 年経済センサス）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>中心市街地</th> <th>秦野市</th> <th>占有率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">卸売・小売業</td> <td>事業所数</td> <td>129 件</td> <td>1,048 件</td> <td>12.3%</td> </tr> <tr> <td>従業者数</td> <td>710 人</td> <td>9,574 人</td> <td>7.4%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">宿泊・飲食 サービス業</td> <td>事業所数</td> <td>65 件</td> <td>606 件</td> <td>10.7%</td> </tr> <tr> <td>従業者数</td> <td>601 人</td> <td>5,439 人</td> <td>11.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">金融・保険業</td> <td>事業所数</td> <td>9 件</td> <td>54 件</td> <td>16.7%</td> </tr> <tr> <td>従業者数</td> <td>177 人</td> <td>779 人</td> <td>22.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（出典：平成 28 年経済センサス）</p>		中心市街地	秦野市	占有率	面積	26ha	10,380ha	0.21%	事業所数	392 件	4,609 件	8.5%	従業者数	3,116 人	51,583 人	6.0%			中心市街地	秦野市	占有率	卸売・小売業	事業所数	129 件	1,048 件	12.3%	従業者数	710 人	9,574 人	7.4%	宿泊・飲食 サービス業	事業所数	65 件	606 件	10.7%	従業者数	601 人	5,439 人	11.0%	金融・保険業	事業所数	9 件	54 件	16.7%	従業者数	177 人	779 人	22.7%
	中心市街地	秦野市	占有率																																														
面積	26ha	10,380ha	0.21%																																														
事業所数	392 件	4,609 件	8.5%																																														
従業者数	3,116 人	51,583 人	6.0%																																														
		中心市街地	秦野市	占有率																																													
卸売・小売業	事業所数	129 件	1,048 件	12.3%																																													
	従業者数	710 人	9,574 人	7.4%																																													
宿泊・飲食 サービス業	事業所数	65 件	606 件	10.7%																																													
	従業者数	601 人	5,439 人	11.0%																																													
金融・保険業	事業所数	9 件	54 件	16.7%																																													
	従業者数	177 人	779 人	22.7%																																													

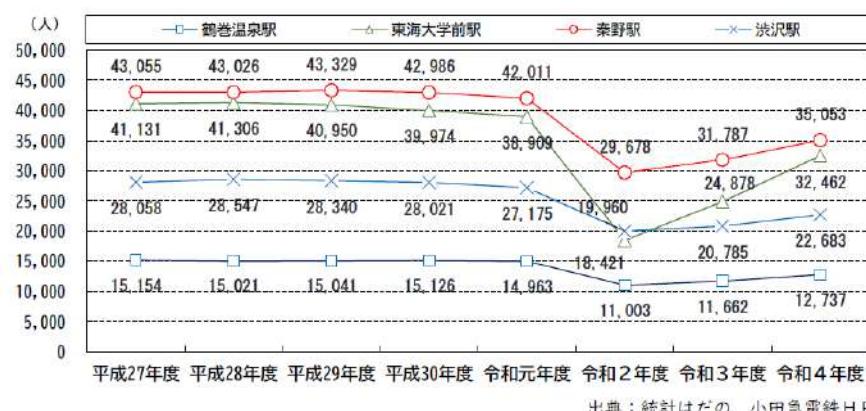
【公共公益施設、都市福利施設の集積状況】

中心市街地を含む秦野駅 800m圏内には、市役所、病院、小学校、幼稚園・保育園・こども園が立地し、都市機能が相当数集積している。



【公共交通機関の利用状況】

中心市街地には秦野駅が立地し、市内に立地する4駅のうち最も乗降者数が多い。路線バス・乗合タクシーの分担率は秦野駅が4駅の中で最も高く、約29.3%となっている。



■駅端末交通手段別分担率（発生集中交通量）



第2号要件
(当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること)

本市の中心市街地は、人口動向や商業等の都市活動の面で衰退がみられ、今後もこの傾向が続いた場合、本市の機能的な都市活動の確保、経済活力の維持に支障を生ずるおそれがあると認められる市街地である。

【中心市街地の人口動向】

中心市街地の人口は、2010（平成22）年の1,951人を境に減少傾向になっており、2010年から2020（令和2）年まで283人減少（-14.5%）している。

老人人口（65歳以上）は年々増加し、2020年には34.2%となり、市全体の値よりも高くなっている。

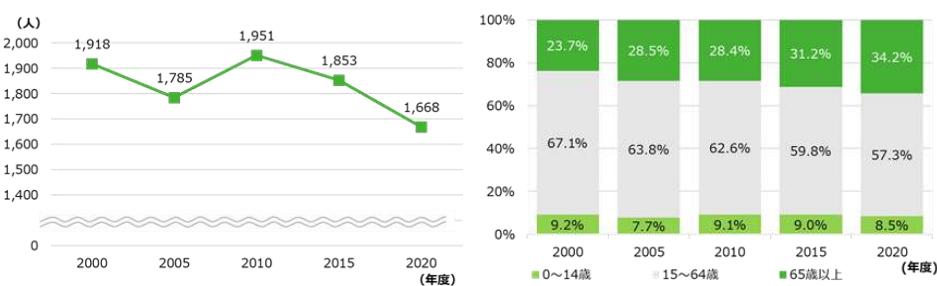


図 中心市街地の人口推移（左）人口構成（右）

【中心市街地の歩行者交通量の状況】

秦野駅北口周辺の歩行者等通行量は減少傾向にあり、2022（令和4）年は2014（平成26）年に比べると4地点中3地点で通行量が減少した。

	2014/2	2020/2（2014対比）	2022/10（2014対比）
地点①	5,864人	4,352人（-26%）	3,620人（-38.0%）
地点②	7,983人	9,081人（+14%）	8,197人（+2.6%）
地点③	4,225人	3,737人（-12%）	4,199人（-0.6%）
地点④	3,234人	3,870人（+20%）	2,929人（-9.4%）

【中心市街地の小売業の状況】

中心市街地の卸売・小売業の事業所数、従業員数は年々減少傾向にあり、2016（平成28）年までの7年間で、事業所は37件減少（-22%）、従業員は173人減少（-20%）した。市全体に対して中心市街地が占める割合についても、事業所数、従業員数ともに減少が続いている。

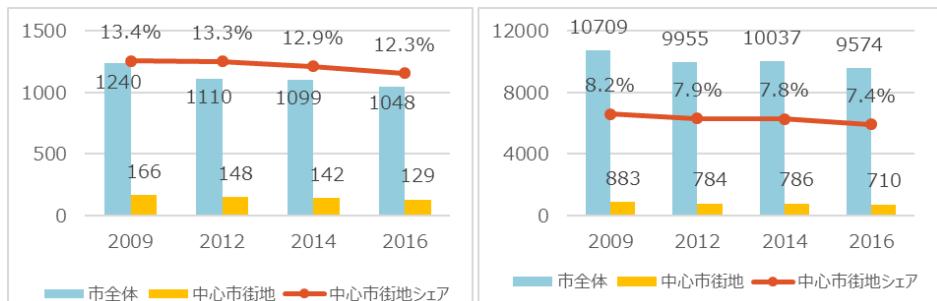


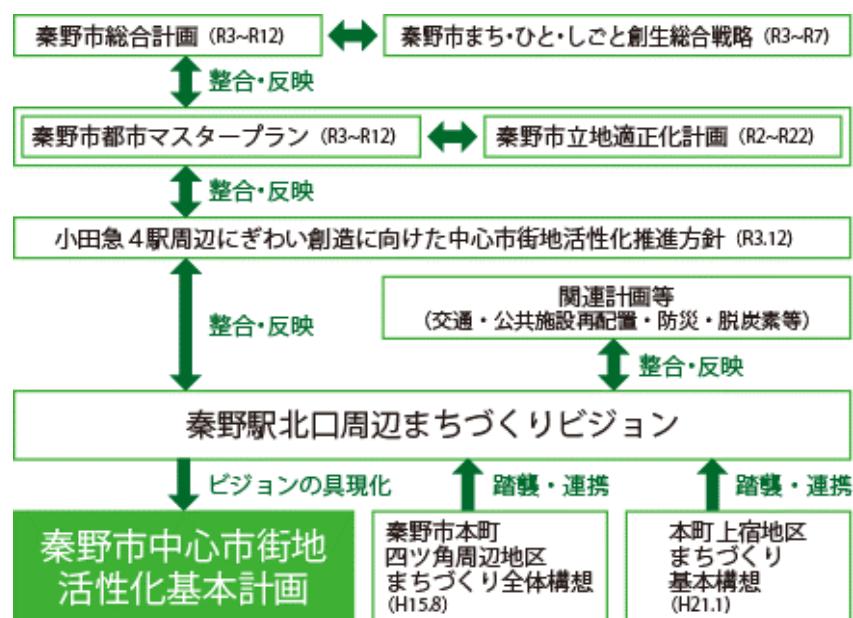
図 中心市街地の卸売・小売業の事業所数（左）従業員数（右）

第3号要件

(当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること)

中心市街地に設定する秦野駅周辺は、以下のとおり、上位関連計画により、都市の成長をリードすべき「中心都市拠点」に位置付けられ、高次都市機能を誘導し、交流人口の増加と、にぎわいの創出、魅力ある商業地の形成や空き店舗等の有効活用による商店街の活性化等を図るとされ、本市にとって中心的な地区となっている。

また、本計画は、本市が掲げる「秦野駅北口周辺まちづくりビジョン（以下まちづくりビジョン）」を具現化するものであり、まちづくりビジョンは次の上位関連計画等の方針に整合するものである。そのため、中心市街地の都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することは、本市及び周辺地域の発展にとって有効かつ適切である。



【秦野市総合計画（令和3年3月）】

秦野市総合計画では、「水とみどりに育まれ 誰もが輝く 暮らしよい都市（まち）」を将来の秦野が目指す都市像としている。

また、その実現に向け、「“住んでみよう・住み続けよう”秦野みらいづくりプロジェクト」をリーディングプロジェクトに、下表6つのプロジェクトを掲げている。

①健康で安心して暮らせるプロジェクト	横断プロジェクト： 移住・定住活性化
②未来を拓く子育て・教育プロジェクト	
③小田急4駅周辺のにぎわい創造プロジェクト 「温泉」、「大学」、「まちの中心地、文化歴史」、「表丹沢」など、小田急線4駅それぞれの魅力ある地域資源や特色を生かした、楽しい「まち歩き」の仕掛けづくりなどにより、活力あふれるにぎわい創造に取り組みます。	
④新東名・246バイパスの最大活用プロジェクト	
⑤新たな日常創造プロジェクト	

地区別地域まちづくり計画では、このビジョンの対象地区を含む「本町地区」の目指すまちの姿として、「活力とふれあいに満ちた、きれいで安全な暮らしあらいまち」とし、基本理念として、「コミュニティ活動が活発で高齢者から子どもたちに伝統文化が受け継がれるなど、世代間の交流が盛んなふれあいの心を大切にしたまちを目指す」としている。

地域づくりの基本目標	主な取組み・すすめる活動
①にぎわいづくりによる活気あふれるまち	<ul style="list-style-type: none"> 県道 705 号沿い（秦野駅前通り）及び本町四ツ角周辺の活性化に向けたまちづくりへの参加促進 地域の活動拠点の検討 駅周辺の若者の居場所づくり
②地域活動や多世代交流が盛んで、多文化が共生するあたたかいまち	<ul style="list-style-type: none"> 自治会への加入促進 地域での多文化共生の取組み 末広ふれあいセンター及び自治会館を拠点とした世代間交流の促進 地域と秦野曾屋高校の連携強化
③みんなで子どもや高齢者、障害者を支えるまち	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の健康・いきがいづくり 単身高齢者の支援 地域での子どもの見守り、居場所づくり
④子どもや高齢者の交通安全が確保されたまち	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全対策
⑤安心して暮らせる災害に強く、治安のよいまち	<ul style="list-style-type: none"> 防災・防犯意識の向上 高齢者がスマートに避難できるしくみづくり
⑥豊かな自然に囲まれ、歴史と伝統を感じるまち	<ul style="list-style-type: none"> 伝統行事や郷土の歴史の継承 環境美化活動の推進

【第2期秦野市まち・ひと・しごと総合戦略（令和3年3月）】

第2期秦野市まち・ひと・しごと総合戦略では、秦野市総合計画と一体的に取り組むこととし、総合戦略に掲げた5つのプロジェクトについて具体的な目標値を設定している。

プロジェクト3：小田急4駅周辺にぎわい創造プロジェクトのKGI※		
	現状値（R元）	目標値（R7）
4駅の乗降客数の合計（1日平均）	123,058人	123,000人
定住意向	79.3%（R2）	95.0%

プロジェクト4：新東名・246バイパスの最大活用プロジェクトのKGI		
	現状値（R元）	目標値（R7）
年間観光客数	4,472,000人	4,652,000人
観光客の年間消費額	59億1,800万円	61億5,700万円

横断的プロジェクトのKGI		
	現状値 (R元)	目標値 (R7)
30代の転出超過数 (暦年)	107	0

※KGI（実現すべき成果に係る数値目標）：Key Goal Indicator の略称。目標を達成するための指標。

【秦野市都市マスタープラン（令和3年3月）】

秦野市都市マスタープランでは、秦野駅を含む小田急4駅周辺を、本市の都市拠点として商業・業務機能を土地利用の基本とするとしている。

地区別まちづくりの方針では、本町地区においては、市の中心都市拠点として高次都市機能を誘導し、交流人口の増加とにぎわい創出を図ること、魅力ある商業地の形成や空き店舗等の有効活用による商店街の活性化等の中心都市拠点としてのにぎわいづくりには、行政と地域の住民や事業者等との適切な役割分担による相互の協力によって推進すること、県道705号は、道路整備と合わせ中心商業地にふさわしい土地利用を誘導することとしている。

■ 将来都市構造図



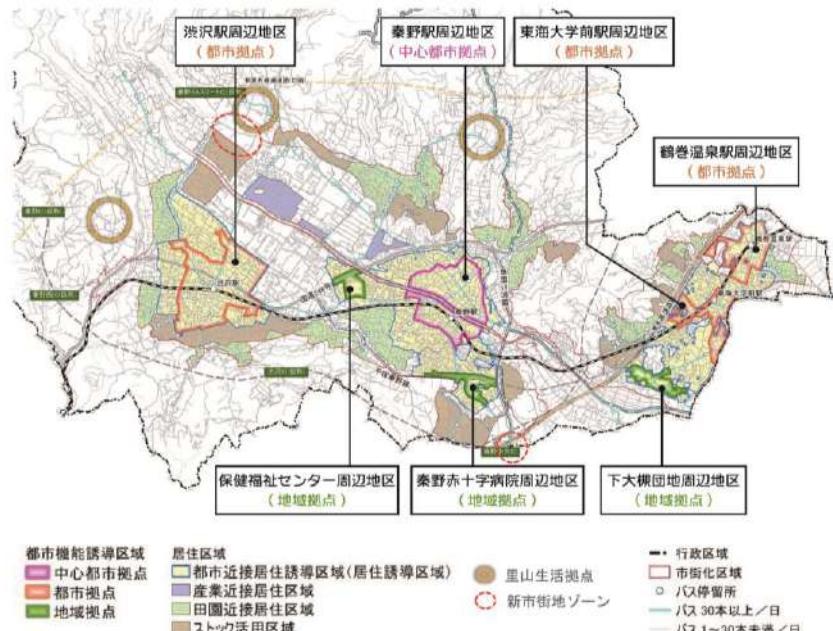
凡 例

	中心都市拠点・都市拠点
	地域拠点
	スポーツ・文化・レクリエーション拠点
	里山生活拠点
	住宅系土地利用
	商業・業務系土地利用
	工業系土地利用
	農業系土地利用
	新市街地ゾーン
	表丹沢魅力づくり構想エリア
	広域交流軸
	都市間交流軸
	都市内交流軸
	インターチェンジ
	河川
	水とみどりのふれあい軸

【秦野市立地適正化計画（令和2年4月）】

秦野市立地適正化計画では、小田急4駅周辺を本市の都市拠点と位置付けており、中でも、秦野駅周辺については、市の「中心都市拠点」と位置付けています。中心都市拠点においては、高次都市機能を誘導し、生活サービス施設を徒歩圏に充実させることなどを目指し、地元産業や金融との連携による誘導支援などをおこなうこと、県道705号拡幅に伴う沿道市街地を形成することなどを誘導施策として示している。

■ 秦野市立地適正化計画における小田急4駅の拠点形成



■ 地区別まちづくり方針図（本町地区）



凡 例

	中心都市機能
	主要公園等
	低層住宅地
	中高層住宅地
	複合市街地
	商業・業務地
	工業地

自動車専用道路	---	構想
主要幹線街路	-----	●●●●
幹線街路等	-----	●●●●

【小田急4駅周辺にぎわい創造に向けた中心市街地活性化推進方針（令和3年12月）】

小田急4駅周辺にぎわい創造に向けた中心市街地活性化推進方針は、小田急4駅周辺が、駅を拠点に広がる市街地の中心として、4駅それぞれの特徴を生かした都市の拠点として魅力を高めることを目的として定められた。

駅周辺市街地を利用する住民、商業者、企業、関連事業者等と行政が一体となって取り組む機運の醸成と体制の構築を進め、「企業の新規立地、既存施設の再整備等による投資の誘導」「低未利用地の活用の推進及び便利に暮らせる街並みの形成」「公共施設の再配置と連動した公共サービス、公益機能の充実」といった取組みを実現し、駅周辺市街地における歩いて楽しい、歩いて暮らせるまちづくりの推進を図ることとしている。

取組み方針	<ul style="list-style-type: none">駅周辺市街地を利用する住民、商業者、企業、関連事業者等と行政が一体となって取り組む機運の醸成と体制の構築を進め、ハードとソフトの両面から魅力ある都市の実現を図る企業の新規立地、既存施設の再整備等による投資の誘導低未利用地の活用の推進及び便利に暮らせる街並みの形成公共施設の再配置と連動した公共サービス、公益機能の充実
市街地活性化の指標	駅周辺市街地における歩いて楽しい、歩いて暮らせるまちづくりの推進 (主な指標：歩行者交通量、小田急4駅の乗降者数)
取組むべき事項	<ul style="list-style-type: none">都市の諸活動を支える「賑わい・交流の場」の整備人が集まり交流する活動拠点づくり、イベントスペースや安心して歩ける歩行空間などの整備、デジタル環境の変化への対応など誰もが安心して利用できる交流機会の創出と運営住民や若者の語り合いの場づくりと効果的な活用策の検討など都市拠点としての特色づくり・魅力づくり個性ある商店街づくり、歴史おこし、文化的活動の促進、人材育成、地域の未来を話し合う組織の構築など

【商業・業務系土地利用推進重点区域の決定（令和4年8月）】

県道705号沿道を中心とした区域を、2022（令和4）年8月に市の方針として「商業・業務系土地利用推進重点区域」を定め、区域内の土地について、利用価値の向上や効果的かつ効率的な利用を図るための検討及び狭小地、不整形地の整理を進めることとしている。



【秦野駅北口周辺まちづくりビジョン（令和5年11月）】

秦野駅北口周辺まちづくりビジョンは、秦野駅北口周辺の地域資源やこれまでの地域活動等の蓄積を生かしながら、これまで以上に、公民が連携して取り組むための指針として、2023（令和5）年11月に秦野駅北口周辺にぎわいのあるまちづくり会議により策定した。

将来像（地区の目指すべき方向性）を「－名水と歴史がつなげる未来－しなやかな街なか暮らし」として当該区域を6つのゾーンに分け、ゾーン別の目指すべき方向性を示している。

また、本ビジョンの実現に向け、優先的に取り組むべき課題を有し、あわせて、より高い効果が期待される取組みとして、下記の6つの重点プロジェクトを位置付け、推進していくこととしている。



3. 中心市街地の活性化の目標

〔1〕中心市街地活性化の目標

中心市街地の将来像「－名水と歴史がつなげる未来－しなやかな街なか暮らし」の実現を目指し、3つの基本方針を掲げるとともに、基本方針に基づく目標指標を設定し、取組を計画的に推進する。

将来像

—名水と歴史がつなげる未来—
しなやかな街なか暮らし

課題

中心都市拠点としての
都市機能の強化

人々の暮らし・活動の
中心となる通りの再生

まちなか暮らし
の推進

地域資源の活用による
持続可能なまちの実現

基本方針

**人との交流・活動が
生まれるまち**

**“はだの”ならではの楽しみ
があり、歩きたくなるまち**

**便利で快適で
住み続けられるまち**

目標

目標①
交流人口の拡大

目標②
**歩道及び滞在空間の
快適性の向上**

目標③
生活利便性の向上

目標指標①
交流創出事業数
参考指標
公共施設の来訪者数

目標指標②
**通行者・滞在者数
滞在者のアクティビティ数**

目標指標③
**中心市街地営業店舗数
居住満足度**

主要事業

- ①多世代交流の場の整備
- ②商業・業務の新たな核づくり（市有地等の活用）
- ③水無川沿い公共空間の活用検討

[2]計画期間の考え方

本計画の期間は、2025（令和7）年4月～2030（令和12）年3月（第1期）までの5年間とする。

[3]目標指標の設定の考え方

基本方針	目標	目標指標	基準値	推計値	目標値
方針① 人との交流・活動が生まれるまち	目標① 交流人口の拡大	指標① 交流創出事業数 (回/年)	34回/年 (R5)	49/回年 (R11)	109回/年 (R11)
		参考指標 公共施設の来訪者数 (人/年)	0人/年 (R5)	0人/年 (R11)	95,500人/年 (R11)
方針② “はだの”ならではの楽しみがあり、歩きたくなるまち	目標② 歩道及び滞在空間の快適性の向上	指標②-1 通行者・滞在者数 (人)	平日65人 休日56人 (R4)	平日70人 休日60人 (R11)	平日108人 休日98人 (R11)
		指標②-2 滞在者のアクティビティ数 (件)	6件 (R4)	9件 (R11)	11件 (R11)
方針③ 便利で快適で住み続けられるまち	目標③ 生活利便性の向上	指標③-1 中心市街地営業店舗数 (店舗)	150店舗 (R4)	147店舗 (R11)	154店舗 (R11)
		指標③-2 居住満足度 (%)	85% (R5)	82% (R11)	88% (R11)

(1) 目標値の設定

目標①「交流人口の拡大」に関する数値目標

目標指標1 交流創出事業数

基本方針の「人との交流・活動が生まれるまち」を踏まえ、「交流人口の拡大」の効果を検証するために、イベントやセミナー、生涯学習講座などの多様な事業を展開し、多世代が行き交う中心市街地とするため「交流創出事業数」を目標指標として設定する。

また、目標指標は、1年間における中心市街地で実施された交流創出事業の数とする。

目標指標① 交流創出事業数 (回/年)		
基準値	推計値	目標値
34 2023（令和5）年度	49 2029（令和11）年度	109 2029（令和11）年度

ア 中心市街地における交流創出事業数

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交流創出事業数 (回)	19	19	18	22	34

イ 定例的に実施している主な交流創出事業

事業名	団体名	時期	内容
夏祭り	秦野駅前通り商店街	8月末	県道705号沿道の商店街行事
夏の地蔵まつり	花みずき通り商店会	8月末	商店街行事
冬の地蔵まつり		12月末	
上宿観音市	上宿商栄会	毎月	自治会、商店街行事
たばこ祭	秦野たばこ祭実行委員会	9月第4土日	市内最大の祭り
だるま市	—	年末	東道通りでのだるまや正月飾りなどの販売
観光ボランティアまち歩き	秦野市観光ボランティアの会	不定期	観光ボランティアによるまち歩き

ウ 令和4年度 新規交流創出事業

事業名	団体名	時期	内容	回数
はだの万博祭	ココハダ LAB	3月	駅イベント、出店	1
集まれ小田急キッズ	小田急電鉄	10月		1
合計				2

※「はだの万博祭」、「集まれ小田急キッズ」は、令和5年度には「丹沢日和フェスティバル」として開催

エ 令和5年度 新規交流創出事業

事業名	団体名	時期	内容	回数
丹沢日和フェスティバル	小田急電鉄	8月	駅イベント、出店	1
丹沢日和 nature activity	丹沢日和 nature activity base	不定期	登山講座やまちなかランイベント	14
合計				15

○基準値

令和5年度に開催された社会実験を除く交流創出事業の実施数を基準値とする。

ア. 目標年度の推計値

令和4年度以降、社会実験等の実績を除くと、民間事業者による空きテナントの活用などにより新たな交流創出事業が開催されているが、中心市街地の区域内に公共施設がないことなどから、これまで、行政や商店街が例年開催する屋外イベントが多い状況である。

計画の施策を行わなかった場合、過去5年間の傾向から、新たな交流創出事業が年間3回実施されることから、5年間で15回の増加を見込み、推計値は49回/年とする。

34回（基準値）+3回/年（R元年度～R5年度平均新規交流創出事業数）×5年=49回/年

イ. 事業による効果

社会実験の結果により、中心市街地における交流創出事業のニーズが高く、また平日の活動の場や機会が不足していることから、まちなか開業サポート事業によるセミナーの開催や民間事業者による商業イベント・研究会事業などを推進するとともに、中心市街地の低未利用地や空間などの活用により、中心市街地以外の地区で実施している交流創出に係るイベントやセミナー、生涯学習講座などを中心市街地に誘導を図ることによる効果として、新規交流創出事業が毎月1回ずつ増加し、計画期間の5年間で60回の増加が見込まれる。

ウ. 目標値の設定

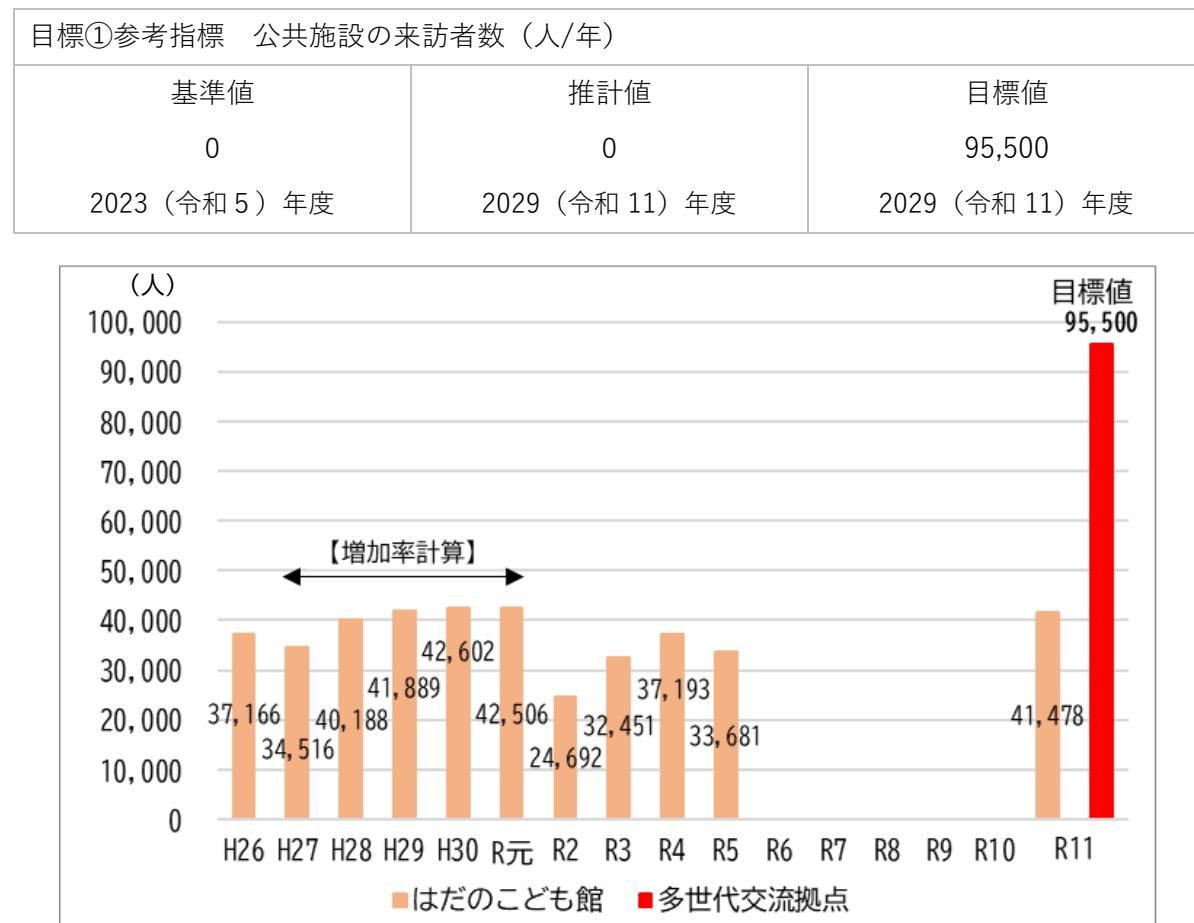
34回（基準値）+3回/年×5年+12回/年×5年=109回

よって2029（令和11）年度の目標値を109回とする。

目標①参考指標 公共施設の来訪者数

基本方針の「人との交流・活動が生まれるまち」を踏まえ、「交流人口の拡大」の効果を検証するため「公共施設の来訪者数」を参考指標として設定する。

なお、対象区域には公共施設がなく、計画の施策である「多世代交流拠点整備事業」で整備する予定であることから、多世代交流拠点の供用開始までは対象区域周辺の公共施設を中心市街地に機能移転を予定している、はだのこども館の来訪者数を参考数値として把握することとする。



ア. 周辺公共施設の推計値（参考値の推計）

◇H27 から R 元までのはだのこども館の過去 5 年の増加率

（R2 から新型コロナウイルス感染症拡大により特異値となるため R 元以前の値より算出）

施設名	増加率 (= {R 元利用者数-H27 利用者数} /H27 利用者数 × 100)
はだのこども館	23.15% (= {42,506-34,516} /34,516 × 100)

◇はだのこども館の増加率を基準値に反映し、合計利用者数を算出

施設名	推計値 (= 増加率/100 × R5 利用者数+R5 利用者数)
はだのこども館	41,478 人 (= 23.15/100 × 33,681+33,681)

イ. 事業による効果

対象区域周辺に位置するはだのこども館の機能に加え、多目的ホールや若者の活動の場などを備えた多世代交流拠点の整備に伴い、年間約 95,500 人を見込む。

約 41,500 人（令和 11 年度のはだのこども館の推計値）+ 54,000 人※=95,500 人

※54,000 人=25,000 人(市内小中高の利用者)+19,000 人(市内利用者)+10,000 人(来街者)

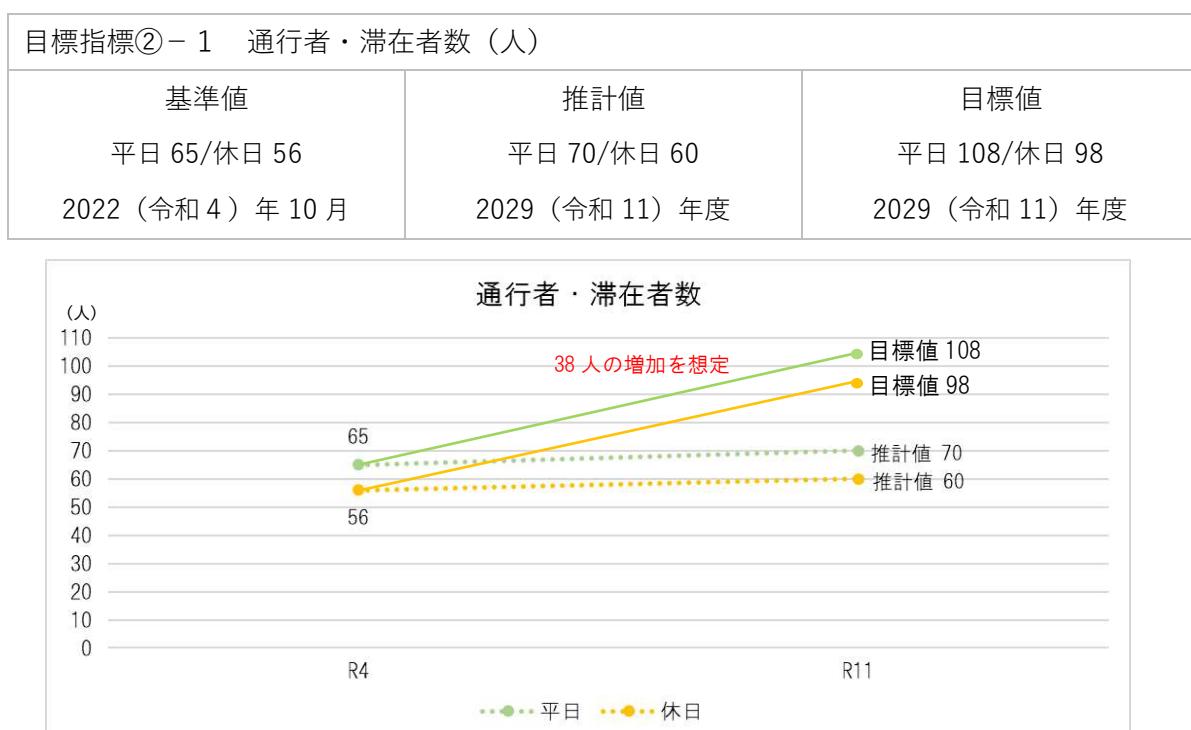
ウ. 目標値の設定

2029（令和 11）年度の目標値を 95,500 人とする。

目標②「歩道及び滞在空間の快適性の向上」に関する数値目標

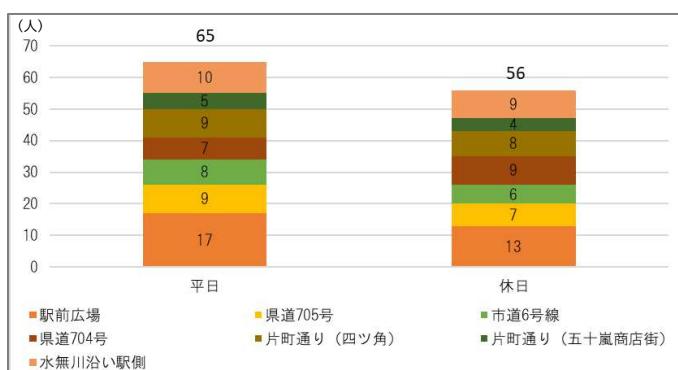
目標指標1 通行者・滞在者数

基本方針の「“はだの”ならではの楽しみがあり、歩きたくなるまち」を踏まえ、「歩道及び滞在空間の快適性の向上」の効果を検証するために、「通行者・滞在者数」を目標指標として設定する。また、目標指標は、「まちなかの居心地の良さを測る指標（案）」調査要領（令和2年3月）を用いて、「駅前広場」「県道705号」「水無川沿い（北側）」「県道704号」「片町通り（四ツ角側）」「片町通り（五十嵐商店側）」「水無川沿い（南側）」において、平日及び休日の各地点で3分間に通行した人数の平均人数の合計値とする。



○基準値

国交省「まちなかの居心地の良さを測る指標（案）」調査要領（令和2年3月）を用いて、2022（令和4）年10月に実施した「駅前広場」「県道705号」「水無川沿い（北側）」「県道704号」「片町通り（四ツ角側）」「片町通り（五十嵐商店側）」「水無川沿い（南側）」における、3分間に通行した人の平均合計値（平休日）とする。



※「まちなかの居心地の良さを測る指標（案）」調査要領（令和2年3月）調査内容：7か所の調査場所において、3分間で目の前を通過した人を項目ごとにカウント
項目：通行状況（1人、2人以上、家族、仕事仲間等）、性別、団体・組数等
計測：各地点6回

※指標算出方法：

各地点において、3分間で目の前を通過した人の平均人数を算出
全地点における、上記平均人数の合計を基準値に設定

ア. 目標年度の推計値

目標値と同様の調査による通行者・滞在者数の従前値がないため、過年度の14時間歩行者交通量調査（人/14時間、平日）の伸び率を使用し算出。

調査箇所	歩行者等交通量（人/14h）		
	H26.2	R2.2	R4.10
駅（デイリーヤマザキ前）	6,392	8,459	7,719
北口駅前広場	5,864	4,352	3,620
まほろば大橋	7,983	9,081	8,197
市道6号線	4,225	3,737	4,199
県道705号（JAはだの交差点より駅側）	3,234	3,870	2,929
合計	27,698	29,499	26,664

2022（令和4）年10月の歩行者交通量は過年度調査と比べ、減少傾向にある。

過年度と同程度の伸び率を想定し、2014（平成26）年から2020（令和2）年の増加量約1.07倍を基準値にかけて推計値を算出する。

平日：65人（基準値）×1.07（H26からR2の14時間歩行者交通量伸び率）≈70人

休日：56人（基準値）×1.07（H26からR2の14時間歩行者交通量伸び率）≈60人

よって推計値は、平日70人/休日60人とする。

イ. 事業による効果

商店街販売促進事業や地域の回遊性に資するイベントの実施事業を推進するとともに、中心市街地以外の地区で実施している交流創出に係るイベントやセミナー、生涯学習講座などを中心市街地に誘導し、回遊性を高める。

また、令和5年7月に実施した交流拠点整備に向けた社会実験の結果から、交流創出事業の実施により、歩行者通行量が通常時と比較し1.07倍から1.59倍に増加することを見込む。

なお、本計画では人々のまちなかでの活動や交流が日常から活発に行われることを目指し、平日の基準値に事業による効果の増加率を乗じた数を事業による効果とする。

平日：65人/日（基準値）×1.59（事業による効果）=103人（38人/日の増加）

令和5年度 交流拠点整備に向けた社会実験時における歩行者通行量調査結果

(調査は、幼児体操終了後、脳トレ講座実施前の12:00～13:00に実施)

	まほろば大橋	農協前	片町通り	路地(農協裏)	合計
通常時	77	25	25	14	141
社会実験時	81	57	38	48	224

ウ. 目標値の設定

「平日 65 人/休日 56 人（基準値）」 + 「平日 5 人/休日 4 人（推計値の増加数）」 + 「事業による効果 38 人」 = 平日 108 人/休日 98 人

よって 2029（令和 11）年度の目標値を平日 108 人/休日 98 人とする。

目標指標 2 滞在者のアクティビティ数

基本方針の「“はだの”ならではの楽しみがあり、歩きたくなるまち」を踏まえ、「歩道及び滞在空間の快適性の向上」の効果を検証するために、「滞在者のアクティビティ数」を目標指標として設定する。また、目標指標は、「まちなかの居心地の良さを測る指標（案）」調査要領（令和2年3月）を用いて、「駅前広場」「県道705号」「水無川沿い（北側）」「県道704号」「片町通り（四ツ角側）」「片町通り（五十嵐商店側）」「水無川沿い（南側）」の計7か所において、観測されたと判断された滞在者の行動アクティビティ数の合計値とする。

目標指標②-2 滞在者のアクティビティ数（件）				
基準値	推計値			目標値
6	9			11
2022（令和4）年10月	2029（令和11）年度			2029（令和11）年度

項目 (アクティビティの種類)	基準値			推計値	目標値
	合計	平日	休日		
携帯電話・スマートフォンを見ている	○	○	○	○	○
電話をしている					
パソコンを見ている					(○)
本や雑誌等を見ている					(○)
建物や景色等を見ている	○		○	○	○
何かが来るのを待っている	○	○	○	○	○
何かの順番待ちをしている					
何かに群がっている					
写真・動画を撮っている				○	○
芸をしている					
買い物をしている				○	○
飲食をしている				○	○
仕事・ボランティア活動をしている	○		○	○	○
ペットを連れている				○	○
体操をしている					
遊んでいる					
横になっている					(○)
居眠りをしている					(○)
たばこ（電子たばこ含む）を吸っている					
同時に不特定多数の人に話しかけている					
営業目的以外で話しかけている					
自転車をいじっている	○	○	○		
会話をしている	○	○	○	○	○
合計	6	4	6	9	11

補足：目標値の合計11項目は○印9項目+(○)印4つのうち、いずれか2項目を加えた数

※「まちなかの居心地の良さを測る指標(案)」調査内容：

7か所の調査場所において、3分間で目の前で滞在した人を項目ごとにカウント（ただし、行動アクティビティを起こした人に限る）

→項目：表参照

→計測：各地点6回（計測日：平日・休日 各1日）

○基準値

各地点において項目ごとに、3分間で目の前で滞在した人に見られた行動アクティビティの平均件数である6件とする。

上記平均件数が1.5以上※の場合は、その行動アクティビティが観測されたとし、全地点で観測された行動アクティビティ数の合計を基準値に設定。

※行動アクティビティは観測有→2、無→1として、6回の計測の平均を算出。表内では、1.5以上のアクティビティに○をしている

ア. 目標年度の推計値

都市再生整備計画（R5～R9）においては滞在者に見られたアクティビティを指標に設定しているため、計画による施策を行わなかった場合、都市再生整備計画の目標値である滞在者のアクティビティの増加数（3件）を基準値に加え、推計値を9件とする。

「6件（基準値）」+「3件（増加見込数）」=9件
よって推計値は、9件とする。

滞在者に見られた行動（アクティビティ）	R4.10調査 (実測値)	事業実施後 (目標値)
携帯電話・スマートフォンを見ている	○	○
電話をしている		
パソコンを見ている		
本や雑誌等を見ている		
建物や景色等を見ている（例：路上アート等含む）	○ (広告を見ている)	○
何かが求めるものを持っている（例：バス、人等）	○	○
何かの腰痛等ををしている		
何かに耳がっている（例：芸、アート等含む）		
写真・動画を撮っている		○
書をしている		
買い物をしている		○
飲食をしている		○
仕事・ボランティア活動をしている	○	○
ペットを連れている		○
体操をしている（例：ストレッチ、ヨガ等）		
遊んでいる（例：スポーツ等含む）		
横になっている		
寝眠りをしている		
たばこ（電子たばこ含む）を吸っている		
同時に不特定多数の人に対しあげている		
高齢者以外で駆かけている		
自転車をいじっている	○	
会話をしている	○	○
合計	6	9

参考:都市再生整備計画_目標指標

イ. 事業による効果

駅前広場整備事業や滞在空間創出快適性向上事業、水無川沿い・市道6号線公共空間の活用検討事業などにより、居心地の良い空間を創出することで、滞在者のアクティビティの増加を目指し、候補となる（○）印4項目のうち、いずれか2件のアクティビティの増加を見込む。
※目標値に位置づけるアクティビティのうち、「パソコンを見ている」及び「本や雑誌等を見ている」、「横になっている」及び「居眠りをしている」について、それぞれ一件ずつのアクティビティが確認されることを目標とする。

ウ. 目標値の設定

「6件（基準値）」+「3件（推計値の増加見込数）」+「2件（事業による効果）」=11件
よって2029（令和11）年度の目標値を11件とする。

目標③「生活利便性の向上」に関する数値目標

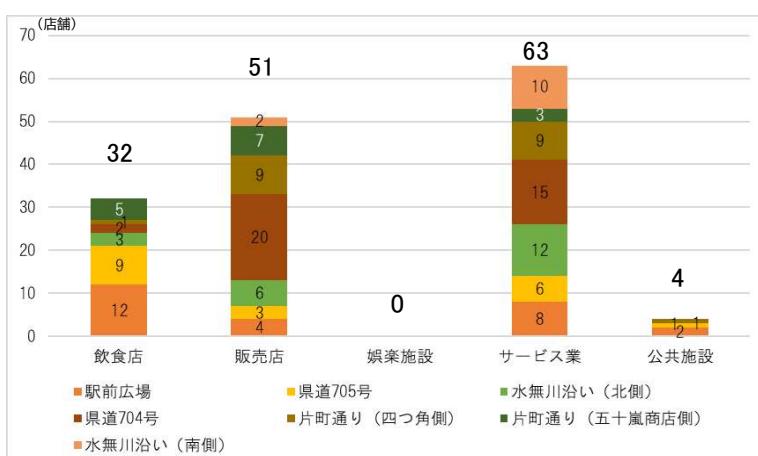
目標指標 1 中心市街地営業店舗数

基本方針の「便利で快適で住み続けられるまち」を踏まえ、「生活利便性の向上」の効果を検証するために、「中心市街地営業店舗数」を目標指標として設定する。また、目標指標は、「まちなかの居心地の良さを測る指標（案）」調査要領（令和2年3月）を用いて、「駅前広場」「県道705号」「水無川沿い（北側）」「県道704号」「片町通り（四ツ角側）」「片町通り（五十嵐商店側）」「水無川沿い（南側）」における、平日の合計営業店舗数と休日の合計営業店舗数の平均とする。



○基準値

国交省「まちなかの居心地の良さを測る指標（案）」調査要領（令和2年3月）を用いて、2022（令和4）年10月に実施した「駅前広場」「県道705号」「水無川沿い（北側）」「県道704号」「片町通り（四ツ角側）」「片町通り（五十嵐商店側）」「水無川沿い（南側）」における、平休日平均店舗数の合計を基準値とする。



区分	営業店舗数
飲食店	32
販売店	51
娯楽施設	0
サービス業	63
公共施設	4
合計	150

※「まちなかの居心地の良さを測る指標（案）」調査要領（令和2年3月）調査内容：
 7か所の調査場所において、調査員の目視により項目ごと「営業している/閉店している」を判断し調査を実施（項目のその他については営業判断の実施無）
 →項目：飲食店、販売店、娯楽施設、サービス業、公共施設、その他（人の活動がある：住宅、オフィス等、人の活動がない：空家 等）
 →計測：各地2回

※指標算出方法：

各地点において、上記項目ごとに「営業している/閉店している」等を判断し調査員が目視でカウントし、項目ごとの建物数を算出。

上記2回の調査による建物数を平均。さらに平休日で平均を算出し、全地点における合計を、基準値に設定。（平均は四捨五入）

ア. 目標年度の推計値

中心市街地における営業店舗数に関する従前年次データが2022（令和4）年のほかに存在しないため、2015（平成27）年及び2019（令和元）年の商工業実態調査結果をもとに、営業店舗数の変化比率をもとに、推計値を算出した。

対象区域	秦野市全体		中心市街地	
比較年次	H27	R元	R 4	R 11
店舗数（店舗）	492	483	150	147

◇H27とR元の比率（H27の492店舗を100%とする）

492 : 483 = 100 : x

$$x = 98$$

◇R4（基準値）とR11（推計値）の比率（R4の150店舗を100%とする。）

H27とR元の比率と同様の伸び率を反映し、推計値を算出する。

150 : y = 100 : 98

$$y = 147$$

よって推計値は、147店舗とする。

イ. 事業による効果

中心市街地における営業店舗数は減少傾向にあるが、空き店舗所有者と創業希望者の課題である施設のリノベーション等に係る経費を支援する「既存商業施設リニューアル整備費補給金交付事業」などにより、空き店舗や既存建物等の活用を促す。

空家軒数（「まちなかの居心地の良さを測る指標（案）」R4調査時点）=35軒

うち20%の開業を見込む。

増加店舗数 = 35 × 0.2

$$= 7 \text{店舗}$$

ウ. 目標値の設定

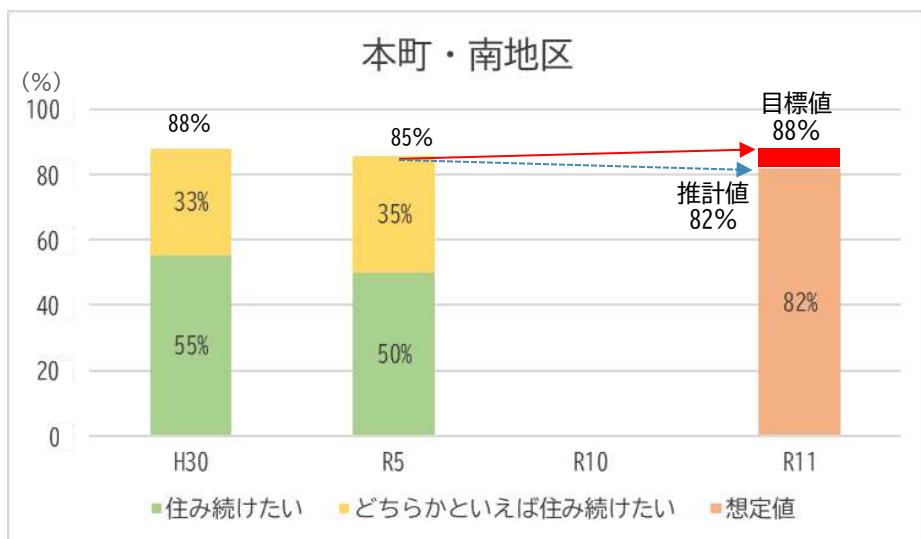
「147店舗（推計値）」+「7店舗（事業による効果）」=154店舗

よって2029（令和11）年度の目標値を154店舗とする。

目標指標2 居住満足度

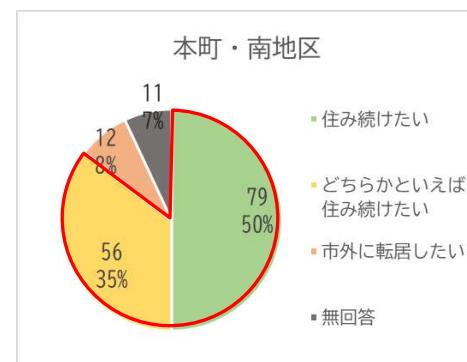
基本方針の「便利で快適で住み続けられるまち」を踏まえ、「生活利便性の向上」の効果を検証するために、「居住満足度」を目標指標として設定する。また、目標指標は、市民等意識調査の本町地区及び南地区における、問「あなたは、これから先も秦野市に住み続けたいと思いますか。」の回答「住み続けたい」「どちらかといえば住み続けたい」の割合とする。

目標指標③-2 居住満足度 (%)		
基準値	推計値	目標値
85 2023（令和5）年12月	82 2029（令和11）年度	88 2029（令和11）年度



○基準値

2023（令和5）年市民等意識調査結果より、問「あなたは、これから先も秦野市に住み続けたいと思いますか。」の回答「住み続けたい」「どちらかといえば住み続けたい」の割合とする。



ア. 目標年度の推計値

◇H30からR5までの増加率

	増加率 ($=\{R5\text{結果}/H30\text{結果}-1\} \times 100$)
増加率	-3% ($=\{85/88-1\} \times 100$)

◇増加率を基準値に反映

	推計値 ($=R5\text{結果}(\text{基準値}) \times \{1 - \text{増加率}/100\}$)
推計値	82% ($=85 \times \{1 - 0.03\}$)

上記より推計値は、82%とする。

イ. 事業による効果

多世代交流拠点の整備や空き店舗の活用などにより、中心市街地の生活利便性を高めることで、居住満足度の向上を図る。

ウ. 目標値の設定

事業効果により、2018（平成30）年度の居住満足度88%まで回復させることを目指し、目標値を88%とする。

[4] フォローアップの方針

本指標にかかる達成状況を、以下の要領で定期的にフォローアップする。

① フォローアップの時期と方法

目標	目標指標	時期	方法
目標① 交流人口の拡大	交流創出事業数 (回/年)	翌年度4～5月	各年の交流創出事業実施回数を集計する
目標② 歩道及び滞在空間の 快適性の向上	通行者・滞在者数 (人)	毎年10月	指定箇所にて観測
	滞在者のアクティ ビティ数(件)	毎年10月	指定箇所にて観測
目標③ 生活利便性の向上	中心市街地営業 店舗数(店舗)	毎年10月	計測員が計測
	居住満足度(%)	毎年10月	他の市民アンケート等と 連携し、定期的に調査を実 施する

② フォローアップに基づく対応

各事業の進捗及び目標値の達成状況を検証し、その検証結果を定期的に中心市街地活性化協議会に報告するとともに、必要に応じて事業の追加や事業内容の変更などの目標達成に向けた改善措置を講じる。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 現状分析

商業の中心地として栄えた歴史から、市内で最も商業・業務施設が集積する地域である。しかし、商業の衰退とともに空き店舗化し、住宅化又は駐車場化、土地の細分化が進んでおり、また狭い道路によって建替えや土地利用が困難な土地も点在するなど課題を抱えている。

(2) 市街地の整備改善の必要性

本地区は秦野市都市マスタープランにおいて中心都市拠点に位置付けられ、高次都市機能の誘導をはじめ、交流人口の増加やにぎわい創出、商店街の活性化が求められている。また、「秦野駅北口周辺まちづくりビジョン」では、公民連携による交流拠点の創出や、道路空間と沿道を一連的に活用した歩行者の滞留や憩いの空間づくりを推進することとしている。

これらのことから、歩きたくなる歩行者空間の創出や、まちなかを回遊させるための快適な歩行者動線の強化に向け、市街地整備手法等の活用も視野に、周辺と連携した公共空間の整備を進め、通行者・滞在者数の増加につなげるとともに、延焼防止や避難路の確保など、市街地の防災性強化に向けた都市施設の再編を進めることが求められている。

(3) フォローアップの考え方

計画期間の各年度における各事業の進捗状況を調査し、目標指標への効果を検証し、必要に応じ改善措置を講じる。

本地区の市街地整備を契機に、区域内の近接地における市街地整備が連鎖的に展開することが重要であることから、都市計画制度と連携し、必要な準備を進め既存事業及び新規事業とともにその実施効果を高めていく。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業名】多世代交流拠点整備事業

【事業実施時期】	令和 6 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	県道 705 号沿道に秦野駅北口周辺にぎわい創造に資する多世代交流拠点の整備をするに当たり、現況調査、測量、権利調査、及び従前権利者への損失補償（用地取得費を除く）、基本設計のほか、建築設計、土地整備、施設整備を行うもの。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	交流人口の拡大/歩道及び滞在空間の快適性の向上		
【目標指標】	公共施設の来訪者数/通行者・滞在者数		
【活性化に資する理由】	まちづくりビジョンで描く県道 705 号沿道における多世代の活動・交流の場の整備により、中心市街地における多様な活動を生むとともに、にぎわいを創出し、交流人口の拡大を図る。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	国土交通省

【事業名】多世代交流拠点整備関連事業

【事業実施時期】	令和 6 年度～令和 10 年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	県道 705 号沿道に秦野駅北口周辺にぎわい創造に資する多世代交流拠点を整備するに当たり、事業に対する協力を得て、従前権利者から用地の取得を行う。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	交流人口の拡大/歩道及び滞在空間の快適性の向上		
【目標指標】	公共施設の来訪者数/通行者・滞在者数		
【活性化に資する理由】	県道 705 号沿道における多世代の活動・交流の場の創出を図るために、従前権利者の協力による用地の提供が必要となる。多世代交流拠点整備事業と併せて事業を実施するもの。		
【支援措置名】	中心市街地再活性化特別対策事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 10 年度	【支援主体】	総務省

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他支援措置に関する事業

【事業名】水無川沿い・市道6号線公共空間の活用検討

【事業実施時期】	令和5年度～令和11年度
【実施主体】	秦野市
【事業内容】	駅とまちなかをつなぐ交流・滞留空間の創出を図るため、市道6号線を含む水無川沿いの公共空間の活用方法を検討する。

活性化を実現するための位置づけ及び必要性

【目標】	歩道及び滞在空間の快適性の向上		
【目標指標】	通行者・滞在者数/滞在者のアクティビティ数		
【活性化に資する理由】	歩いて暮らせる、歩いて楽しいまちづくりの実現に向けて、車道の一部を歩行空間に転用することによる人にとって居心地の良い空間の創出に向けた検討を行う。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和11年度	【支援主体】	国土交通省

【事業名】多世代交流拠点区画道路整備事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度
【実施主体】	秦野市
【事業内容】	多世代交流拠点整備に伴い、周辺の道路整備を行う。

活性化を実現するための位置づけ及び必要性

【目標】	歩道及び滞在空間の快適性の向上		
【目標指標】	通行者・滞在者数		
【活性化に資する理由】	県道705号の拡幅や多世代交流拠点の整備に伴い、増加が見込まれる交通を整理し、同拠点や地区内へのアクセス性を高めることにより、回遊性の向上を図る。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和11年度	【支援主体】	国土交通省

【事業名】市道25号線片町通り交差点改良事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和8年度
【実施主体】	秦野市
【事業内容】	県道705号の交差点改良に合わせて、市道25号線側の交差点改良を

	行う。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	歩道及び滞在空間の快適性の向上		
【目標指標】	通行者・滞在者数		
【活性化に資する理由】	県道 705 号拡幅事業に伴い片町通り交差点の改良（市道 25 号線）を行い、区域内の交通の円滑化と安全で快適な歩行空間を確保する。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 8 年度	【支援主体】	国土交通省

【事業名】市道 82 号線（北口駅前広場）歩道整備事業

【事業実施時期】	令和 8 年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	駅前広場の一部となっている市道 82 号線の一部に植栽やベンチを設置し、高質化と滞留空間を整備する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	歩道及び滞在空間の快適性の向上		
【目標指標】	通行者・滞在者数/滞在者のアクティビティ数		
【活性化に資する理由】	駅前広場の整備事業と合わせて、駅を利用する一般車の流れを整理するとともに、植栽を整備することにより、当市が掲げる森林観光都市に相応しい環境を創出し、居心地のよい空間の創出を図る。 駅ロータリーの一部となっている市道 82 号線について、北口駅前広場整備事業と合わせて、効果的な滞留空間の創出を図る。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 9 年度	【支援主体】	国土交通省

【事業名】商業・業務の新たな核づくり

【事業実施時期】	令和 5 年度～令和 11 年度
【実施主体】	秦野市
【事業内容】	市及び市土地開発公社所有地を含む一団の画地を整理し、商業・業務のための高度な土地利用を促進する。事業可能性について調査し、必要に応じて交付金事業化を検討する。

活性化を実現するための位置づけ及び必要性

【目標】	生活利便性の向上		
【目標指標】	中心市街地営業店舗数		
【活性化に資する理由】	中心市街地における土地の高度利用を図ることにより、生活利便性の向上や交流人口の増加を図る。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	国土交通省

(4) 国の支援がない他の事業

【事業名】滞在空間創出快適性向上支援事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	道路境界線沿いの一部に歩行者が休憩や余暇、その他の活動のため、快適に過ごせるオープンスペースを確保し、その部分に施設整備をする場合に、支援する制度の創設に向け、調査検討をおこなう。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	歩道及び滞在空間の快適性の向上		
【目標指標】	通行者・滞在者数/滞在者のアクティビティ数		
【活性化に資する理由】	まちなかの道路沿いに、歩行者が滞在したくなる快適な空間を創出する事業者を支援する制度を整備し、連鎖的に滞在者を増やし、居心地がよく歩きたくなる中心市街地の形成を図る。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—

【事業名】壁面後退用地整備事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	建築物の後退により生じた土地と隣接する道路を一体的に使用し、歩行者空間として公共利用するための整備。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	歩道及び滞在空間の快適性の向上		
【目標指標】	通行者・滞在者数		
【活性化に資する理由】	壁面後退を推し進めることにより、地区内の回遊性を高め、駅前から各商店街へ歩行者を誘導するとともに、居心地がよく歩きたくなる中心市街地の形成を図る。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—

【事業名】地区計画策定事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	にぎわいの創造に資する良好な街並みを形成するため、区域内の一部の都市計画地区計画について、次の方向性について調査検討する。 (1) 多世代交流拠点の整備を推進		

	<p>(2) 商業・業務施設の整備を誘導 (3) 沿道の既存商店を保全又は利活用 (4) 滞留空間の創出</p>		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	歩道及び滞在空間の快適性の向上/生活利便性の向上		
【目標指標】	通行者・滞在者数/滞在者のアクティビティ数/中心市街地営業店舗数		
【活性化に資する理由】	にぎわい創造に資する土地及び建築物の利活用と、登録文化財を保全するための地区計画を整備することにより、まちの価値や魅力向上に向けた取り組みの共有と、持続的なまちづくりの推進に寄与する。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—

5.都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1]都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

本市には、秦野駅から800m圏内に都市機能が集積しているが、中心市街地に立地するのは保育園と公園で、多世代かつ多様な市民が交流・活動できる、中核となる教育・文化施設が少ない状況にある。

また、医療施設は救急指定を受けた病院が存在するが、老朽化しており、将来建替え等に備える必要がある。秦野駅から800m圏内に立地する青少年施設であるはだのこども館は老朽化が進んでおり、市内各所に住む子育て世代をはじめ多世代が利用しやすい環境を整えるため移転を検討している。

(2) 都市福利施設の整備の必要性

中心市街地に都市機能施設の立地が少ないとことや、今後の更なる人口の高齢化や都市の持続的発展を考慮し、駅徒歩圏に市内外問わず多世代が利用しやすい環境を整え、本市における交流機会の創出を図るために、健康、子育て、公共サービス、防災等の都市・交流機能の充実を図ることは、経済、行政運営面でも重要な要素である。

また、市民が気軽に協議・発信できる場づくりや地域資源である秦野名水を活用した魅力発信や「デジタル技術の活用」などを行うことで、中心市街地の交流人口の拡大を図る必要がある。

(3) フォローアップの考え方

都市福利施設の立地と存在期間は、人口密度と維持管理コストに影響を及ぼすことから、施設整備後は、施設の稼働状況、機能移転集約の時期、実施計画について追跡確認する必要がある。

[2]具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業名】多世代交流拠点整備事業【再掲】

【事業実施時期】	令和 6 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	県道 705 号沿道における、秦野駅北口周辺にぎわい創造に資する多世代交流拠点を整備する。また、必要となる区画道路や駐車場、広場等についても一体的に整備をしていく。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	交流人口の拡大/歩道及び滞在空間の快適性の向上		
【目標指標】	公共施設の来訪者数/通行者・滞在者数		
【活性化に資する理由】	まちづくりビジョンで描く県道 705 号沿道における多世代の活動・交流の場の整備により、中心市街地における多様な活動を生むとともに、にぎわいを創出し、交流人口の拡大を図る。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	国土交通省

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】まちなかこども支援拠点整備事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	はだのこども館の機能移転等の検討を行う。多世代交流拠点における子育て支援事業を実施する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	交流人口の拡大/生活利便性の向上		
【目標指標】	公共施設の来訪者数/居住満足度		
【活性化に資する理由】	本計画の対象区域外に立地する青少年や子育てのための施設であるはだのこども館の機能を中心市街地に移転し、他の公共機能と合わ		

	せて集約することにより、市内各所に住む子育て世代をはじめ多世代が利用しやすい環境を整え、居住や定住の促進につなげる。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—

【事業名】まちなか若者活動拠点整備事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	多世代交流拠点における若者の活動や居場所を創出し、交流機会の創出を図る。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	交流人口の拡大		
【目標指標】	交流創出事業数/公共施設の来訪者数		
【活性化に資する理由】	若者がのびのびと活動し、自己実現を図ることのできる環境を、誰でも訪れやすい駅前に確保することにより、地区全体へ若者の活力を波及させる。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—

【事業名】市民活動スペース整備事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	多世代交流拠点における市民活動の場及び市民活動支援のための機能を整備する。ワークテーブル、利用受付、活動支援ロッカー（有料）、モニタなどを整備する。施設計画の策定に当たっては、利用者の活動状況が把握でき、施設内外で一体的ににぎわいが感じられるよう視認性を高めた計画とする。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	交流人口の拡大		
【目標指標】	交流創出事業数/公共施設の来訪者数		
【活性化に資する理由】	市民が気軽に利用できる活動スペースを設けることにより、市民活動と交流機会を確保することができる。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—

【事業名】まちなか健康づくり事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	秦野市		

【事業内容】	施設における健康事業の実施を行う。多世代交流拠点に健康や美容の増進に資する施設を整備する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	交流人口の拡大		
【目標指標】	交流創出事業数/公共施設の来訪者数		
【活性化に資する理由】	駅前という立地を生かし、健康・美容について触れるきっかけを増やし、元気で活力ある市民の健康増進を図る。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—

【事業名】まちなか図書館事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	多世代交流拠点において、電子図書や図書に気軽に触れる機会を創出する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	交流人口の拡大		
【目標指標】	交流創出事業数/公共施設の来訪者数		
【活性化に資する理由】	駅前という立地を生かし、多くの市民や来街者が気軽に図書に触れる機会を創出し、新たな学びの機会や、考える力を育むきっかけを提供する。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—

【事業名】市民学習講座事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	まちなかの施設等を活用した市民講座等を開催する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	交流人口の拡大		
【目標指標】	交流創出事業数/公共施設の来訪者数		
【活性化に資する理由】	市民が主体的に生涯学習へ参加できる場をまちなかに用意することにより、開講者と受講者双方の参加可能性を高め、市民同士の交流創出や新たな学びを得ることのできる場を提供する。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—

【事業名】ギャラリー等の整備事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度
【実施主体】	秦野市
【事業内容】	市内の彫刻や美術品をより市民が親しめるようまちなかへのギャラリー整備を検討し、その実現を図る。

活性化を実現するための位置づけ及び必要性

【目標】	交流人口の拡大		
【目標指標】	交流創出事業数/公共施設の来訪者数		
【活性化に資する理由】	多くの人の目に触れる駅前に恒常的なギャラリーコーナーを設けることにより、発信性を高め、市民の文化活動を活発なものにする。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—

【事業名】多目的ホール整備事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度
【実施主体】	秦野市
【事業内容】	多世代交流拠点に多目的ホールを整備することにより、駅前の立地を生かした多様なニーズに対応した事業を実施する。

活性化を実現するための位置づけ及び必要性

【目標】	交流人口の拡大		
【目標指標】	公共施設の来訪者数		
【活性化に資する理由】	多様な活動の用に供すことのできる多目的ホールを多世代交流拠点内に整備することで、交流人口の拡大を図る。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—

【事業名】まちなか防災機能整備事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度
【実施主体】	秦野市
【事業内容】	まちなか防災機能の強化のため、都市機能を更新し、多世代交流拠点を整備するとともに、一時避難や帰宅困難者の受け入れ機能の一部を担う。（貯水槽、備蓄倉庫、かまどベンチ、簡易テント、防災トイレ）

活性化を実現するための位置づけ及び必要性

【目標】	生活利便性の向上
【目標指標】	居住満足度
【活性化に資する理由】	市内4駅で最も乗降客数の多い秦野駅周辺では、多くの人が災害時に帰宅困難になることが見込まれる。加えて、付近は古い木造建物

	が密集していることから、災害時の被害が大きくなると想定されるため、防災機能の強化を図り、安心安全なまちづくりを進める。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—

【事業名】魅力情報発信盤整備事業（施設内外）

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	建物内外に表示モニタを設置し、館内利用状況や、地域の情報発信及び利用者の施設利用による自身の効果を発信できる環境を整備する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	交流人口の拡大		
【目標指標】	公共施設の来訪者数		
【活性化に資する理由】	多世代交流拠点にデジタル情報発信盤を整備することにより、活動や情報を可視化し、通りがかりの歩行者が効果的に情報を収集することができ、加えて、利用者が情報発信や、コミュニケーションができる機能を持たせることで、新たな交流を生むきっかけづくりを行う。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—

【事業名】秦野名水活用検討事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	地域資源である秦野名水の魅力を体感し、市民や来街者が親しむことのできる活用方法を検討する。（せせらぎ・ミスト・鹿威しなど）		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	交流人口の拡大		
【目標指標】	公共施設の来訪者数		
【活性化に資する理由】	地域資源の 1 つである秦野名水に親しみを持ってもらえるような設備をまちなかに設け、市内外に発信することで、水にまつわる市内スポットを中心とした回遊性の向上や、歴史文化への興味を持つ機会となる。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—

【事業名】公共施設ストックマネジメント事業

【事業実施時期】	令和7年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	既存の公共施設の利用実績や子育て世代、若者などのニーズを踏まえ、まちなかに利便性の高い施設整備に向けた公共施設の統廃合を検討する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	生活利便性の向上		
【目標指標】	居住満足度		
【活性化に資する理由】	長期的な視点で既存の公共施設を効率的に管理し、生活サービス機能の水準を維持することにより、持続可能で住みよいまちづくりを実現する。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

(1) 現状分析

秦野駅周辺では、居住人口が減少していることから、土地利用や都市機能の更新により、居住環境を確保していく必要があるが、現時点では公的な住宅整備用地及び計画がないことから、この計画の中での実施見込みは低い。しかしながら、都市経営的、健康福祉的な視点では、歩いて暮らせる居住環境の確保は、重要なテーマであることから、多世代交流拠点の整備に係る進捗状況を踏まえ、受け皿となる居住環境の確保について検討する必要がある。

(2) 街なか居住の推進の必要性

人口減少と空洞化が進む中では、人々が集い、交流できる魅力ある場の形成が必要であり、行政誘導による最低限の投資的整備が優先である。そのため、多世代交流拠点の整備を推進しつつ、この5か年計画においては、民間住宅整備に係る既存ストックや住み替えを含む新規住宅供給について、少量ずつ段階的に住宅ストックを確保することを基本に、低未利用地の集約や機能移転により、行政又は民間による中心市街地住宅供給事業を含めた、事業用地の確保を検討していくこととする。

(3) フォローアップの考え方

住宅供給動向や、人口密度の推移を確認していく。また、民間の共同住宅供給事業のうち、一定条件を満たすものについては、事業者に対する補助制度を検討する。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他支援措置に関連する事業

【事業名】空家バンク事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和9年度
【実施主体】	秦野市
【事業内容】	中心市街地における空家の活用促進を図る事業。 (R6年度 空家調査を実施)

活性化を実現するための位置づけ及び必要性

【目標】	生活利便性の向上		
【目標指標】	居住満足度		
【活性化に資する理由】	地区内の空家を一つの資源と捉え、地区内人口の増加に資する制度づくりを行う。		
【支援措置名】	空き家対策総合支援事業		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和11年度	【支援主体】	国土交通省

(4) 国の支援がない他の事業

【事業名】移住・定住促進事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和9年度
【実施主体】	秦野市
【事業内容】	若年層の移住定住促進を目的とする住宅購入補助制度等の活用など、中心市街地の住宅購入を促す仕組みを検討する。

活性化を実現するための位置づけ及び必要性

【目標】	生活利便性の向上		
【目標指標】	居住満足度		
【活性化に資する理由】	地区内の移住者増に向けた施策により、まちなかの活動人口を増やし、周辺一帯におけるにぎわいの創出につなげる。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—

7.中小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 経済活力の向上の必要性

(1) 現状分析

秦野駅北口周辺は、8つの商店街で形成されており、古くから中心的な商業地として市民等を支えてきた。一方、近年は空き店舗の増加や、住宅等の建設など、商店街の形が変化し、中心市街地の活力が衰退している状況にある。

また、複合的な商業施設が地区周辺に少なく、買い物回り品などの購入には、近隣都市のショッピングモールに赴く傾向がある。

(2) 経済活力の向上の必要性

中心市街地周辺で開催される市内最大の観光イベントの「秦野たばこ祭」は、令和5年度は、2日間で35万人以上が来場しており、市内への誘客や地域経済振興の一助となっている。また、複数の商店街が位置する中心市街地が地域の人々の生活を支えるとともに商業者や住民がまちの発展に貢献してきた。

このように、地域の回遊性・来街者数の増加に資するイベント支援や地域資源を生かし、様々な団体が連携してにぎわいの創出を図ることが経済活力の向上においても重要となっている。

また、商業・業務機能の低下は来街者やにぎわいの減少の要因でもあることから、中心市街地における開業サポートや商店街の環境整備を図ることで、商店街のにぎわい創造や持続的なコミュニティ形成を促進するとともに、生活の利便性向上に資する魅力的な情報を発信することで、日常的な来街者、通行者・滞在者数の増加につなげることが必要となっている。

(3) フォローアップの考え方

まちで活動する人を増やし、まちに滞在する時間が長くなることで、まちでの消費機会が増えるため、日常と非日常の取組みを組み合わせ、その効果を検証する。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業

【事業名】民間事業者による商業イベント・研修会事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度
【実施主体】	各商店街・商店会連合会、まちづくり会社、民間事業者
【事業内容】	水無川沿い・商店街通りのイベント、啓発イベント・研修会、空き店

舗活用集客イベント。			
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	生活利便性の向上		
【目標指標】	中心市街地営業店舗数/居住満足度		
【活性化に資する理由】	民間事業者が、自主的に様々なイベントを企画・実施することにより、事業者同士の結びつきを強めるとともに、地元商店街の集客力向上に向けて一丸となって取り組むための補助を行う。		
【支援措置名】	民間中心市街地商業活性化事業計画		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	経済産業省

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

【事業名】商店街空き店舗対策事業

【事業実施時期】	平成 14 年度～		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	空き店舗を活用して開業した事業者に対して、改装費等の一部を補助する。補助額…改装費 30%（上限 50 万円）、賃借料 30%（上限 36 万円、最大 2 年間）、広告宣伝費 50%（上限 15 万円）		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	生活利便性の向上		
【目標指標】	中心市街地営業店舗数		
【活性化に資する理由】	新規出店に伴う空き店舗改装により、商店街の個店の魅力向上につなげる。なお、補助に当たっては、その事業性を審査し、補助の決定後は、中小企業診断士の無料診断を実施し、継続的・安定的な経営を支援することで商店街のにぎわい創造を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外 ※区域内で実施される事業のみ対象		

【事業名】商店街販売促進事業

【事業実施時期】	平成元年～		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	中心市街地における商店街事業に対し、市が補助金を交付する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	生活利便性の向上		
【目標指標】	中心市街地営業店舗数/居住満足度		
【活性化に資する理由】	中心市街地において商業者だけでなく、学生や自治会、商店街同士等多様な主体との連携を促進するとともに、魅力的な事業を支援す		

	ることで、来街者の購買機会や購買意欲を増加させる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外 ※区域内で実施される事業のみ対象		

【事業名】商業施設建築利子補給金交付事業

【事業実施時期】	平成 25 年度～		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	中心市街地における商業施設建築に対する利子を市が補助する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	生活利便性の向上		
【目標指標】	中心市街地営業店舗数		
【活性化に資する理由】	中心市街地における土地の高度利用を促進することで、生活利便性の向上や施設利用者等を中心とした歩行者通行量の増加につながる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外 ※区域内で実施される事業のみ対象		

【事業名】既存商業施設リニューアル整備費補給金交付事業

【事業実施時期】	令和 8 年度～		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	中心市街地における既存建築物を活用し、店舗営業をするための改修費用の一部を市が補助する制度を創設し、給付金を交付する。 (防火、耐震改修、省エネルギー性能向上に資する分を含む)		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	生活利便性の向上		
【目標指標】	中心市街地営業店舗数		
【活性化に資する理由】	中心市街地における既存建築物を商業施設として再整備する費用を支援することにより、低未利用の建築物を店舗として商業活用し、生活利便性の向上や施設利用者等を中心とした通行者・滞在者数の増加につながる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～令和 12 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外 ※区域内で実施される事業のみ対象		

【事業名】秦野たばこ祭開催補助事業

【事業実施時期】	昭和 23 年度～		
----------	-----------	--	--

【実施主体】	秦野たばこ祭実行委員会		
【事業内容】	本市発展の礎を築いたタバコ葉栽培への情熱を引き継ぐため、中心市街地の商店街エリアにおいて、秦野たばこ祭実行委員会が実施するイベントに対し、市が補助金を交付する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	交流人口の拡大/歩道及び滞在空間の快適性の向上		
【目標指標】	交流創出事業数/通行者・滞在者数		
【活性化に資する理由】	中心市街地の歴史や地域の魅力を市内外に発信するとともに、多様な主体による事業を通して、継続的な来街者の増加や継続的な商業振興、中心市街地の魅力向上につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和12年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業名】地域の回遊性に資するイベントの実施事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度		
【実施主体】	秦野商工会議所、秦野市観光協会等		
【事業内容】	登録有形文化財や秦野名水などを生かした観光ボランティアなどによるまち歩きや中心市街地を中心とした飲食店をめぐるスタンプラリー、地域資源を生かしたイベントなどの実施。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	交流人口の拡大/歩道及び滞在空間の快適性の向上		
【目標指標】	交流創出事業数/通行者・滞在者数/滞在者のアクティビティ数		
【活性化に資する理由】	地域資源を生かした回遊性の向上につながるイベント等を実施することで、市民や来街者に、地域の魅力を伝え、交流人口の拡大につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和12年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外 ※区域内で実施される事業のみ対象		

【事業名】まちなか開業サポート事業

【事業実施時期】	令和7年度～		
【実施主体】	秦野市、まちづくり会社		
【事業内容】	開業者、賃貸者募集事業を行い、借主・貸主とのマッチングを支援するとともに、具体的な事業のコーディネートについても企画提案し、応募者を募集する。 また、女性のためのスキルアップセミナー等を開催し、商業の新たな担い手の開業支援を行う。		

	なお、まちづくり会社等が設立された場合は、当該事業者の事業として実施する。
活性化を実現するための位置づけ及び必要性	
【目標】	交流人口の拡大
【目標指標】	交流創出事業数
【活性化に資する理由】	遊休建物の所有者と開業意欲のある事業者がマッチングするためのシステムを構築し、新規参入の敷居を下げることにより、地区内における商業の活性化を図り、市民の生活利便性に寄与する。
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月
【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外 ※区域内で実施される事業のみ対象

【事業名】まちづくり会社設立支援事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 9 年度
【実施主体】	秦野駅北口周辺にぎわいのあるまちづくり会議
【事業内容】	まちづくり会社設立に関し、目的、必要性、手続き、体制、事業内容、事業計画、事業収支、許可・登録等について調査し、設立に向けた検討を行う。
活性化を実現するための位置づけ及び必要性	
【目標】	交流人口の拡大
【目標指標】	交流創出事業数
【活性化に資する理由】	公益性と企業性を併せ持つまちづくり会社を新たに組織し、より地域に密着した法人として、地区のにぎわい創出事業をリードすることが期待される。
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業
【支援措置実施時期】	令和 7 年 4 月～令和 10 年 3 月
【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内

【事業名】地域ブランド推進補助事業

【事業実施時期】	平成 22 年度～
【実施主体】	はだのブランド推進協議会
【事業内容】	本市の地域資源である丹沢と名水の魅力及び関連商品の PR、情報発信に係るイベントを開催する。

活性化を実現するための位置づけ及び必要性

【目標】	交流人口の拡大
【目標指標】	交流創出事業数
【活性化に資する理由】	本市の地域資源である丹沢と名水の魅力を磨き、関連商品の認知度向上を図ることで、シビックプライドの向上を図るとともに、市内

	事業者の意欲を高め、市内産業の活性化と魅力向上につながる。
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和12年3月
【その他特記事項】	区域内外

【事業名】 レトロ空間形成支援事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	秦野の歴史や生活様式を感じることができる空間を保全し、又は形成、活用するために必要な事業費を支援する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	交流人口の拡大		
【目標指標】	交流創出事業数		
【活性化に資する理由】	秦野の歴史を伝え、昔の生活様式に価値を感じることを通じて、交流人口の増加の展開が期待できる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和12年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】 デジタル空間形成支援事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度		
【実施主体】	秦野市・民間事業者		
【事業内容】	企業や関係団体と連携し、最先端技術を用いてデジタルの世界を体験できるイベントを実施するほか、デジタル技術に親しめる活動の支援を行う。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	交流人口の拡大		
【目標指標】	交流創出事業数		
【活性化に資する理由】	デジタル社会を学習、体験できる空間整備に向けて、企業、学術、金融等の連携による創造活動によって新たな展開が生まれるとともに、市民にとって魅力的な空間が創出されることによって、交流機会の増加につながる。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和12年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

【事業名】電子地域通貨関連事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	地域経済及び地域コミュニティの活性化などを推進するため、電子地域通貨を導入する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	生活利便性の向上		
【目標指標】	居住満足度		
【活性化に資する理由】	地域内に限定した通貨により、市外に流出しているお金を地域内に循環させ、域内経済の好循環に寄与。この取組の継続のための事業者交流のほか、市民との交流機会が生まれるほか、市内店舗でしか買えない商品、サービスづくりや個店からの情報配信により、個店のファン作りや誘客促進につなげる。		
【支援措置名】	デジタル田園都市国家構想交付金		
【支援措置実施時期】	令和 5 年度～令和 6 年度	【支援主体】	内閣府
【支援措置名】	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金）		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～9 年度	【支援主体】	内閣府

(3) 中心市街地の活性化に資するその他支援措置に関連する事業

【事業名】商業・業務の新たな核づくり【再掲】

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	市及び市土地開発公社所有地を含む一団の画地を整理し、商業・業務のための高度な土地利用を促進する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	生活利便性の向上		
【目標指標】	中心市街地営業店舗数		
【活性化に資する理由】	中心市街地の土地の高度利用を図ることにより、生活利便性の向上や交流人口の増加に繋がる。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	国土交通省

【事業名】県道 705 号商店街灯整備事業

【事業実施時期】	令和 9 年度～令和 11 年度		
----------	------------------	--	--

【実施主体】	秦野駅前通り商店街		
【事業内容】	県道 705 号に、防災・防犯面の向上、夜間の沿道景観の向上を目的とした街路灯を商店街により設置する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	歩道及び滞在空間の快適性の向上		
【目標指標】	通行者・滞在者数		
【活性化に資する理由】	県道への商店街灯の再整備に当たり、まちの将来像と調和するデザインを検討するとともに、夜間の防犯対策と回遊性向上を図る。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和 9 年度～令和 11 年度	【支援主体】	国土交通省

【事業名】駅前観光情報発信拠点整備事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	秦野市、秦野市観光協会		
【事業内容】	駅ビル等の空き店舗を活用し、来街者や市民に対する情報発信の場の整備・運営を行う。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	交流人口の拡大		
【目標指標】	交流創出事業数		
【活性化に資する理由】	情報発信を目的とした拠点を駅ナカに整備し、地区の魅力を発信することにより、市内の観光地や多世代交流拠点だけでなく、地区全体へ来街者を誘導し、にぎわいの波及を図る。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 9 年度	【支援主体】	国土交通省

【事業名】上宿通り歩行環境改善検討事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	上宿商栄会		
【事業内容】	上宿通りについて、安心安全な歩行空間の確保に向けた検討を行うとともに、商店街らしいシンボルや商業景観を形成するため、商店街灯の機能更新を検討する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	歩道及び滞在空間の快適性の向上		
【目標指標】	通行者・滞在者数		
【活性化に資する理由】	上宿通りの歩行空間の安全性や快適性を向上させることで、通行者・滞在者数の増加が期待できる。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		

【支援措置実施時期】	令和7年度～令和11年度	【支援主体】	国土交通省
------------	--------------	--------	-------

【事業名】商店街等診断・サポート制度活用事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度
【実施主体】	秦野市、商店街
【事業内容】	経済活力の向上とエリア価値向上の取組を支援するため、専門家の派遣事業を活用し、地域課題に対する行動変容を促す取組を行う。

活性化を実現するための位置づけ及び必要性

【目標】	生活利便性の向上		
【目標指標】	中心市街地営業店舗数		
【活性化に資する理由】	商店街や商工会議所が、専門家の助言を受けることで、時代やニーズに見合った商業展開や魅力向上のための行動につなげる。		
【支援措置名】	中心市街地・商店街等診断・サポート事業		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和11年度	【支援主体】	経済産業省

【事業名】中小企業アドバイザーリスト制度活用事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度
【実施主体】	中心市街地活性化協議会
【事業内容】	経済活力の向上とエリア価値向上の取組を支援するため、中小企業アドバイザーリスト制度を活用し、専門的知見からの助言や解決策の提案を受ける。

活性化を実現するための位置づけ及び必要性

【目標】	生活利便性の向上		
【目標指標】	中心市街地営業店舗数		
【活性化に資する理由】	中心市街地活性化協議会に対し、アドバイザーリストが助言をすることで、協議事業の多様化や事業の深化が期待される。		
【支援措置名】	中小企業アドバイザーリスト（中心市街地活性化）派遣事業		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和11年度	【支援主体】	経済産業省

【事業名】中心市街地活性化協議会運営支援制度活用事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度
【実施主体】	中心市街地活性化協議会
【事業内容】	中心市街地活性化協議会支援センターを通じ、情報収集や情報発信、交流活動を行う。（webサイト「まちかつ」の掲載、メールマガジンの活用、YouTube まちかつチャンネルの利用などを検討する。）

活性化を実現するための位置づけ及び必要性

【目標】	交流人口の拡大
【目標指標】	交流創出事業数

【活性化に資する理由】	中心市街地活性化協議会支援センターなど外部との情報交換によって、当協議会における調査研究、情報発信活動を深め、協議会活動の人才交流人口の増加などが期待される。		
【支援措置名】	中心市街地活性化協議会運営支援事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	経済産業省

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】まほろば大橋等イルミネーション開催補助事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	秦野たばこ祭実行委員会		
【事業内容】	中心市街地である秦野駅北口にかかる「まほろば大橋」の時計塔を中心としたイルミネーションを設置することに対し、市が補助金を交付する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	交流人口の拡大/歩道及び滞在空間の快適性の向上		
【目標指標】	交流創出事業数/通行者・滞在者数/滞在者のアクティビティ数		
【活性化に資する理由】	イルミネーションによって彩られた居心地の良い歩行空間を創出することにより、通行者・滞在者数の増加や滞在者のアクティビティの向上につなげる。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—

【事業名】上宿観音市開催事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	本町上宿自治会、上宿商栄会		
【事業内容】	中心市街地における観音堂で毎月実施する市民協働型のマルシェを開催する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	交流人口の拡大/歩道及び滞在空間の快適性の向上		
【目標指標】	交流創出事業数/通行者・滞在者数/滞在者のアクティビティ数		
【活性化に資する理由】	観音堂をまちづくりビジョンで描く地域の交流の場とするとともに、商店街への来街者の増加と魅力的な商店街の商品を PR することで、日常的な来街者、滞在者のアクティビティの増加につなげる。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—

【事業名】丹沢日和フェスティバル開催事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	小田急電鉄株式会社、丹沢日和フェスティバル実行委員会		
【事業内容】	小田急線秦野駅のペデストリアンデッキ、南北階段スペース等を活用し、1 日アミューズメントパークのようなコンテンツを集め、エンターテインメントを楽しむ子どもが溢れるようなイベントを行う。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	交流人口の拡大/歩道及び滞在空間の快適性の向上		
【目標指標】	交流創出事業数/通行者・滞在者数/滞在者のアクティビティ数		
【活性化に資する理由】	小田急電鉄の企画によって、秦野駅北口を中心とした新たな魅力が創出され、来場者と鉄道関係者・商店街・地域団体の新たな関係が生まれることで、通行者・滞在者数の増加や駅前広場等における通行者・滞在者のアクティビティの向上につながる。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—

【事業名】丹沢日和 70GO 開催事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	丹沢日和 70GO 実行委員会		
【事業内容】	小田急線秦野駅のペデストリアンデッキや駅前広場等を活用して、毎月第 4 土曜日に実施する市民協働型のマルシェを開催する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	交流人口の拡大/歩道及び滞在空間の快適性の向上		
【目標指標】	交流創出事業数/通行者・滞在者数/滞在者のアクティビティ数		
【活性化に資する理由】	中心市街地における様々な主体が連携し、にぎわいの創造を図るとともに、定期的な継続実施により、通行者・滞在者数の増加や駅前広場等における通行者・滞在者のアクティビティの向上につなげる。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—

【事業名】夏祭り開催事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	秦野駅前通り商店街		
【事業内容】	県道 705 号における商店街主催の夏祭りイベントを継続開催する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	交流人口の拡大/歩道及び滞在空間の快適性の向上		
【目標指標】	交流創出事業数/通行者・滞在者数/滞在者のアクティビティ数		
【活性化に資する理由】	商店街のコミュニティの形成を促進するとともに、商店街への来街		

	者の増加と魅力的な商店街の商品を PR することで、日常的な来街者、通行者・滞在者数の増加につなげる。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—

【事業名】地蔵まつり開催事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	花みずき通り商店会		
【事業内容】	中心市街地の商店街エリアにおけるキャンペーンとイベントを実施する。（地蔵まつり）		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	交流人口の拡大/歩道及び滞在空間の快適性の向上		
【目標指標】	交流創出事業数/通行者・滞在者数/滞在者のアクティビティ数		
【活性化に資する理由】	商店街のコミュニティの形成を促進するとともに、商店街への来街者の増加と魅力的な商店街の商品を PR することで、日常的な来街者、通行者・滞在者数の増加につなげる。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—

【事業名】登録有形文化財の維持及び活用支援事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	登録有形文化財を活用したにぎわい創造に資する取組をする場合、その施設の補修、維持保全、活用に要する費用の一部を給付する制度を創設し、給付を行うもの。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	交流人口の拡大		
【目標指標】	交流創出事業数		
【活性化に資する理由】	歴史的価値のある登録有形文化財を、地域共有の財産として保全し、未来に残していくために、その価値を広く伝え、交流人口を増やすだけでなく、施設の修繕や維持管理費を一部支援することを含めた仕組みづくりを進める。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—

8.4から7までに掲げる事業及び措置と一緒に推進する公共交通の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1) 現状分析

秦野駅前広場は、停車台数の許容量に対し、流入車両台数が多い状況にある。また水無川沿い両岸の道路は、通過交通車両も混在するため、時間帯や天候により混雑している状況にある。県道705号（秦野駅前通り）においては、拡幅整備を進めており、整備後に対面通行を予定しているが、駅に直結する路線のため、一般車両の通行増加や、多世代交流拠点の整備に伴う交通事情の変化が見込まれる。

今後は、バス交通の経路の見直しや、一般車両の過剰な流入を抑制した、公共交通と歩行者が中心のまちとするための検討が急務となっている。

(2) 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

県道705号の拡幅を契機として、今後の公共交通施策、土地利用計画、観光施策や歩いて暮らせるまちづくりなどに配慮した検討を行う必要がある。

具体的には、駅前広場の交通計画、駅周辺の交差点処理、バス交通及び多世代交流拠点の整備に伴う駐車場などのあり方とともに、公共交通の乗車・降車位置、物流、一般車両の流入、速度規制などの考え方を検討する必要がある。

(3) フォローアップの考え方

今後の都市基盤整備の計画、整備状況や、交通量調査・推計を踏まえ、駅周辺交通のあり方を検討する。その結果及び公共交通の利用状況の変化を踏まえ、必要な取り組みを実施する。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他支援措置に関する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

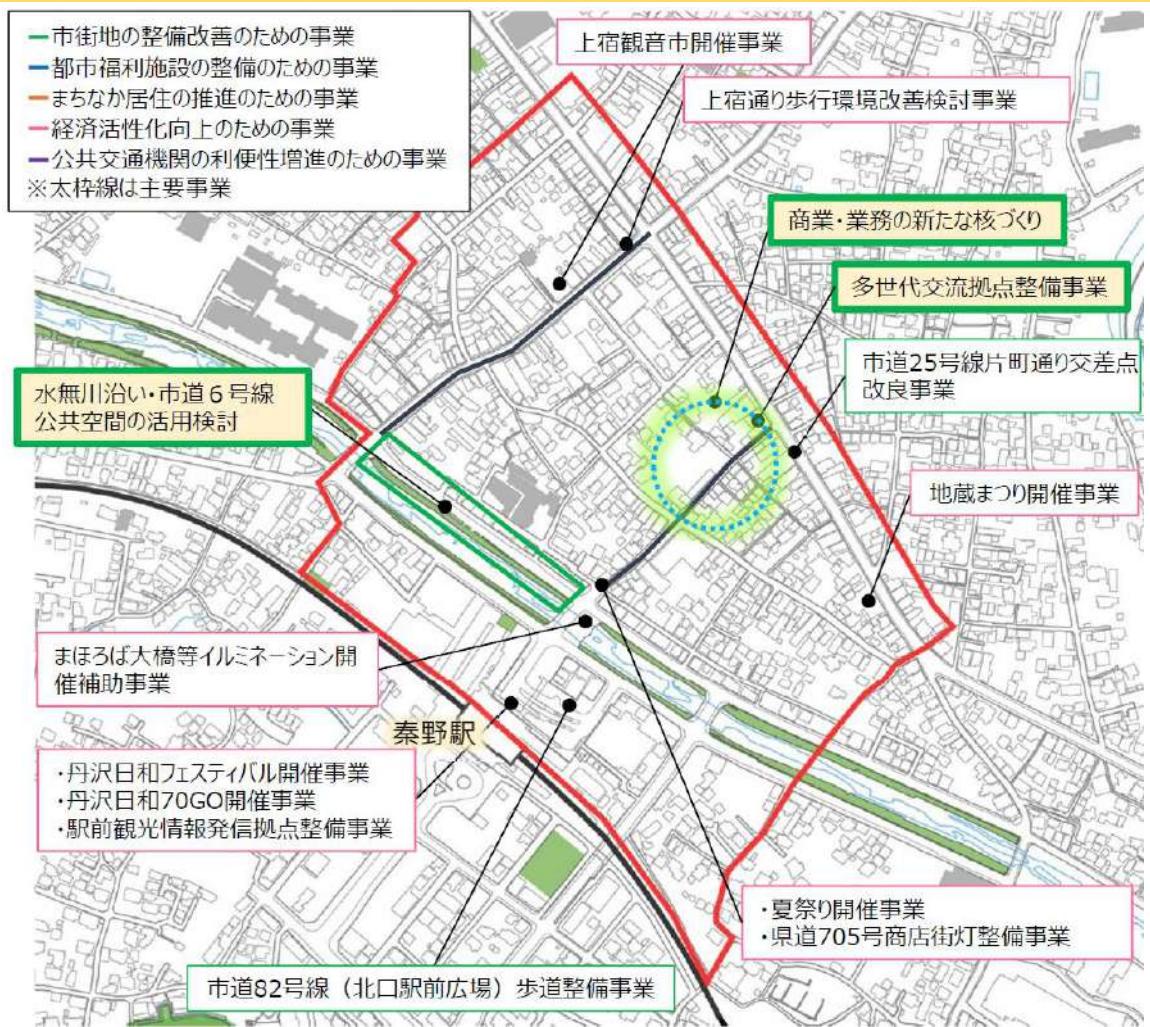
【事業名】バス路線検討事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 8 年度		
【実施主体】	秦野市、神奈川中央交通株式会社		
【事業内容】	県道 705 号沿道整備に伴うバス路線のあり方検討を行う。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	生活利便性の向上		
【目標指標】	居住満足度		
【活性化に資する理由】	県道拡幅や交差点改良に加え、将来的に計画している駅前広場の整備に合わせて、地域の重要な交通手段となっているバス路線網を見直し、地区内の回遊性向上を図る。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—

【事業名】交通影響調査予測事業

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	秦野市		
【事業内容】	県道 705 号の整備や多世代交流拠点整備による道路交通への影響や、駐車場整備のあり方、周辺交差点への影響、歩行者優先道路のあり方について検討する。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	生活利便性の向上		
【目標指標】	居住満足度		
【活性化に資する理由】	県道拡幅や多世代交流拠点整備後の交通の変化や課題を把握し、にぎわいづくりを進める。		
【支援措置名】	—		
【支援措置実施時期】	—	【支援主体】	—

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



実施箇所が特定されない事業

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・多世代交流拠点関連事業 ・多世代交流拠点区画道路整備 ・滞在空間創出快適性向上支援事業 ・壁面後退用地整備事業 ・地区計画策定事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者による商業イベント・研究会事業 ・商店街空き店舗対策事業 ・商店街販売促進事業 ・電子地域通貨関連事業 ・商業施設建築利子補給金交付事業 ・既存商業施設リニューアル整備費補給金交付事業 ・秦野たばこ祭開催補助事業 ・地域の回遊性に資するイベントの実施事業 ・まちなか開業サポート事業 ・登録文化財の維持及び活用支援事業 ・レトロ空間形成支援事業 ・デジタル空間形成支援事業 ・商店街等診断・サポート制度活用事業 ・中小企業アドバイザー制度活用事業 ・中心市街地活性化協議会運営支援制度活用事業 ・まちづくり会社設立支援事業 ・地域ブランド推進補助事業 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・まちなかこども支援拠点整備事業 ・まちなか若者活動拠点整備事業 ・市民活動スペース整備事業 ・まちなか健康づくり事業 ・まちなか図書館事業 ・市民学習講座事業 ・ギャラリー等の整備事業 ・多目的ホール整備事業 ・まちなか防災機能整備事業 ・魅力情報発信盤整備事業（施設内外） ・秦野名水活用検討事業 ・公共施設ストックマネジメント事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・移住・定住促進事業 ・空家バンク事業 ・バス路線検討事業 ・交通影響調査予測事業 |

9.4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事業

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 中心市街地活性化を総括する組織（要員、専任職員の配置状況も）

年月日	組織状況
令和5年4月1日	担当2名
令和6年4月1日	担当4名 ・組織改正により、担当職2名増員し、秦野駅北口にぎわい創造担当を設置し、計4名にて計画を推進

(2) 庁内の連絡調整のための会議（活動状況も）

年月日	会議状況
令和5年4月12日	第1回秦野駅北口周辺にぎわい創造プロジェクト推進会議
令和6年2月16日	第2回秦野駅北口周辺にぎわい創造プロジェクト推進会議
令和5年5月11日、 9月12日、11月30日、 12月20日、 令和6年4月17日	拠点整備に向けた意見交換会（多世代交流拠点庁内検討会）
令和5年4月21日	第1回道路空間の利活用に関する意見交換
令和6年6月22日	第2回道路空間の利活用に関する意見交換

(3) 秦野市議会における中心市街地活性化の審議内容

年月日	審議状況
令和6年6月20日	一般質問にて、中心市街地活性化基本計画の取組状況、多世代交流拠点の取組、導入機能の内容について答弁
令和6年6月14日	常任委員会質問にて、秦野駅北口周辺のまちづくりの概要及び取り組み状況、区域内の他の商店街へのにぎわいの展開について説明

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 秦野市中心市街地活性化協議会の概要（設立日、組織・体制、役割等）

設立日：令和6年7月9日

名称：秦野駅北口周辺にぎわいのあるまちづくり会議

体制：会長1名、副会長3名、監査1名

役割：基本計画の策定、計画内容の協議、認定実施計画の推進、制度調査研究

(2) 構成員及び開催状況（開催日、議題、議事概要、議決状況等）

構成：学識経験者、経済団体、公共交通団体、商店街後継者団体、建設関係、地域住民、商店街、金融機関、観光振興、行政（県・市）

開催日：令和6年3月29日

- 議題 1 水無川沿い社会実験結果について
- 2 令和 6 年度の社会実験内容について
- 3 まちづくり会議事業収支予算について
- 4 国土交通省補助金の内容について
- 5 まちづくり会議規約改正について
- 6 社会実験受託事業者の選定
- 7 令和 6 年度のスケジュールについて
- 8 中心市街地活性化基本計画の概要案について

開催日：令和 6 年 7 月 9 日

- 議題 1 まちづくり会議規約改正について
- 2 令和 6 年度事業計画及び収支予算について
- 3 社会実験の実施内容について
- 4 中心市街地活性化基本計画素案について
- 5 多世代交流拠点整備に向けた検討について

開催日：令和 6 年 11 月 6 日

- 議題 1 中心市街地活性化基本計画について
- 2 社会実験について
- 3 秦野駅北口にぎわいのあるまちづくり会議の今後の取組について

秦野駅北口周辺にぎわいのあるまちづくり会議

No.	所属	職名	氏名	役職
1	学識経験者	東海大学 建築都市学部	教授	岩崎 克也
2		神奈川大学 建築学部まち再生コース	教授	山家 京子
3	地域経済 団体	秦野商工会議所	会頭	佐野 友保
4		秦野市農業協同組合	代表理事組合長	宮永 均
5	公共交通 事業者	小田急電鉄株式会社	エリア事業創造部課長	五十嵐 理
6		神奈川中央交通株式会社	経営戦略部	沖野 太志
7	商店街 後継者団体	あきんど育成会		梶山 明寛
8	建設関係	秦野建設業協会		山本 裕宜
9	地域住民	東道自治会	会長	北見 悅郎
10		本町上宿自治会	副会長	北村 一生
11		片町自治会	会長	榎本 穎範
12	商店会	秦野駅前通り商店街		露木 徳英
13		片町第一商店街		佐藤 里奈
14		上宿商業会		和田 在弘
15	金融機関	中栄信用金庫	常務理事 地域支援部長	足立 昌弘
16	観光振興	秦野市観光協会	会長	市川 和雄
17	行政	神奈川県平塚土木事務所	工務部長	松田 英介
18			副市長	石原 学
19			副市長	高橋 正道
20		秦野市	政策部長	高垣 秀一
21			都市部長	中原 慎吾
22			建設部長	多田 智

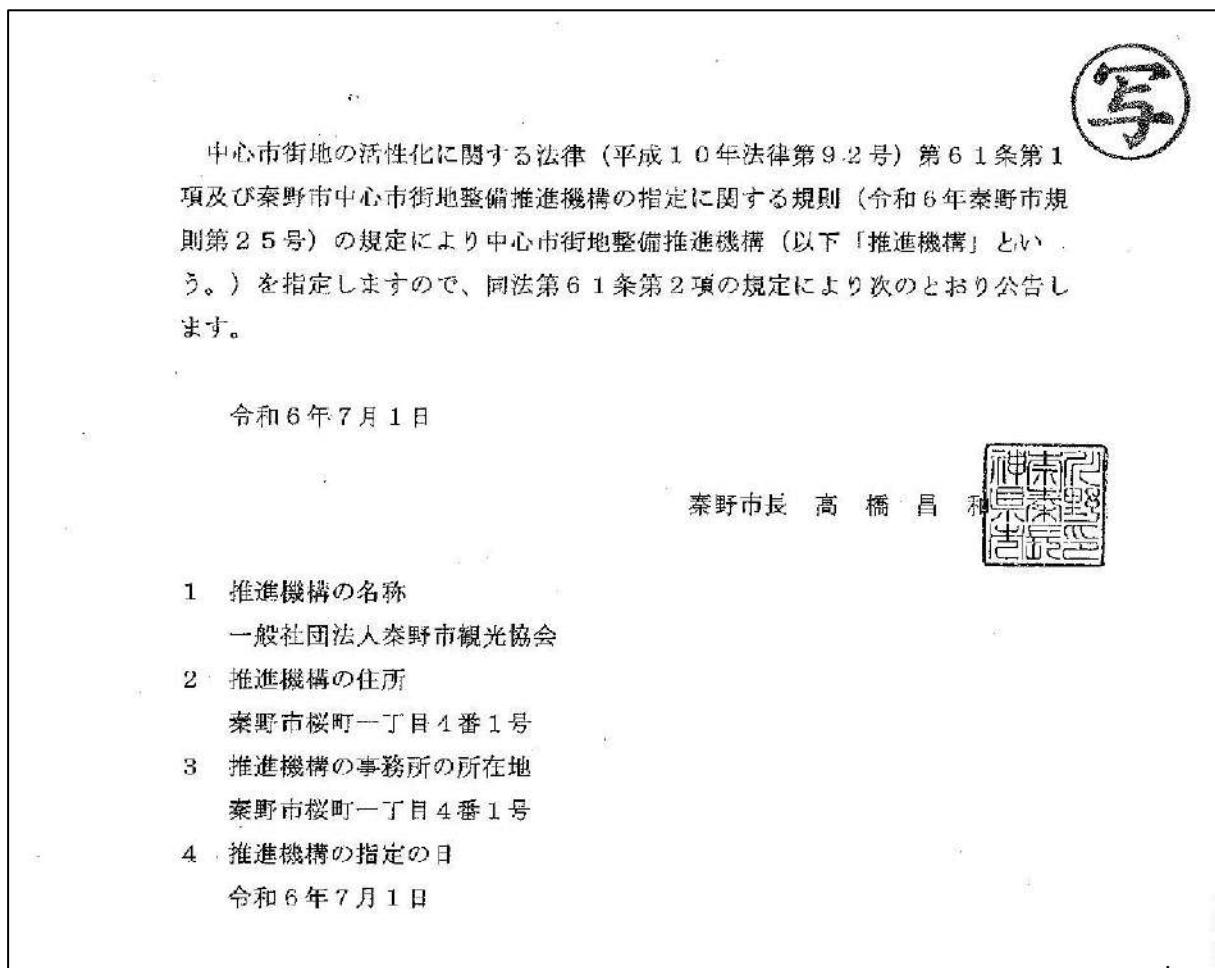
事務局	はだの魅力づくり担当部長
	秦野駅北口にぎわい創造担当

(3) 法第15条各項の規定に適合していること

秦野駅北口周辺にぎわいのあるまちづくり会議は、中心市街地の活性化に関する法律第15条各項に適合している。

○主な適合状況

- ・第1項第1号イの規定に基づき、都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、一般財団法人 秦野市観光協会（R6.7.1付けで中心市街地整備推進機構に指定）を協議会の構成員としている。



- ・第1項第2号イの規定に基づき、経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、秦野市商工会議所を協議会の構成員としている。

(4) 基本計画の作成に際して協議会から意見を聞いたことがわかる資料（意見書等）

令和6年11月6日

秦野市長 高橋昌和様

秦野駅北口周辺にぎわいのあるまちづくり会議
会長 岩崎克也

秦野市中心市街地活性化基本計画案に対する意見書の提出について

中心市街地の活性化に関する法律第15号第9項に基づき、次のとおり、秦野市中心市街地活性化基本計画案に対する意見書を提出します。

（意見）

秦野市中心市街地活性化基本計画案（以下、「計画案」という。）は、秦野市の中心市街地を活性化させる計画として妥当なものである。

（付帯意見）

計画案では、5年間の計画期間における事業について、実施主体、支援内容等が明記されるとともに、適切な数値目標も設定されていることから、中心市街地が活性化されると考えられるが、より確実に効果が上がることを期待し、次の意見を申し添える。

- 1 市は、事業者及び市民と一体となり、「名水と歴史がつなげる未来 しなやかな街なか暮らし」の実現に向け、事業の推進を図ること。
- 2 主要事業に位置付ける「多世代交流の場の整備」、「商業・業務の新たな核づくり」及び「水無川沿い公共空間の活用検討」については、本計画を推進していくうえで重要な事業であることから、秦野駅北口周辺まちづくりビジョンで描くまちの将来像や社会実験等の取組実績を踏まえ、着実に取組を進めること。
- 3 中心市街地の活性化や目標達成に有効な事業の検討は継続して行い、必要に応じて事業を追加するなど、柔軟に計画の見直しを行うこと。

(5) 協議会の規約

秦野駅北口周辺にぎわいのあるまちづくり会議 規約

(令和5年11月6日施行)

(名称)

第1条 この会議の名称は、秦野駅北口駅周辺にぎわいのあるまちづくり会議(以下「本会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会議は、秦野駅北口周辺地区(以下「対象地区」という。)において、公と民が一体となり、にぎわいを創出するため、ビジョンの策定に関する事項、中心市街地の都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため秦野市が策定する中心市街地活性化基本計画に関する事項、及びその実施に関し必要な事項について協議し、秦野市中心市街地の活性化の推進と発展に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会議は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1) 対象地区における公民協働のビジョンの策定及び改定に関する事項
- (2) 中心市街地活性化基本計画の実施に関し、必要な事項についての協議及び意見の提出
- (3) 対象地区の活性化に関する事業の総合調整
- (4) 対象地区の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換
- (5) 対象地区の活性化に関する調査研究の実施
- (6) 対象地区等のまちづくりに係る情報の発信・共有
- (7) 本会議の運営に関する事項
- (8) その他前条に掲げる目的に達成のために必要な事項

(組織)

第4条 本会議は、次に掲げる団体等をもって組織する。

- (1) 対象地区のまちづくりに関わる地域団体等
 - (2) 有識者
 - (3) 行政
 - (4) 中心市街地の活性化に関する法律(以下、「法」という。)第15条第1項及び第2項に該当する者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、会長が適当と認める者
- 2 法第15条第4項に該当する者であって、本会議の構成員でないものは、自己を本会議の構成員として加えるよう本会議に申し出ることができる。この場合において本会議は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。
- 3 本会議への加入又は脱退は、会長が承認する。

(役員及び職務)

第5条 本会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 監事 1名

2 会長は、会員の互選により定める。

3 副会長は、会長が指名する会員をもって充てる。

4 会長は本会議を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 監事は、協議会の会計を監査する。

(会議)

第6条 本会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、会員の半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者をオブザーバーとして会議に参加させができる。

(会計)

第7条 本会議の会計期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 本会議の会計に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第8条 本会議の庶務は、駅周辺にぎわい創造主管課において処理する。

2 本会議における意見又は助言は、駅周辺にぎわい創造主管課において記録し、文書化する。

(補足)

第9条 この規約に定めるもののほか、本会議の運営に関する必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

この規約は、令和6年3月29日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年7月9日から施行する。

[3]基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等

(1) 客観的現状分析及びニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

① 統計的データの客観的な把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[2]地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析」において、統計的データ等により地域の現状を把握・分析し記載。

② 地域住民のニーズの客観的な把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[3]地域住民のニーズ等の把握」において、ワークショップやアンケート等により結果を分析し記載。

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

① パブリックコメントの実施

本計画の素案について、広く市民等の意見を聴取するため、令和6年9月1日から令和6年9月30日までの30日間、パブリックコメントを実施した。

募集期間	令和6年9月1日（日）～令和6年9月30日（月）
意見数	50件

② 地域住民等を対象とした協議・検討の場（住民説明会、ワークショップ、タウンミーティング）の設置状況と実施状況

実施日時	令和6年5月29日（水）
意見提出者	本町小学校5年生への説明（総合学習）
主な意見	<ul style="list-style-type: none">・シャッターが閉じた店舗が多い・古くて閉じたままのお店は新しくした方が良い・空き店舗を活用すべき、活用したい、どうしたら皆が笑顔になるか、考えたいとの意見多数・子供たちが遊べる場所を増やして欲しい・みんなが安心して集まれる施設があれば、にぎわう・みんなが幸せで笑顔を浮かべることができる交流スペースができたら、行ってみたい・秦野に多い登山やスポーツイベントがあるとよい・商店街に屋根を付けたら雨でも歩きやすい・人口減少への危機意識、対応

実施日時	令和6年6月19日（水）
意見提出者	8名 片町自治会への説明
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の迅速化 ・空き店舗の活用の推進、体制整備の状況 ・人口減少への危機意識、対応

③ 社会実験の実施

中心市街地活性化につながる取組を商店街・事業者・市民・行政等が一体となって推進するにあたり、拠点整備や活用に向けた検証や担い手育成を目的に社会実験を実施した。

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[4]これまでの中心市街地活性化に関する取組み」において、概要を記載。

○実施経過

実施日	目的
令和5年7月12日（水）～ 令和5年7月16日（日）	<ul style="list-style-type: none"> ・県道705号沿道の交流拠点に必要な機能の検証及び屋外空間の活用策の検証
令和5年11月18日（土）、 19日（日）	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりビジョン実現に向けた居場所の在り方及び環境の在り方の検証（水無川沿いの活用検討）
令和6年8月25日（日）	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施に向けた体制の検討、水無川沿いゾーン以外へのにぎわいの波及（回遊性向上）

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

市内は全域が都市計画区域であり、都市計画図のとおり用途地域を指定し、計画区域を含む秦野駅と、鶴巻温泉駅・東海大学前駅・渋沢駅の小田急線4駅周辺（以下、「小田急4駅周辺」という）を中心に、商業地域及び近隣商業地域とし、そのまわりを取り囲むように各種住居地域を指定し、都市機能の集積を図っている。

<秦野市都市マスタープラン>

小田急4駅周辺を本市の都市拠点と位置付けており、中でも、秦野駅周辺については、市の「中心都市拠点」と位置付け、高次都市機能を誘導し、交流人口の増加と、にぎわい創出を図ること、魅力ある商業地の形成や空き店舗等の有効活用による商店街の活性化等を図るとしている。

<秦野市立地適正化計画>

都市機能誘導区域が計画区域全域を包含しており、市の「中心都市拠点」として、高次都市機能の誘導とともに、生活サービス施設を徒步圏に充実させることなどを示している。

[2] 都市計画手法の活用

秦野市は、首都圏整備法に基づく既成市街地及び近郊整備地帯を含む市町村に該当するため、特別用途地区等の活用による準工業地域における大規模集落施設立地制限は適応されない。

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 秦野市内の大規模建物等の立地状況

秦野市内における、大規模小売店舗等の立地状況を「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[2]地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析」に掲載している。

中心市街地内には大型小売店は立地しないが、駅から800mの位置に市内で最も売り場面積の大きいイオン秦野店が立地する。

(2) 秦野市内における公共施設

中心市街地における主な都市機能の立地状況を「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[2]地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析」に掲載している。

秦野駅周辺には、駅から800m圏内に都市機能が集積しているが、中心市街地に立地するものは保育園と公園で、市民が交流・活動できる施設が少ない状況にある。

また、はだのこども館については、建物の老朽化が進み、移転が計画されている。

○市立公民館等

施設名	駅 800m 圏	施設名	駅 800m 圏
西公民館		堀川公民館	
上公民館		はだの歴史博物館	
南公民館	○	宮永岳彦記念美術館	
北公民館		はだの浮世絵ギャラリー	
東公民館		ほうらい会館	
鶴巻公民館		保健福祉センター	

渋沢公民館		表丹沢野外活動センター	
本町公民館	○	はだのこども館	○
南が丘公民館			

○児童館・児童センター

施設名	駅 800m 圏	施設名	駅 800m 圏
末広ふれあいセンター		堀山下	
平沢		沼代	
いずみ		曲松児童センター	
西大竹		渋沢	
横野		千村	
戸川		柳川	
三屋台		堀川	
北矢名		鶴巻	
広畠			

[4] 都市機能の集積のための事業等

4 から 8 に掲載した事業のうち、都市機能の集積に資する事業は、次のとおり。

分類	事業名
4. 市街地整備改善のための事業	・水無川沿い・市道 6 号線公共空間の活用検討
5. 都市福利施設の整備の事業	<ul style="list-style-type: none"> ・多世代交流拠点整備事業 ・公共施設ストックマネジメント事業 ・まちなかこども支援拠点整備事業 ・多目的ホール整備事業 ・まちなか防災機能整備事業 ・魅力情報発信盤整備事業
6. 街なか居住の促進のための事業	・移住・定住促進事業
7. 経済活力の向上のための事業	<ul style="list-style-type: none"> ・商業・業務の新たな核づくり ・商店街空き店舗対策事業 ・商業施設建築利子補給金交付事業 ・駅前観光情報発信拠点整備事業 ・まちなか開業サポート事業
8. 4 から 7 までに掲げる事業及び措置 と一体的に推進する事業	・バス路線検討事業

11. その他中心市街地の活性化に資する事項

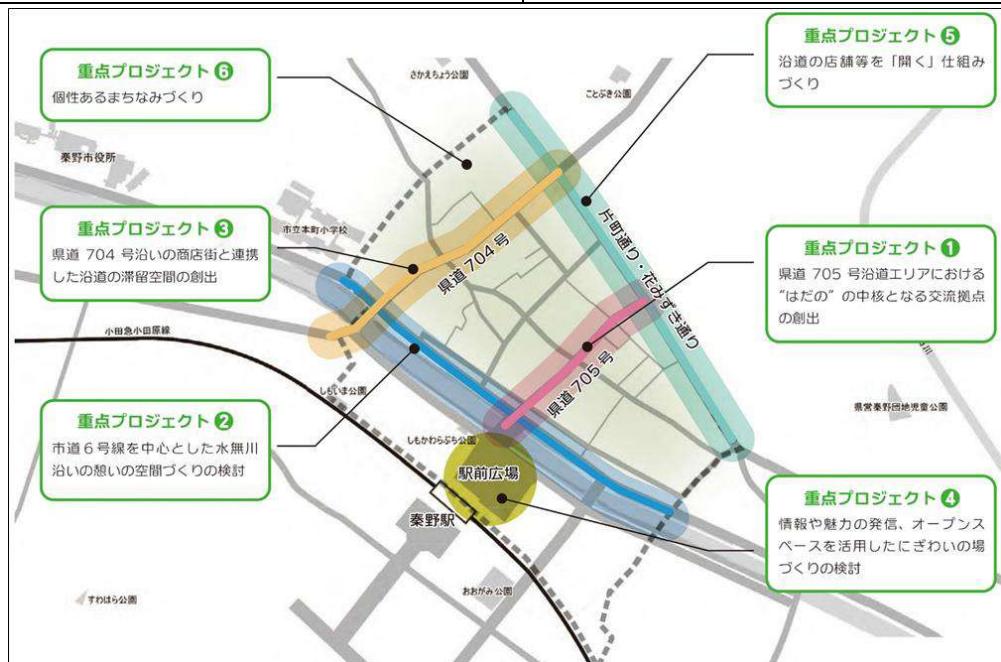
[1] 基本計画に掲げる事業などの推進上の留意事項

＜秦野駅北口周辺まちづくりビジョンの推進＞

秦野駅北口周辺の地域資源やこれまでの地域活動等の蓄積を生かしながら、これまで以上に、公民が連携して取り組むための指針として、2023（令和5）年11月に秦野駅北口周辺にぎわいのあるまちづくり会議により策定した「-名水と歴史がつなげる未来- しなやかな街なか暮らし」を地区の将来像とし、当該区域を6つのゾーンに分け、ゾーン別の目指すべき方向性を定めた。

また、本ビジョンの実現に向け、優先的に取り組むべき課題を有し、併せて、より高い効果が期待される取組として、6つの重点プロジェクトを位置付け、推進していくこととしている。これに対応する中心市街地活性化基本計画に定める主な事業は次のとおりである。

重点プロジェクト	事業
①県道705号沿道エリアにおける“はだの”の中核となる交流拠点の創出	<ul style="list-style-type: none">・多世代交流拠点整備事業・商業・業務の新たな核づくり事業
②市道6号線を中心とした水無川沿いの憩いの空間づくりの検討	<ul style="list-style-type: none">・水無川沿い・市道6号線公共空間の活用検討
③県道704号沿いの商店街と連携した沿道滞留空間の創出	<ul style="list-style-type: none">・上宿通り歩行環境改善検討事業・上宿観音市開催事業
④情報や魅力の発信、オープンスペースを活用したにぎわいの場づくりの検討	<ul style="list-style-type: none">・市道82号線（北口駅前広場）歩道整備事業・滞在空間創出快適性向上支援事業・駅前観光情報発信拠点整備事業
⑤沿道の店舗等を「開く」仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none">・地蔵まつり開催事業・商店街空き店舗対策事業・商業施設建築利子補給金交付事業
⑥個性あるまちなみづくり	<ul style="list-style-type: none">・商店街販売促進事業・既存商業施設リニューアル整備費補給金交付事業



【2】都市計画等との調和

＜秦野市総合計画＞及び＜第2期秦野市まち・ひと・しごと創生総合戦略＞

2021（令和3）年3月に策定した秦野市総合計画および第2期秦野市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、「“住んでみよう・住み続けよう”秦野みらいづくりプロジェクト」をリーディングプロジェクトに、下記の6つの基本目標を掲げており、基本目標3において、計画区域を含む小田急4駅周辺の活性化を図ることとしている。

プロジェクト1. 健康で安心して暮らせるプロジェクト

プロジェクト2. 未来を拓く子育て・教育プロジェクト

プロジェクト3. 小田急4駅周辺にぎわい創造プロジェクト

「温泉」、「大学」、「まちの中心地、文化歴史」、「表丹沢」など、小田急線4駅それぞれの魅力ある地域資源や特色を生かした、楽しい「まち歩き」の仕掛けづくりなどにより、活力あふれるにぎわい創造に取り組みます。

プロジェクト4. 新東名・246バイパスの最大活用プロジェクト

プロジェクト5. 新たな日常創造プロジェクト

横断プロジェクト. 移住・定住活性化（プロジェクト3・4の横断プロジェクト）

＜秦野市都市マスタープラン＞

秦野市都市マスタープランでは、小田急4駅周辺を本市の都市拠点と位置付けており、特に秦野駅周辺を市の「中心都市拠点」に定め、高次都市機能を誘導し、交流人口の増加とにぎわい創出を図ること、及び魅力ある商業地の形成や空き店舗等の有効活用による商店街の活性化等を推進することを掲げている。

＜秦野市立地適正化計画＞

秦野市立地適正化計画では、秦野駅周辺を「中心都市拠点」に位置づけ、駅周辺の生活利便性の高い区域を都市機能誘導区域に定めている。高次都市機能の誘導とともに、生活サービス施設を徒歩圏に充実させることなどを定めている。なお、この都市機能誘導区域内に基本計画区域を設定した。

＜小田急4駅周辺にぎわい創造に向けた中心市街地活性化推進方針＞

小田急4駅周辺が、それぞれの特徴を生かした都市の拠点として魅力を高めることを目的に、公民が一体となって取り組む機運の醸成と体制の構築を進め、「企業の新規立地、既存施設の再整備等による投資の誘導」「低未利用地の活用の推進及び便利に暮らせる街並みの形成」「公共施設の再配置と連動した公共サービス、公益機能の充実」といった取組により、駅周辺市街地における歩いて楽しい、歩いて暮らせるまちづくりを推進している。

【3】その他の事項

（1）環境・エネルギー等への配慮

＜ゼロカーボンシティの実現＞

2021（令和3）年2月に「2050年ゼロカーボンシティ」への挑戦を表明し、その実現に向けた取組を着実に推進していくため、「秦野市地球温暖化対策実行計画」を策定し、地域特性を生かした取組として、再生可能エネルギー設備の設置導入の促進や屋上や壁面の緑化等による緑地の確保に取り組むとしている。

(2) 国の地域活性化施策との連携

<第2期秦野市まち・ひと・しごと創生総合戦略>

2021（令和3）年3月に第2期秦野市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定。「“住んでみよう・住み続けよう”秦野みらいづくりプロジェクト」をリーディングプロジェクトに、基本目標3において、計画区域を含む小田急4駅周辺の活性化として、それぞれの魅力ある地域資源や特色を生かした、楽しい「まち歩き」の仕掛けづくりなどにより、活力あふれるにぎわい創造に取り組むこととしている。